

総務委員会

議案

議案第85号	令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第2号）	（財政課長）
議案第86号	令和7年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	（財政課長）
議案第87号	令和7年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	（財政課長）
議案第88号	令和7年度葛飾区介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	（財政課長）
議案第93号	葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	（選挙管理委員会事務局長）
議案第94号	（仮称）葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第95号	葛飾区立宝木塚小学校建築工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第96号	葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第97号	葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第98号	全国みどりと花のフェアかつしか用フラワーメリーゴーランドの買入れについて	（契約管財課長）
議案第99号	葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等の買入れについて	（契約管財課長）
議案第100号	柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者の指定について	（観光課長）
議案第101号	柴又川甚まちなみ館什器等の買入れについて	（契約管財課長）

庶務報告

政策経営部

- (1) 令和7年度都区財政調整区別算定結果について（財政課長）

総務部

- | | | |
|------|--|--------------|
| (1) | 葛飾区公文書等管理条例の施行について | (総務課長) |
| (2) | 専決処分（訴えの提起）の報告について | (総務課長) |
| (3) | 専決処分（損害賠償額の決定）の報告について | (総務課長) |
| (4) | 専決処分（訴訟上の和解）の報告について | (総務課長) |
| (5) | 不作為の違法確認請求事件について | (総務課長) |
| (6) | 義務付け等請求事件について | (総務課長) |
| (7) | 葛飾区保有個人情報開示取消処分取消請求事件について | (総務課長) |
| (8) | 裁決取消請求控訴事件の判決について | (総務課長) |
| (9) | 特別障害者手当認定処分取消請求事件の判決について | (総務課長) |
| (10) | 組合保留床の譲渡に関する協定等について | (総合庁舎推進担当課長) |
| (11) | 専決処分（契約変更）の報告について | (契約管財課長) |
| (12) | 工事契約について | (契約管財課長) |
| (13) | 令和6年度特別区税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の不納欠損について | (収納対策課長) |
| (14) | 差押債権取立請求事件に係る訴えの取下げについて | (収納対策課長) |
| (15) | Web口座振替受付サービスについて | (収納対策課長) |
| (16) | 令和6年度都民税及び森林環境税過少払込みに係る精算措置及びシステム事業者への対応について | (税務課長) |
| (17) | 定額減税補足給付金（不足額給付）の給付金総額の補正について | (税務課長) |
| (18) | 税務業務における窓口サービス向上及び業務効率化の取組について | (税務課長) |

地域振興部

- | | | |
|-----|------------------------------|----------|
| (1) | 金町区民事務所における納付済み各種保険料等の消失について | (戸籍住民課長) |
|-----|------------------------------|----------|

産業観光部

- | | | |
|-----|--------------------------|--------|
| (1) | 亀有地域における観光バス駐車場整備の進捗について | (観光課長) |
|-----|--------------------------|--------|

選挙管理委員会事務局

- | | | |
|-----|------------|---------------|
| (1) | 投票所の移転について | (選挙管理委員会事務局長) |
|-----|------------|---------------|

議案第 93 号 関係資料
選挙管理委員会事務局
令和 7 年 9 月 18 日

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

選挙管理委員会事務局

1 改正理由

公職選挙法施行令の改正を踏まえ、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る
公費負担の限度額を改める必要があるので、所要の改正をするもの

2 改正概要

選挙運動用のビラの作成及び選挙運動用のポスターの作成に係る公費負担の 1 枚
当たりの作成単価の限度額について、以下のとおり改めるもの

(1) 選挙運動用ビラの作成（第 5 条の 2 及び 4）

摘 要	現 行	改 正 案
作成単価限度額	7. 73 円	8. 38 円

(2) 選挙運動用ポスターの作成（第 8 条）

摘 要	作成単価限度額
現 行	$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$
改 正 案	$\frac{586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$

3 新旧対照表
別紙のとおり

4 施行日
公布の日

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表【改正部分抜粋】

現 行	改正案
葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 平成6年6月27日 条例第30号 (略) (ビラの作成の公費負担) 第5条の2 候補者は、7円73銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (略) (ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第5条の4 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 (略) 第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た	葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 平成6年6月27日 条例第30号 (略) (ビラの作成の公費負担) 第5条の2 候補者は、8円38銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (略) (ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第5条の4 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 (略) 第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た

金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は1 円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6 条後段において準用する第2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 (略)	金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は1 円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6 条後段において準用する第2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 (略) 付 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙については、なお従前の例による。</u>
---	--

議案第 9 4 号	関係資料
議案第 9 5 号	関係資料
議案第 9 6 号	関係資料
議案第 9 7 号	関係資料
総	務 部
令 和 7 年 9 月 1 8 日	

議決案件工事資料

契約管財課

議決案件工事箇所図

【議案第94号】

(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

南水元三丁目1646番5

【議案第95号】

葛飾区立宝木塚小学校建築工事

宝町二丁目29番23号

【議案第96号】

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

奥戸七丁目17番1号

【議案第97号】

葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

四つ木四丁目22番1号

((仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事)

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002005
件 名	(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事
履行場所	東京都葛飾区南水元三丁目1646番 5
工 期	契約締結日の翌日から令和 9 年11月30日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 7 月 3 日
開札日時	令和 7 年 8 月 6 日 13時30分 電子入札
落札者名	金子・田辺建設共同企業体 株式会社金子工務店 代表取締役 鈴木 潤美 東京都葛飾区立石六丁目14番10号
落札金額	3,294,500,000 円

項番	企業名	入札価格 (円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	金子・田辺建設共同企業体	3,294,500,000	0.1	22.0	22.1	落札
2	大翔・東葛長谷建設共同企業体	3,298,900,000	0.0	21.2	21.2	
3	永井・大徳建設共同企業体					辞退
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	3,298,900,000 円
------	-----------------

(参 考)

(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

敷 地 面 積 2,330.67平方メートル

建 築 構 造 鉄骨造地上 5 階建

建 築 面 積 1,217.07平方メートル

延 べ 面 積 4,809.53平方メートル

高 さ 20.68メートル

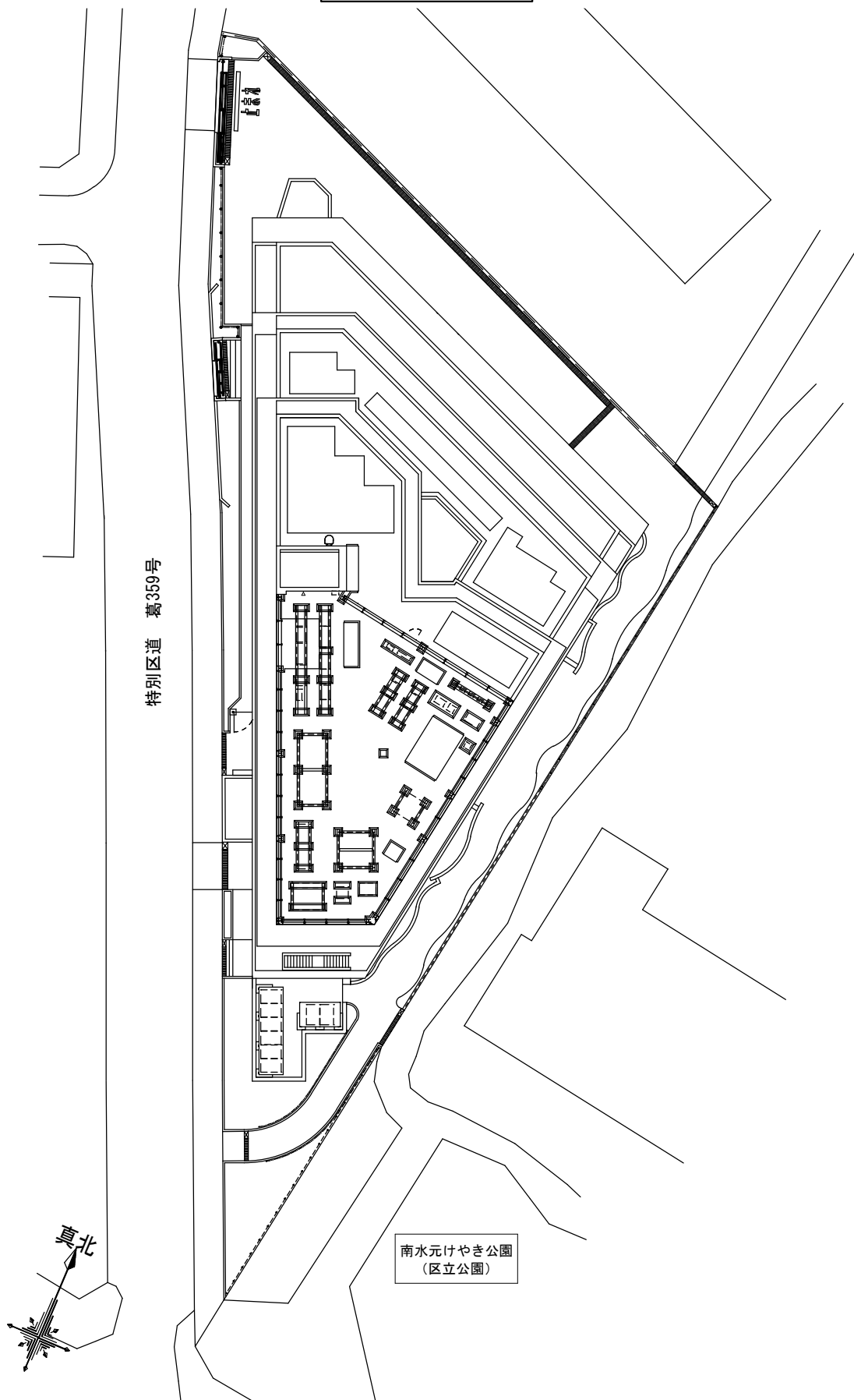
主要諸室等	1 階	面談室、事務室、医務室兼看護職員室、静養室、 会議室、調理室、配膳室、職員更衣室
	2 階	居室、脱衣室、浴室、機械浴室、介護職員室、 職員休憩室
	3 階	居室、脱衣室、浴室、機械浴室、介護職員室、 職員休憩室
	4 階	居室、脱衣室、浴室、機械浴室、介護職員室、 職員休憩室
	5 階	機能訓練室、防災拠点型地域交流スペース、脱 衣室、浴室、備蓄倉庫、設備室

案 内 図



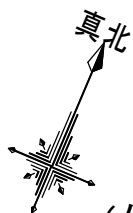
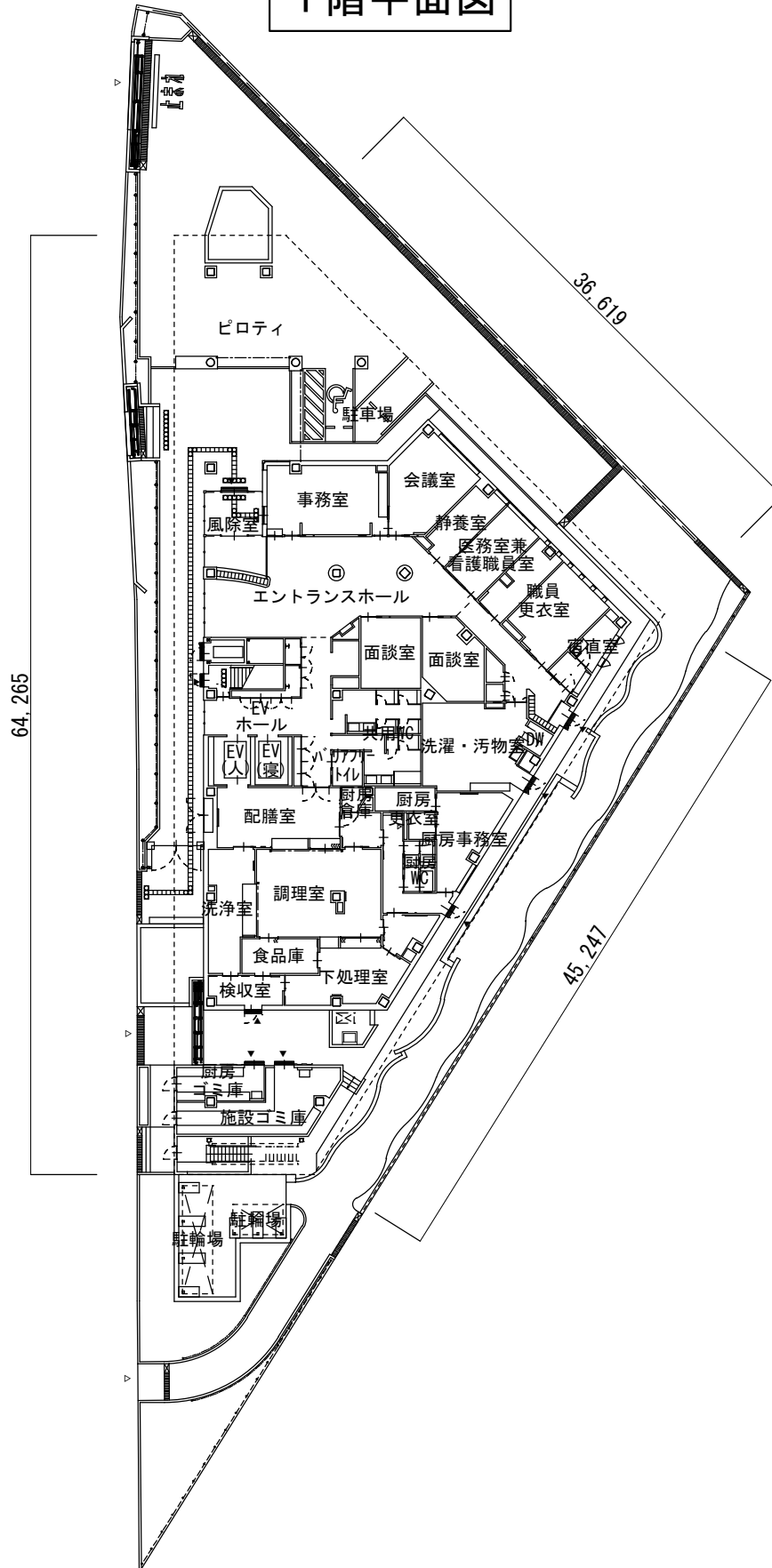
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

配置図



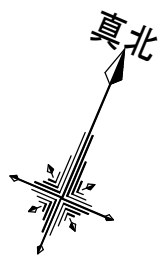
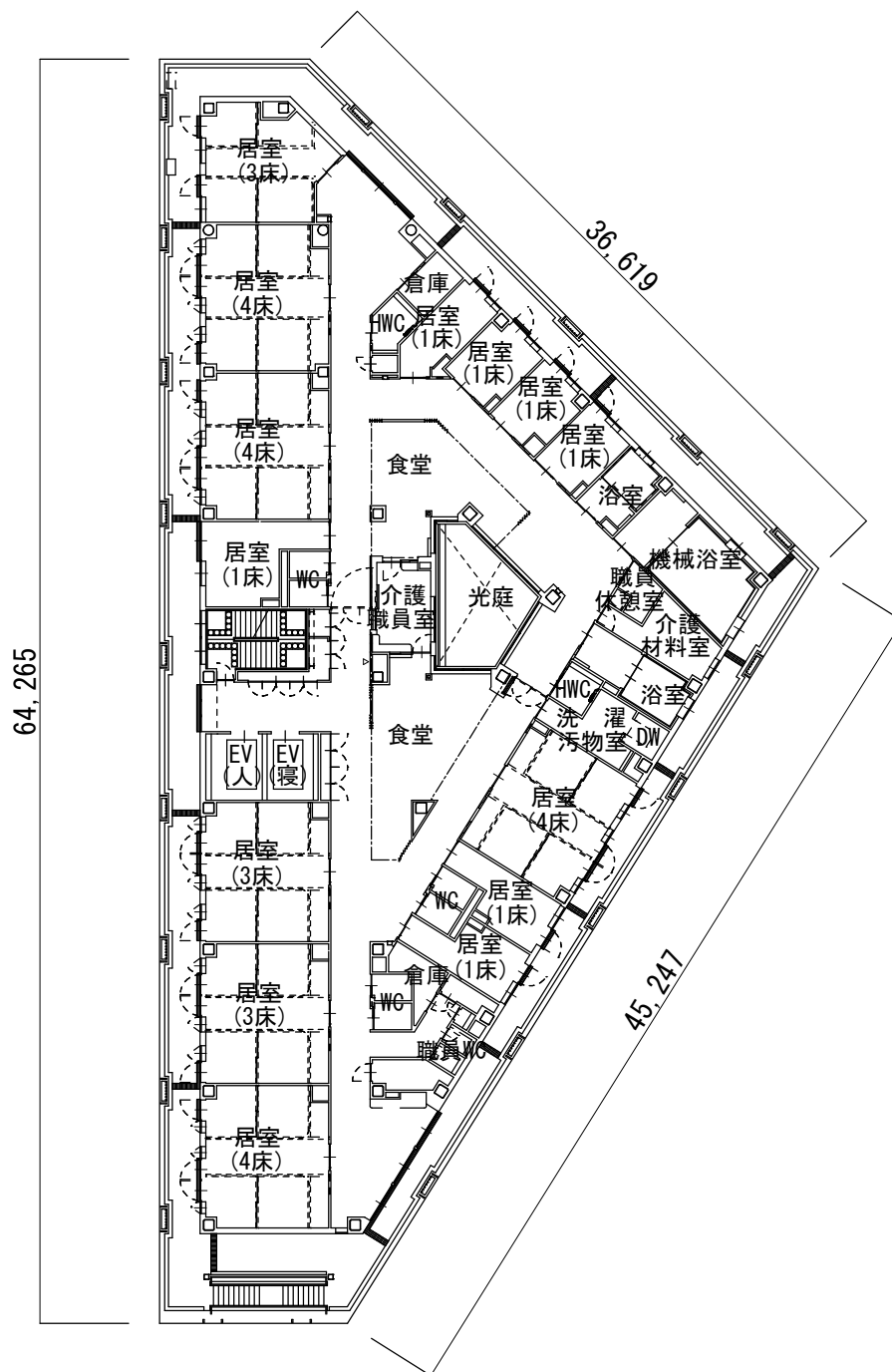
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

1 階平面図



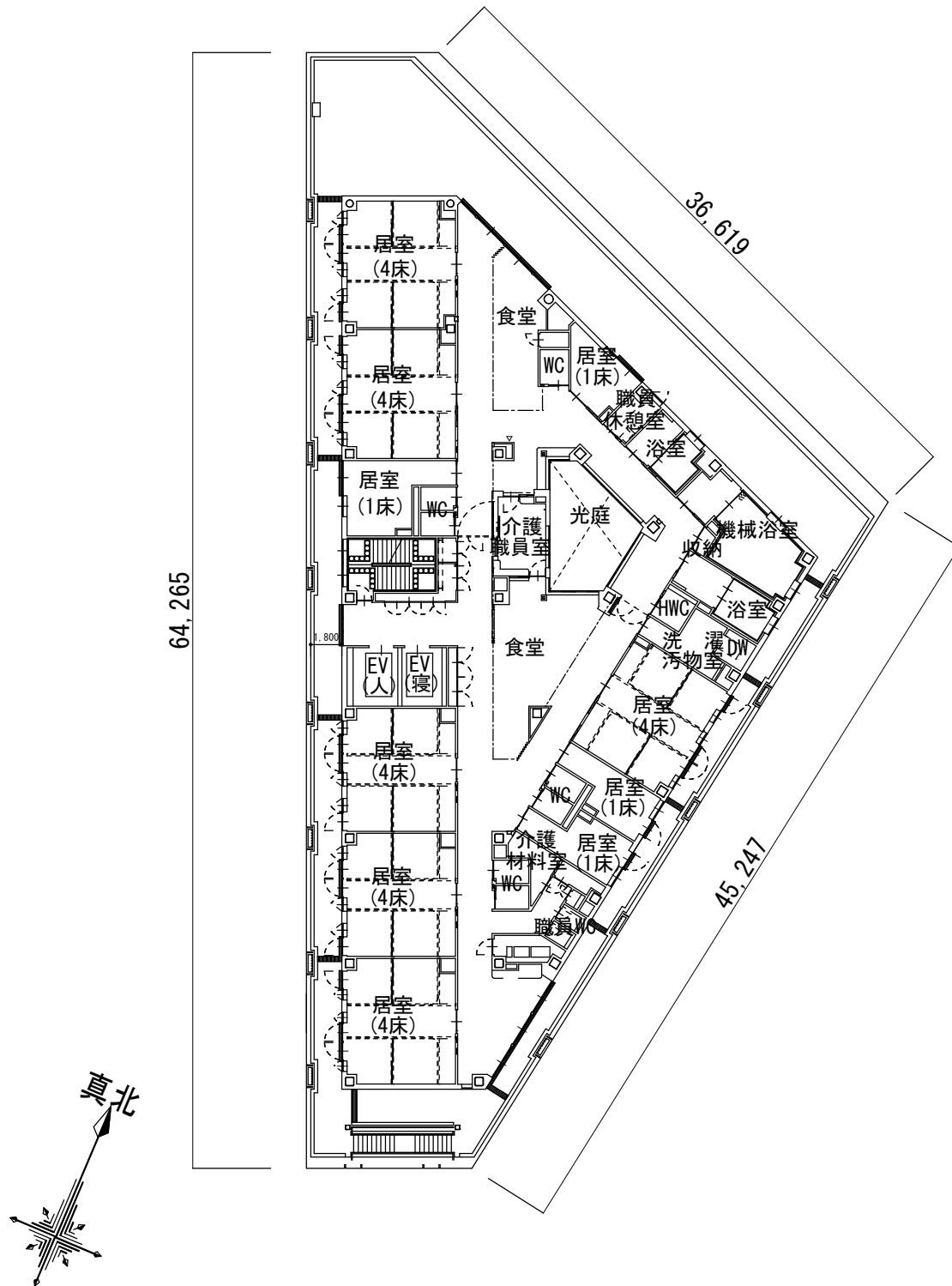
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

2階・3階平面図



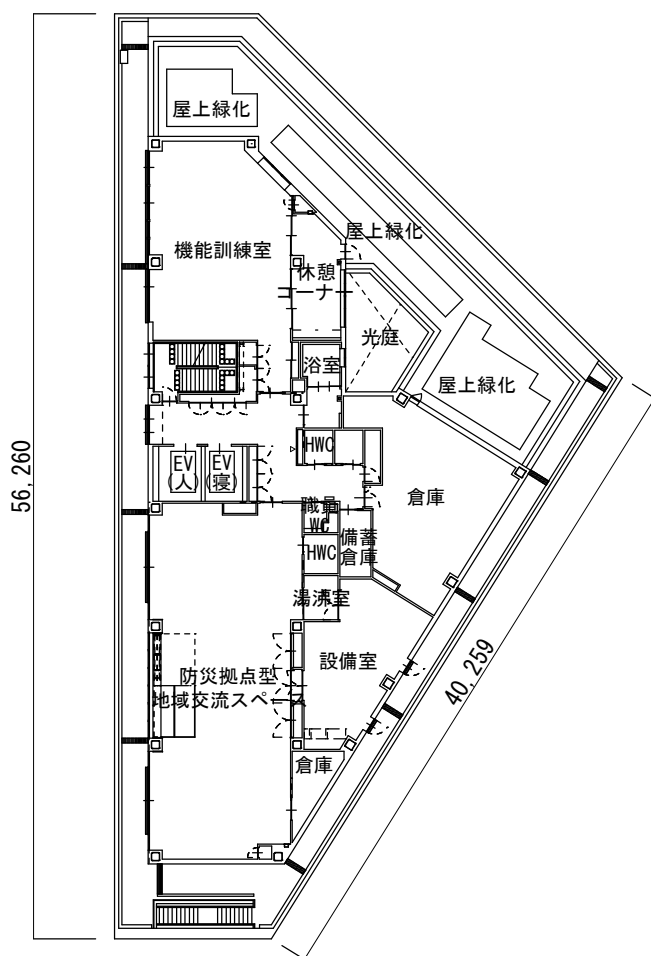
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

4 階平面図

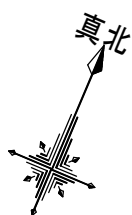
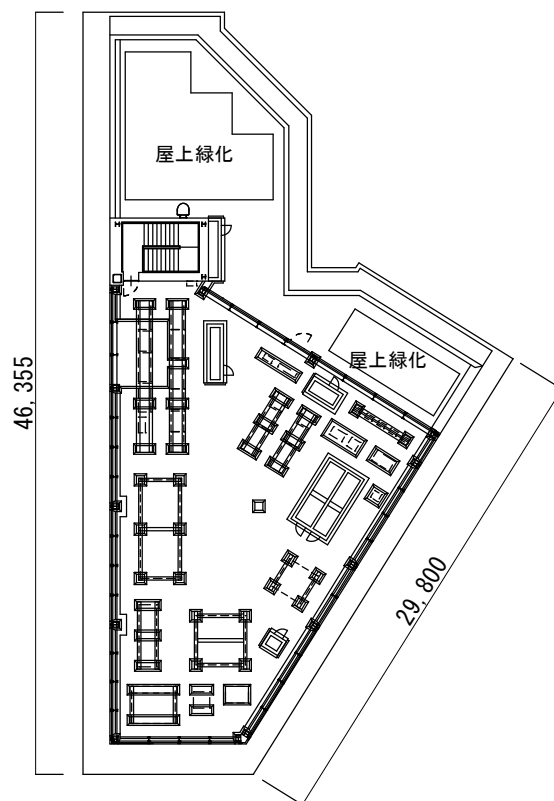


(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

5 階平面図



屋根伏図

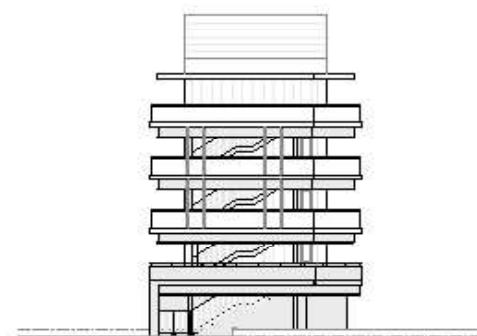


(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事



64,265

西側立面図



南側立面図



45,247

東側立面図



36,619

北側立面図

(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

外観パース



(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

(葛飾区立宝木塚小学校建築工事)

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002126
件 名	葛飾区立宝木塚小学校建築工事
履行場所	東京都葛飾区宝町二丁目29番23号
工 期	契約締結日の翌日から令和10年10月31日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年7月16日
開札日時	令和7年8月26日 13時30分 電子入札
落札者名	永井・大徳・東葛長谷建設共同企業体 永井建設株式会社 代表取締役 永井 孝志 東京都葛飾区お花茶屋一丁目3番5号
落札金額	4,631,000,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社金子工務店	4,639,800,000	0.0	21.0	21.0	
2	大翔・田辺建設共同企業体	4,636,500,000	0.0	25.2	25.2	
3	永井・大徳・東葛長谷建設共同企業体	4,631,000,000	0.1	28.4	28.5	落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	4,639,811,000 円
------	-----------------

(参 考)

葛飾区立宝木塚小学校建築工事

敷 地 面 積 8,664.14平方メートル

建 築 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建

建 築 面 積 2,679.20平方メートル

延 べ 面 積 7,762.45平方メートル

高 さ 14.93メートル

主要諸室等

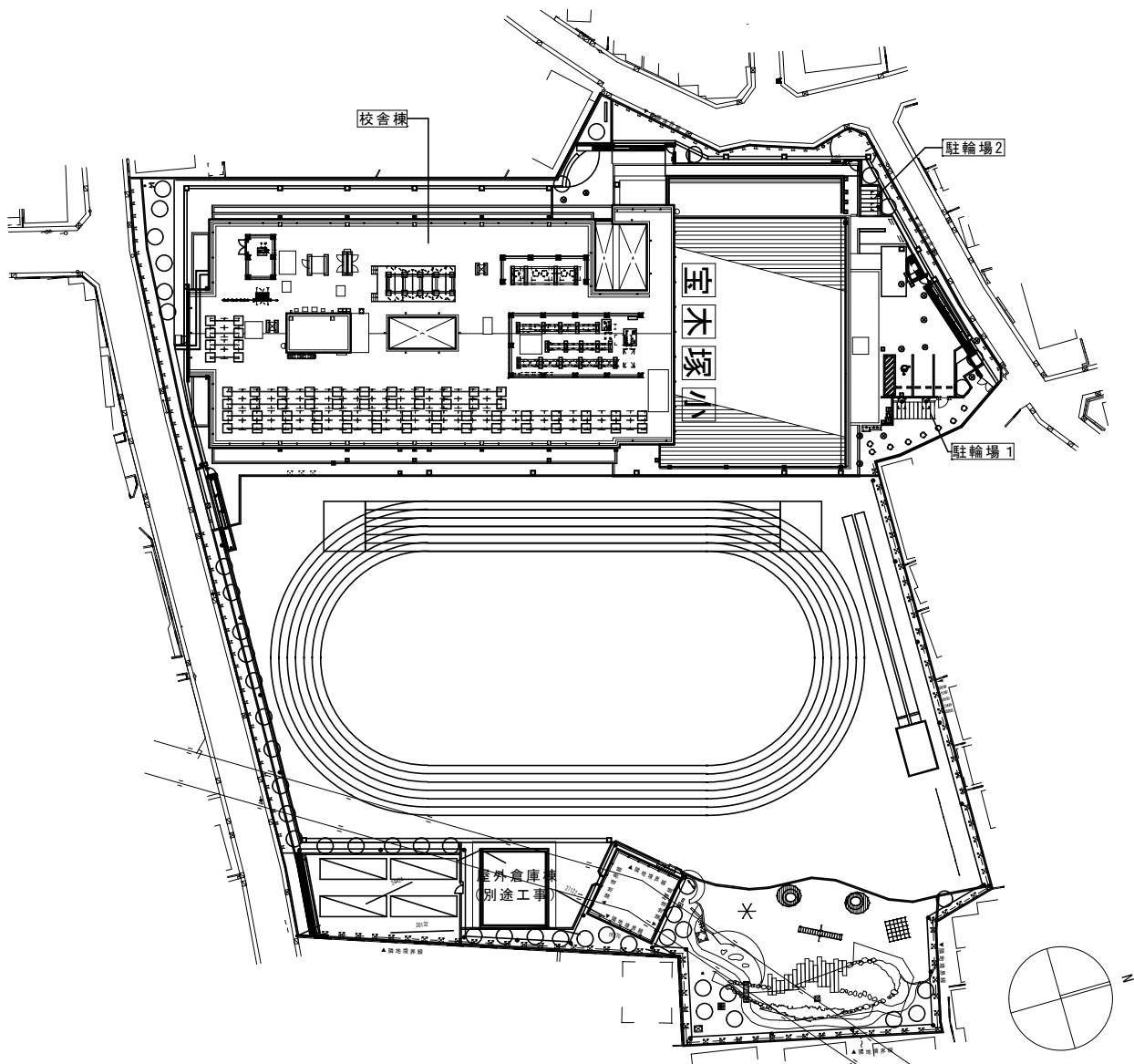
1階	昇降口、主事室、事務室、職員室、校長室、教育相談室、保健室、校内サポートルーム、特別支援教室、会議室、多目的室、地域連携室、給食室、学童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場室
2階	体育館、普通教室、少人数教室、理科室兼生活科室、音楽室、備蓄倉庫、放送室
3階	普通教室、少人数教室、図工室、多目的室、学習センター（学校図書館）
4階	普通教室、少人数教室、家庭科室、多目的室（ランチルーム）

案内図



葛飾区立宝木塚小学校建築工事

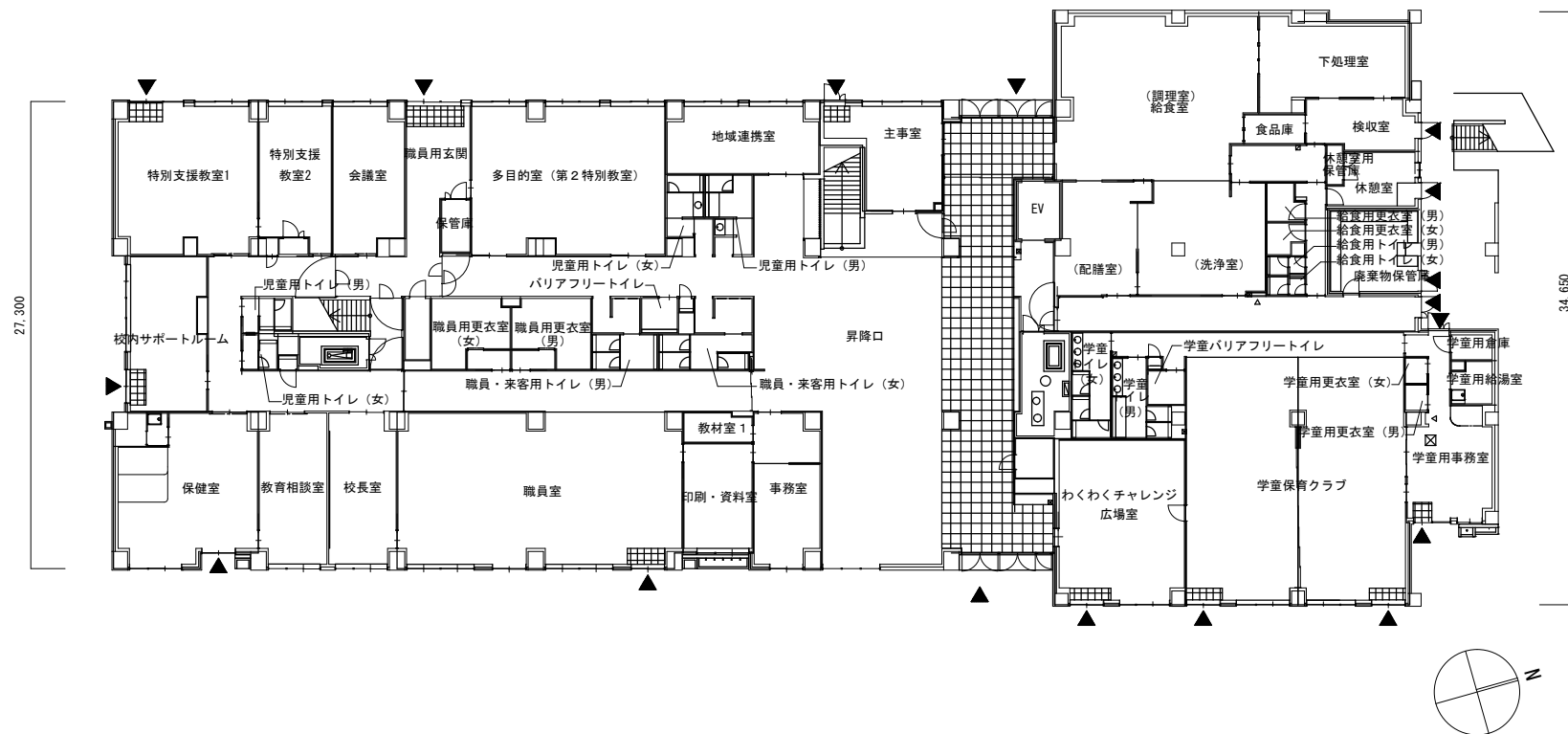
配置図



葛飾区立宝木塚小学校建築工事

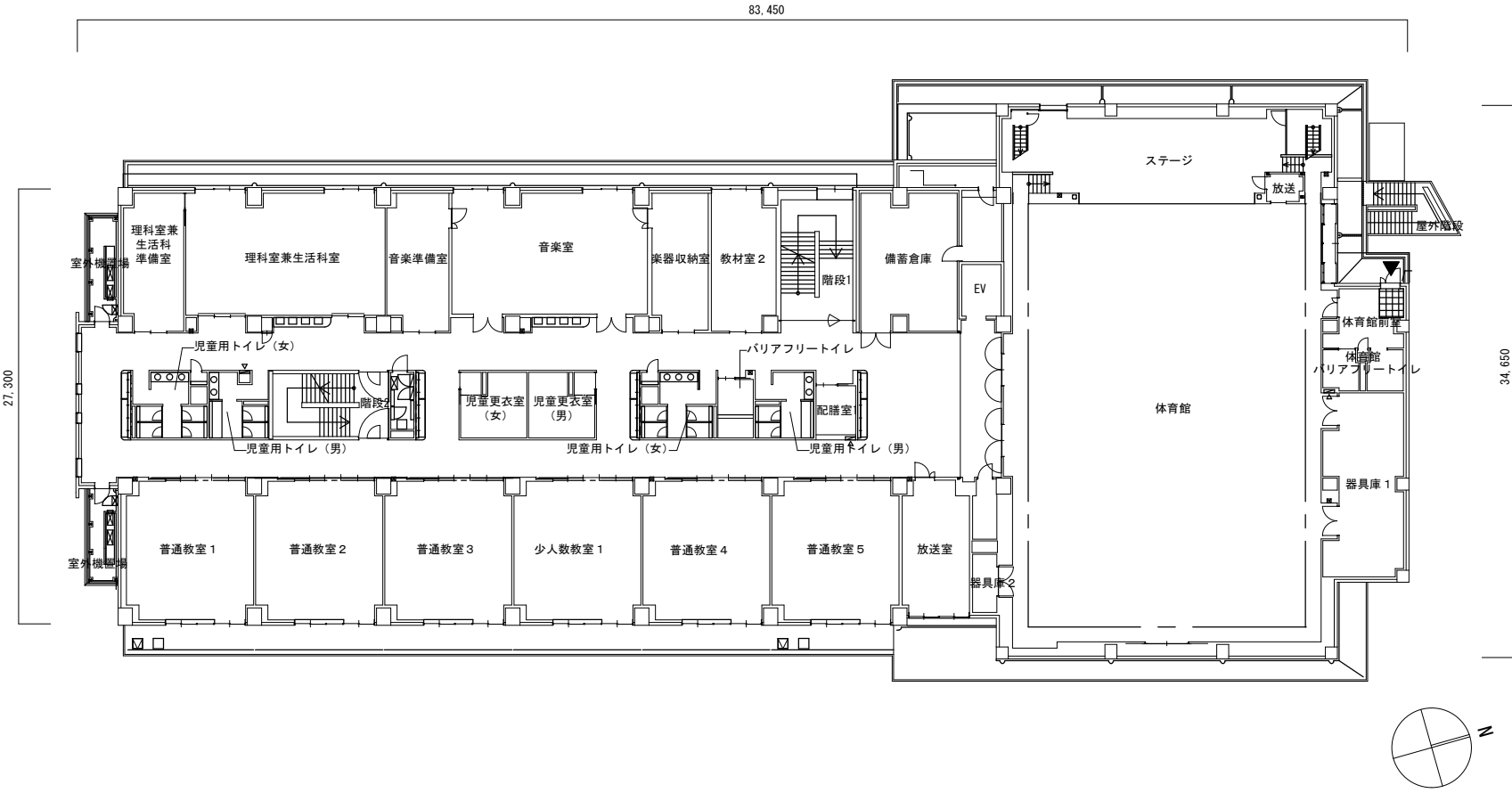
1 階 平 面 図

83,450



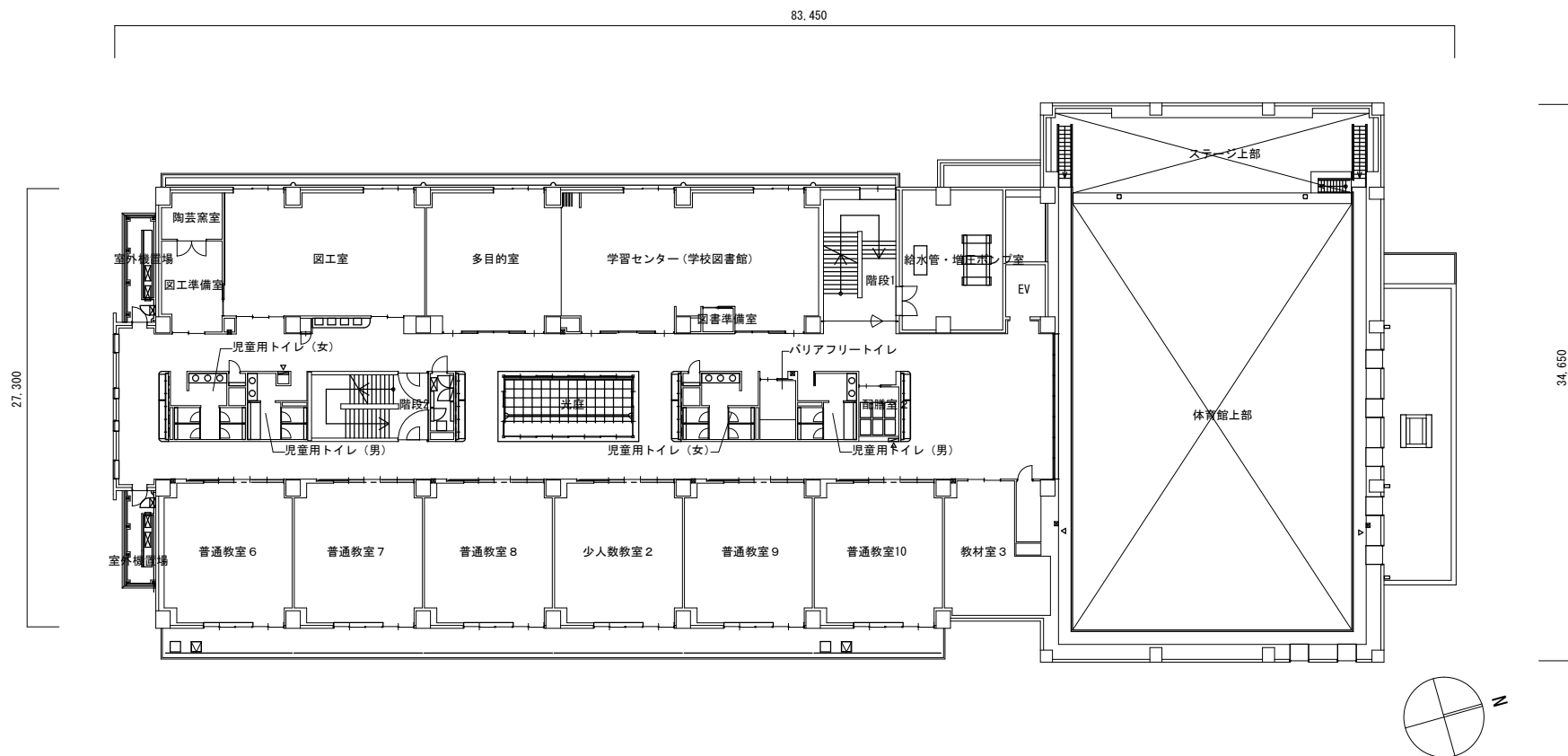
葛飾区立宝木塚小学校建築工事

2 階 平 面 図



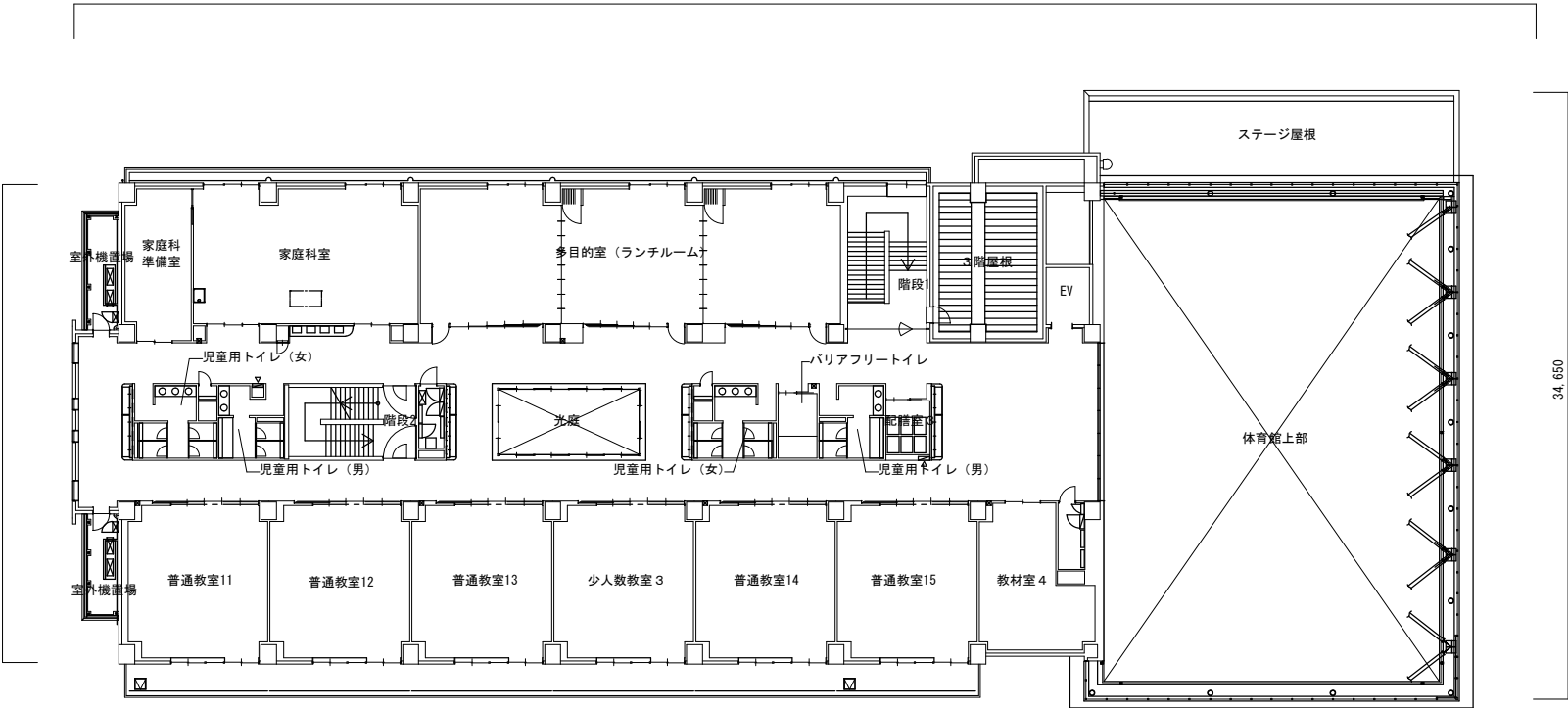
葛飾区立宝木塚小学校建築工事

3 階 平 面 図



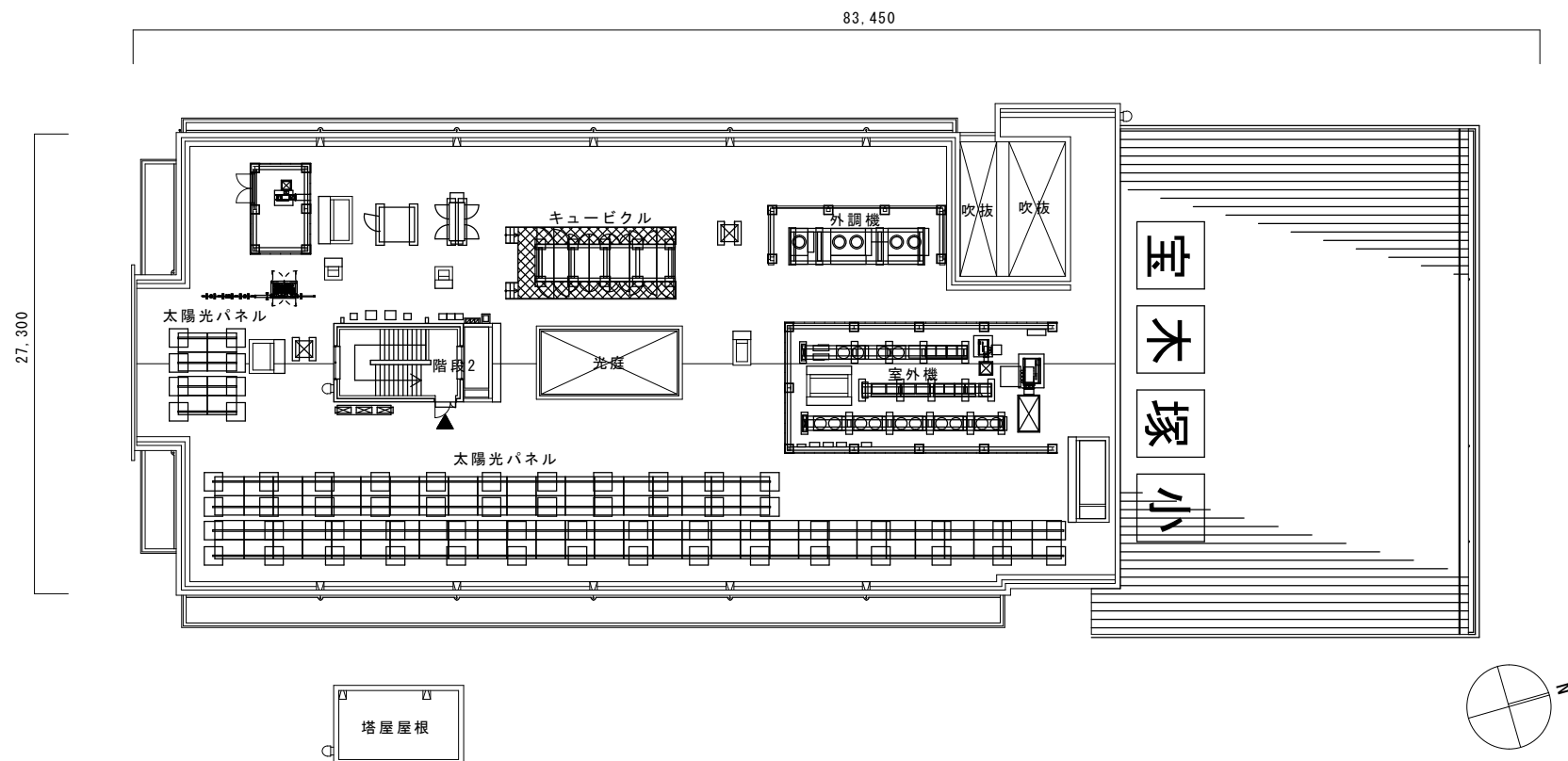
葛飾区立宝木塚小学校建築工事

4 階 平 面 図



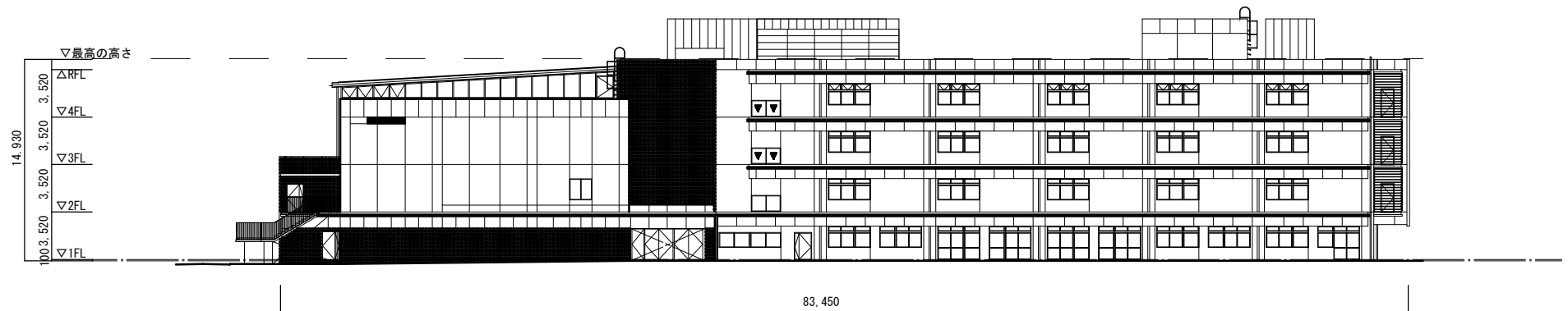
葛飾区立宝木塚小学校建築工事

屋上平面図

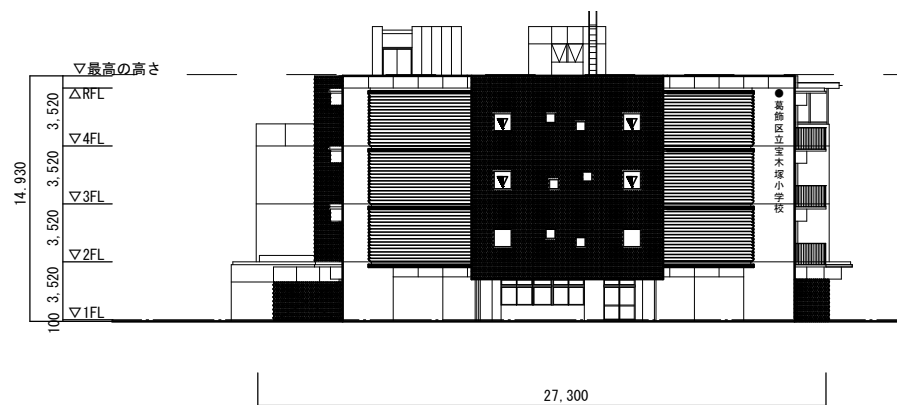


葛飾区立宝木塚小学校建築工事

西側立面図

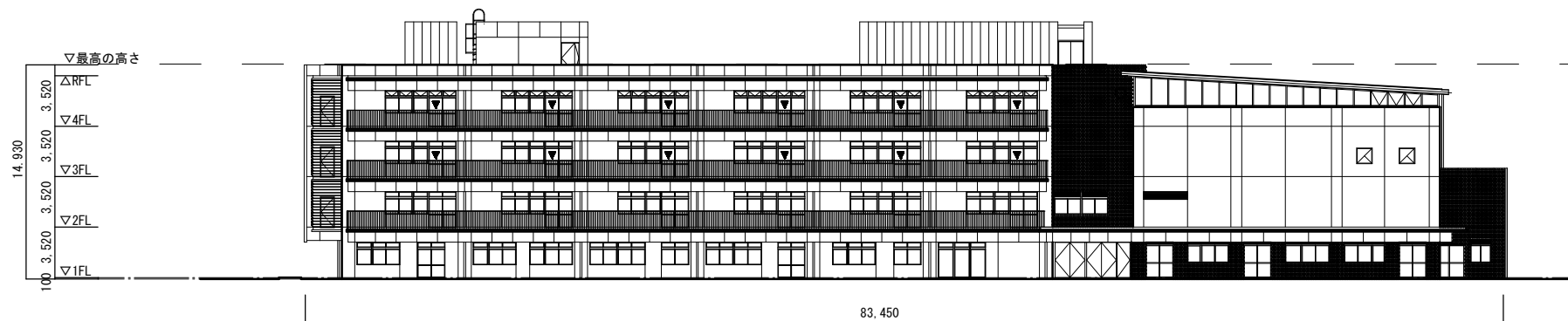


南側立面図

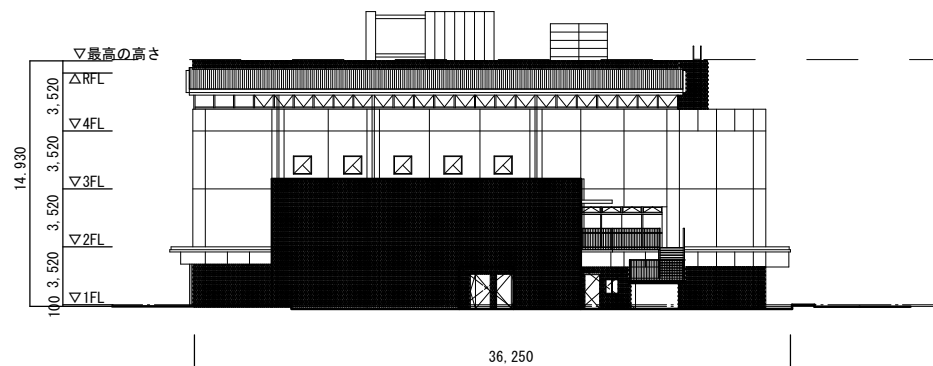


葛飾区立宝木塚小学校建築工事

東側立面 図



北側立面 図



葛飾区立宝木塚小学校建築工事

外観パース



葛飾区立宝木塚小学校建築工事

(葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事)

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002040
件 名	葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事
履行場所	東京都葛飾区奥戸七丁目17番1号
工 期	契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年7月4日
開札日時	令和7年7月30日 13時30分 電子入札
落札者名	桂・葛飾建設共同企業体 株式会社桂造園 代表取締役 菊地 謙二 東京都葛飾区亀有三丁目33番2号
落札金額	477,400,000 円

項番	企業名	入札価格 (円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	相川・優建設共同企業体					辞退
2	桂・葛飾建設共同企業体	477,400,000	0.0	23.5	23.5	落札
3	株式会社山溪緑地					辞退
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

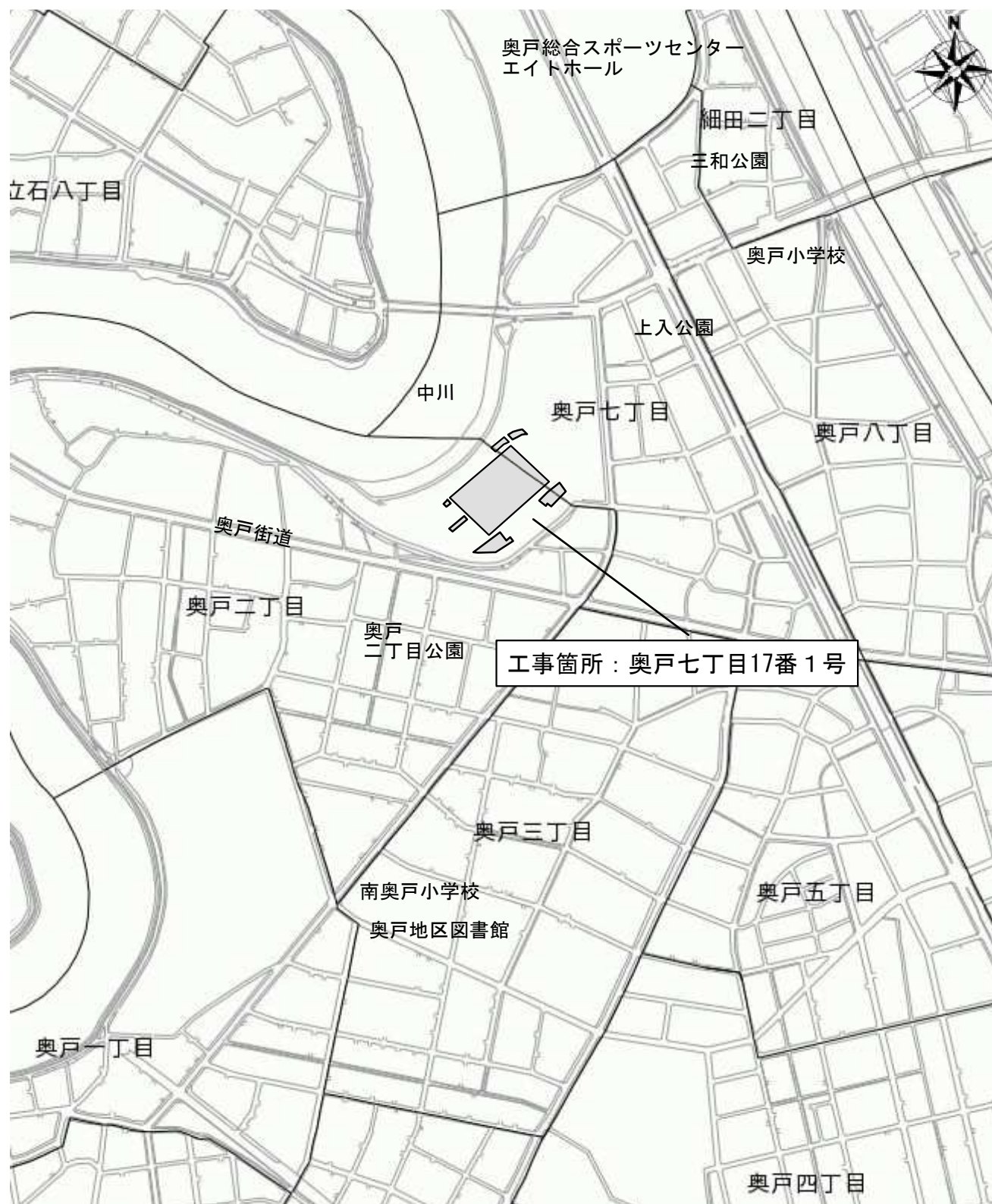
予定価格	477,510,000 円
------	---------------

(参 考)

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

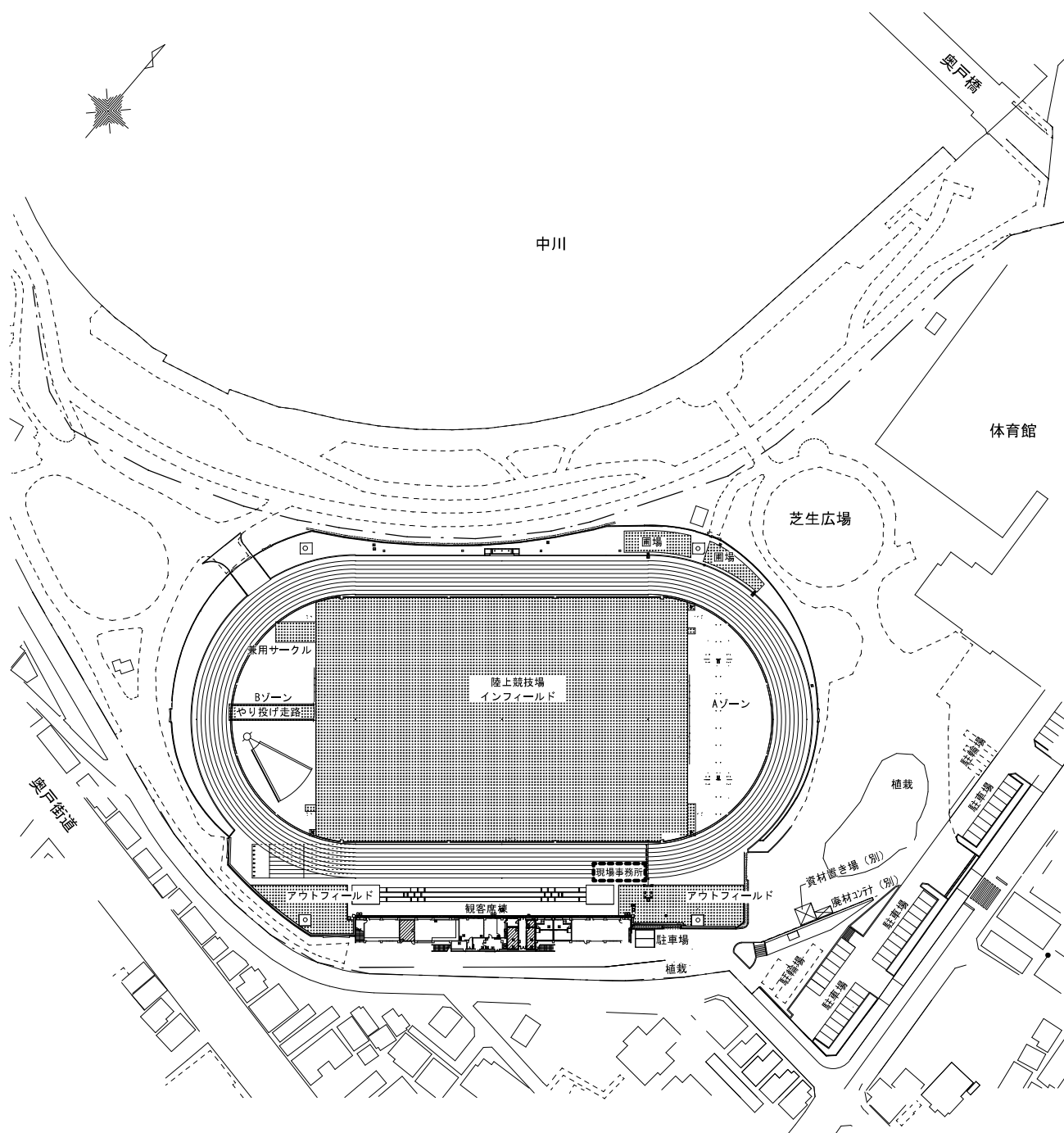
陸上競技場インフィールド	面積	7,641.00平方メートル
陸上競技場アウトフィールド	面積	675.00平方メートル
圃場	面積	215.00平方メートル
天然芝舗装工事	一式	
競技施設整備工事	一式	
初期養生	一式	
機械設備工事	一式	

案 内 図



葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

配置図



葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

(葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事)

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002033
件名	葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事
履行場所	東京都葛飾区四つ木四丁目22番1号
工期	契約締結日の翌日から令和8年10月2日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年6月27日
開札日時	令和7年7月18日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社高田工業 代表取締役 高田 英生 東京都葛飾区西水元一丁目17番12号
落札金額	202,400,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社誠和土木	207,980,300	8.9	20.5	29.4	
2	株式会社高田工業	202,400,000	11.1	20.0	31.1	落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	231,088,000 円
------	---------------

(参 考)

葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

解体・撤去工事

校舎棟

構 造 鉄筋コンクリート造地上3階建て

建築面積 1,329.00平方メートル

延べ面積 3,988.53平方メートル

高 さ 11.60メートル

その他附属棟の解体 一式

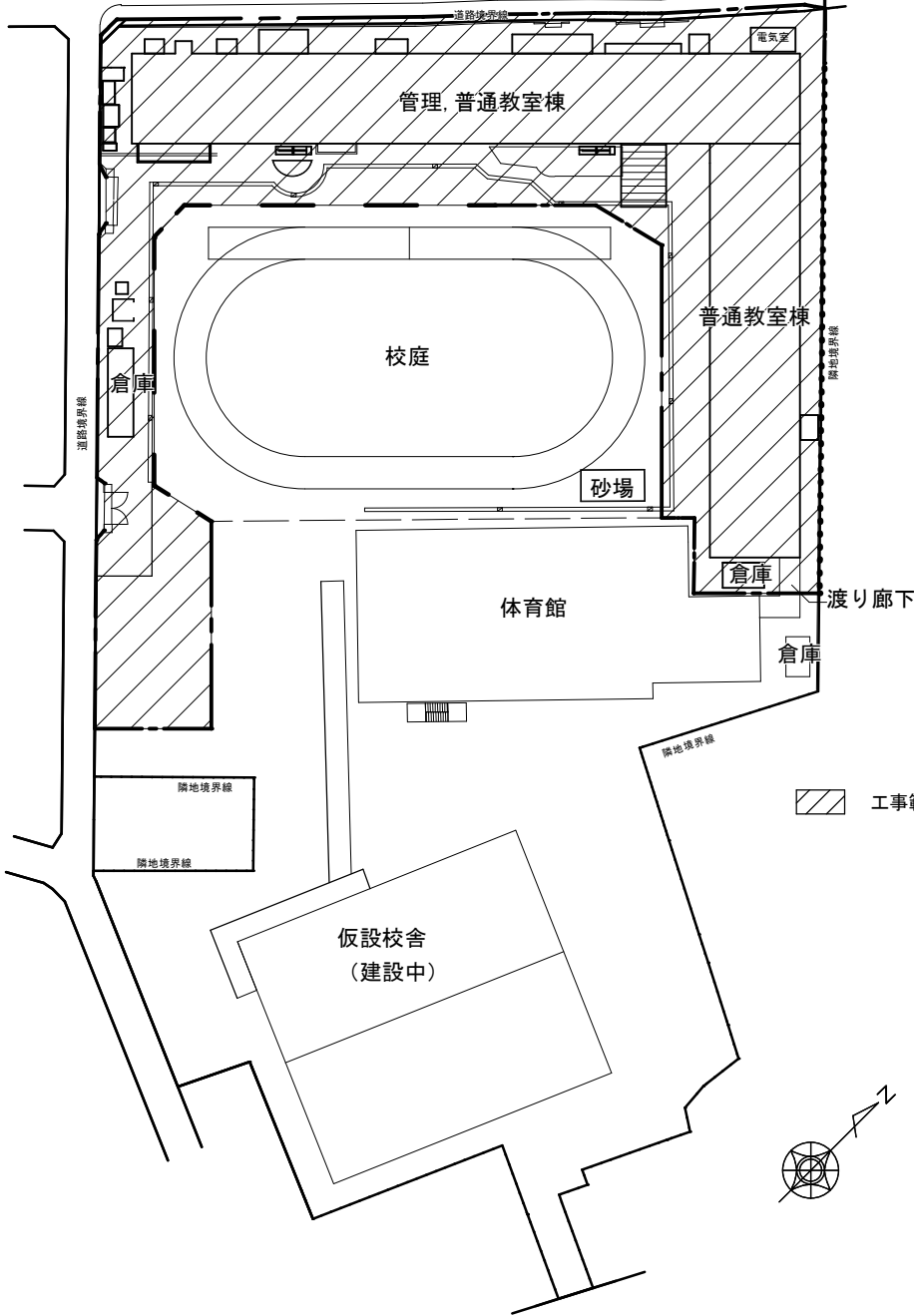
外構撤去工事 一式

案内図



葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

配置図



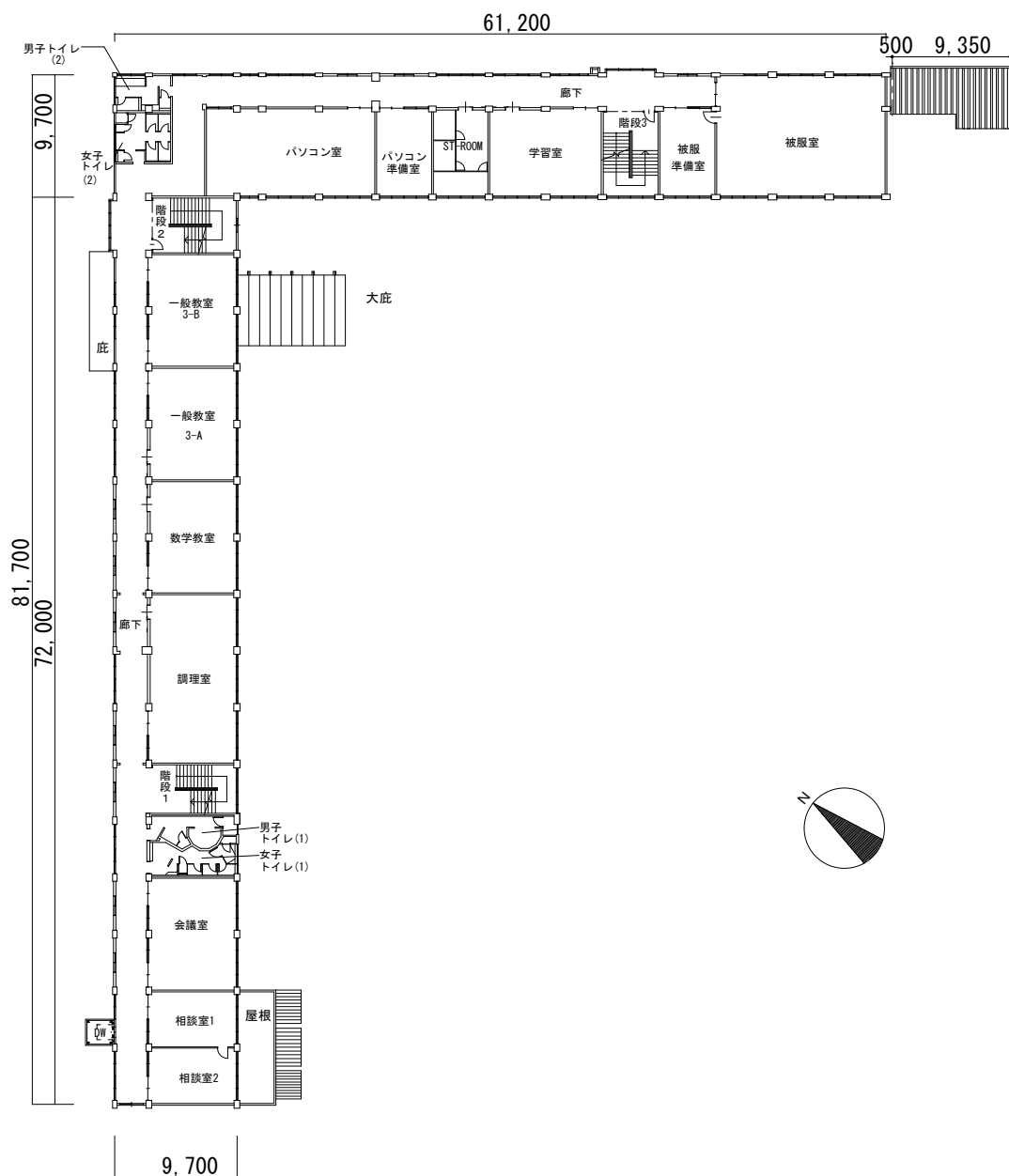
葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

1 階平面図



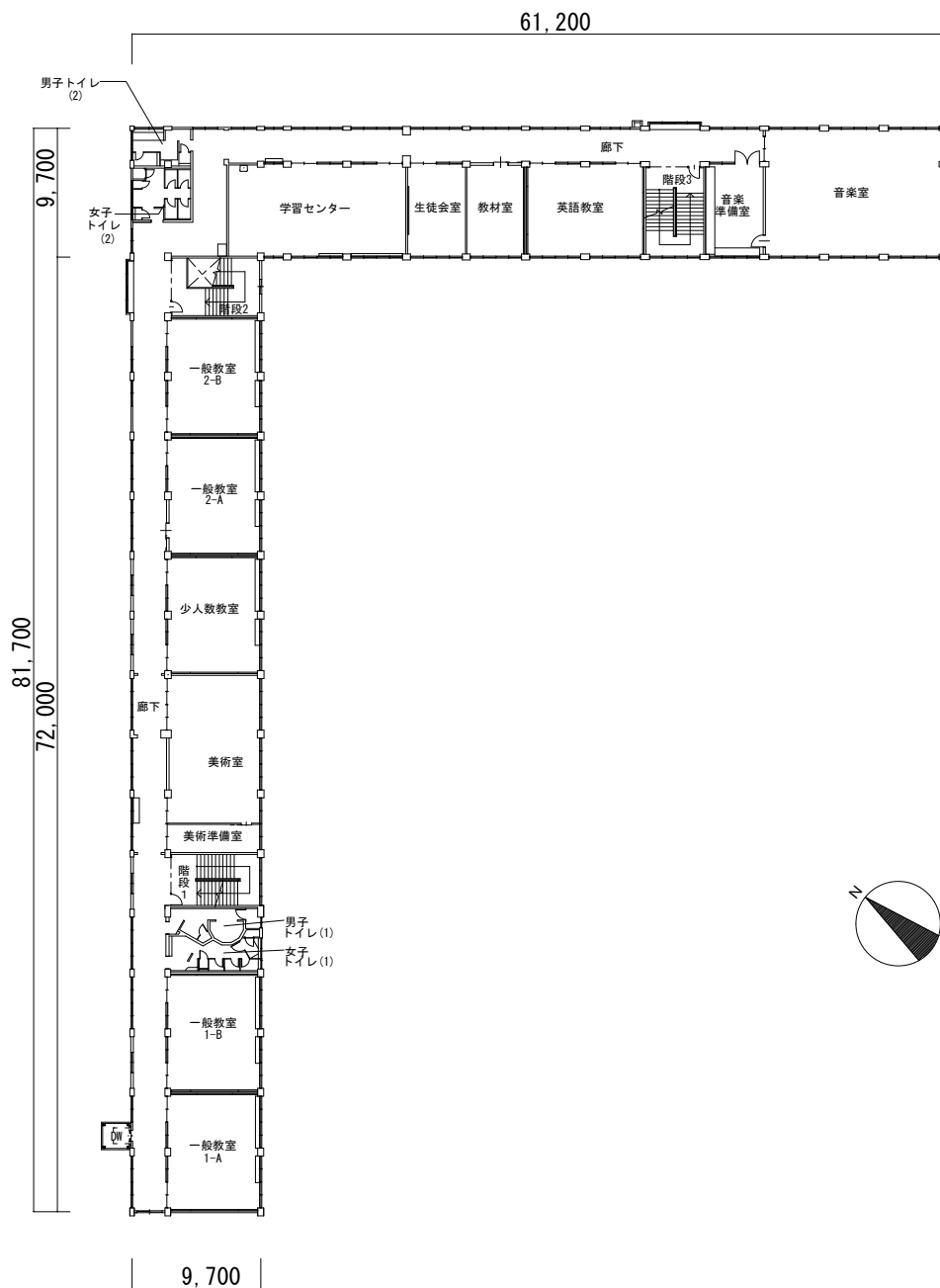
葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

2階平面図



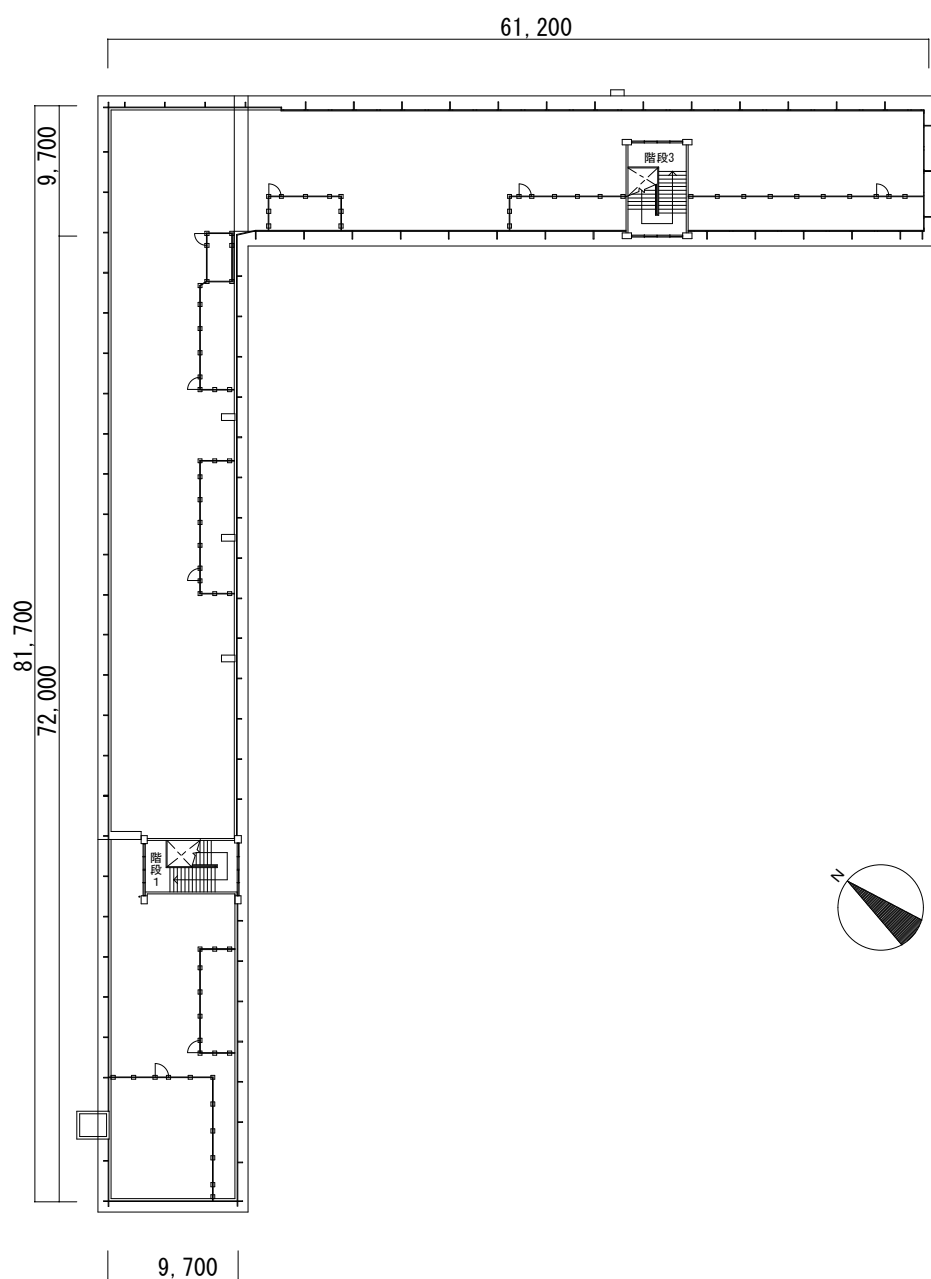
葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

3階平面図



葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

屋上平面図



葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

議案第98号 関係資料		
総	務	部
令和7年9月18日		

全国みどりと花のフェアかつしか用フラワーメリーゴーランドの買入れについて

契約管財課

1 買入れの目的

全国みどりと花のフェアかつしかで使用するフラワーメリーゴーランドを買い入れるもの

2 買い入れる物品及び数量

全国みどりと花のフェアかつしか用フラワーメリーゴーランド
50基

3 納期

令和8年3月31日

(全国みどりと花のフェアかつしか用フラワーメリーゴーランドの買入れ)

令和7年度

見積経過調書

案件番号	0000002346
件名	全国みどりと花のフェアかつしか用フラワーメリーゴーランドの買入れ
納入場所	葛飾区指定の場所
納入期限	令和8年3月31日
契約方法	随意契約
資料配付日	令和7年8月22日
見積書提出期限・提出先	令和7年8月26日 16時00分 葛飾区役所7階契約管財課
決定者名	サンエービルドシステム株式会社 代表取締役 前田 嘉人 東京都葛飾区堀切一丁目8番4号
決定金額	56,760,000 円

項番	企業名	第1回目 見積価格 (円)	第2回目 見積価格 (円)	第3回目 見積価格 (円)	第4回目 見積価格 (円)	備考
1	サンエービルドシステム株式会社	56,760,000				決定
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	56,760,000 円
------	--------------

議案第 99 号	関係資料
総	務 部
令 和 7 年 9 月 1 8 日	

葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等の買入れについて

契約管財課

1 買入れの目的

葛飾区立二上小学校改築に伴い、什器等を買い入れるもの

2 買い入れる物品及び数量

葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等

(1) 児童用机	741 台
(2) 会議用等テーブル	139 台
(3) 事務用机及び脇机	21 台
(4) 児童用椅子	881 脚
(5) 会議用等椅子	829 脚
(6) 事務用椅子	92 脚
(7) 書庫	31 台
(8) ロッカー及びシューズボックス	32 台
(9) 整理棚	84 点
(10) ホワイトボード	27 台
(11) パーティション及びパネル	43 点
(12) 掃除用具入れ	14 台
(13) 教卓	23 台
(14) ワゴン	127 台
(15) その他什器等	99 点
合 計	3,183点

3 納期

令和 8 年 3 月 13 日

(葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等の買入れ)
入札経過調書

令和7年度

案件番号	0000002162
件名	葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等の買入れ
納入場所	葛飾区指定の場所
納入期限	令和8年3月13日
入札方法	制限付一般競争入札
資料配付日	令和7年7月29日
開札日時	令和7年8月7日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社小林平和堂 代表取締役社長 小林 伸好 東京都葛飾区東立石三丁目13番7号
落札金額	112,928,376 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	エビヌマ株式会社	113,864,510				
2	株式会社小林平和堂	112,928,376				落札
3	株式会社釜亀商店	114,070,000				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	114,184,135 円
------	---------------

議案第100号 関係資料
産 業 観 光 部
令和7年9月18日

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者の指定について

観光課

1 指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は、「柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者選定委員会」を設置し、「柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者公募要項」に基づき、公募型プロポーザル方式により広く提案を公募し、優秀提案者を選定した。

2 「柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者選定委員会」選定委員

伊藤 毅 （東京大学名誉教授）
 伏見 健一（公認会計士）
 宇野 俊郎（中小企業診断士・観光経営コンサルタント）
 谷川 隆一（中小企業診断士・葛飾区中小企業診断士会）
 石川 宏太（NPO法人柴又まちなみ協議会理事長）
 吉田 峰子（葛飾区産業観光部長）
 忠 宏彰（葛飾区都市施設担当部長）
 山崎 淳 （葛飾区教育次長）

3 経過

令和7年3月14日	建設環境委員会へ庶務報告（公募要項案等の報告）
3月18日	総務委員会へ庶務報告（公募要項案等の報告）
3月26日	第1回選定委員会（選定委員委嘱・公募要項等決定）
4月4日	公募要項配布（4月18日まで）
4月21日	公募説明会及び施設案内会の開催

- 5月12～13日 書類審査応募書類の受付（4団体応募）
- 5月21日 第2回選定委員会（書類審査通過4団体の決定）
- 6月20日 個別審査応募書類の受付（4団体応募）
- 7月16日 第3回選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング、優秀提案者の決定、区長への報告内容の決定）

4 選定結果

●優秀提案者

柴又おもてなしパートナーズ	
代表者	株式会社協栄 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番9号 代表取締役 山田 賢治 ・設立年月 昭和39年5月 ・資本金 9,750万円 ・従業員数 3,540名 ・事業内容 指定管理者事業、PFI事業、各種運営管理事業、スポーツ施設総合管理業務、公園等樹木管理業務、建築物環境衛生管理業務、設備管理業務 等
構成員	株式会社ブランドゥ・ジャパン 東京都港区芝大門二丁目3番6号 大門アーバニスト401 代表取締役社長 大槻 厚 ・設立年月 昭和61年10月 ・資本金 2,500万円 ・従業員数 30名 ・事業内容 観光地方創生事業、セールスプロモーション事業、交通広告・メディア事業、イベントプロデュース事業、国際交流事業、訪日プロモーション・インバウンド事業 等

構成員	ヤオキン商事株式会社 東京都足立区足立四丁目28番10号 代表取締役 伊藤 治光 ・ 設立年月 昭和27年11月 ・ 資本金 3,000万円 ・ 従業員数 761名 ・ 事業内容 指定管理事業、エネルギー・燃料関連事業、 自動車関連事業、住宅設備事業 等
-----	--

●第2順位提案者

柴又川甚まちなみ館運営共同事業体	
代表者	株式会社コンベンションリンクージ
構成員	東洋管財株式会社

●第3順位提案者

柴又結づくり共同事業体	
代表者	株式会社イースト
構成員	株式会社ローカルデベロップメントラボ
構成員	株式会社ワコールアートセンター
構成員	東亜造園株式会社
構成員	日本メックス株式会社

5 評価

(1) 選定委員会における応募団体の採点結果

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の管理運営、観光振興事業等に関わる業務提案内容についての評価を審査基準に沿って行った結果、以下のとおり採点結果となった。また、最低制限基準については書類審査及び個別審査を各6割とし、書類審査の点数を個別審査に反映しない形式で審査を行ったものである。この採点結果を踏まえ、選定委員会が提案内容について総合的に判断し、優秀提案者を決定した。

<書類審査>

評価項目		配点	優秀提案者	第2順位 提案者	第3順位 提案者
1	実績・経験	65	58	55	43
2	業務遂行能力	25	16	19	23
3	業務遂行方針	10	10	9	9
書類審査合計		100	84 (84.0%)	83 (83.0%)	75 (75.0%)

<個別審査>

評価項目		配点	優秀提案者	第2順位 提案者	第3順位 提案者
1	基礎事項	42	35.5	29.1	28.9
2	施設維持管理業務	48	33.2	30.5	31.2
3	施設運営業務	45	38.6	36.5	34.4
4	観光振興事業	50	41.1	35.4	36.4
5	収支計画	35	24.4	22.9	22.2
6	管理運営経費に関する 対価	60	32.0	29.0	29.0
7	プレゼンテーション 及びヒアリング	20	16.4	13.7	13.2
個別審査合計		300	221.2 (73.7%)	197.1 (65.7%)	195.3 (65.1%)

(2) 優秀提案者を評価した点

ア 実績・経験

観光施設、貸館施設、喫茶・物販施設等の管理運営や地域団体と連携した誘客事業の実績が評価された。

イ 業務遂行能力

財務状況として、過去三年間の経常損益がプラスであり、指定管理者として運営を担うに安定性のある団体であることが評価された。

ウ 業務遂行方針

観光振興における歴史・文化の発信や地域を巻き込んだ交流促進、貸館事業の利用促進につなげる情報発信、公園における区内企業と連携した維持管理、喫茶・物販事業における区内団体との連携を検討していくことが評価された。

エ 基礎事項

組織体制と開館までの準備が評価された。

- ・ 代表者と構成員の業務分担及び責任区分が明確であること。
- ・ 維持管理や観光振興事業などにおいて区内事業者と連携を図ること。
- ・ 開館に向けた準備体制を構築し、開館までのスケジュール、広報活動、運営スタッフの確保のほか、内覧会や開館記念イベントなどの準備計画が明確であること。

オ 施設維持管理業務

建築物、設備、機材、公園の維持管理業務が評価された。

- ・ 観光施設として、「安全・清潔・快適・継続可能」な空間の提供を目指すこと。
- ・ 施設の基本性能を確保して、長寿命化を図ること。
- ・ 予防保全と事後保全を組み合わせ、費用対効果の高い施設運営を実現すること。
- ・ 公園維持管理業務における区内企業との連携のほか、その他維持管理業務での区内企業の活用を検討すること。

カ 施設運營業務

利用者ニーズ、広報活動、受付運営、喫茶物販運営が評価された。

- ・ ホームページ及び SNS を活用した施設情報の発信のほか、団体旅行客の誘致、キャッシュレス決済の導入などを行うこと。
- ・ 区内の観光に資する団体と意見を交わしながら、相互協力の関係を構築すること。
- ・ 外国人観光客への「旅マエ・旅ナカ・旅アト」の段階に合わせて、ホームページや SNS などを活用した情報発信を行うこと。
- ・ 観光バスなどの受け入れについては事前予約制を導入し、ホームページ上に予約受付ページを設けるほか、誘導員による安全確保を図ること。
- ・ 区内事業者と連携した喫茶物販を行うこと。

キ 観光振興事業

柴又川甚まちなみ館と柴又公園拡張部を活用した提案が評価された。

- ・ 柴又で開催されている「新・寅さんまつり～寅さんの夕べ」や「柴又宵フェスタ」と連携したイベント
- ・ 葛飾区伝統産業職人会や葛飾ブランド等と連携した体験教室
- ・ 柴又の商店街や近隣施設の魅力に触れる地域回遊イベント
- ・ 太鼓、歌謡、弦楽器などの演奏会 など

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月	区議会議決後に指定及び告示 指定管理者との詳細協議
令和8年2月	指定管理者との基本協定の概要を所管委員会へ庶務報告
令和8年3月下旬	柴又川甚まちなみ館の開館及び柴又公園拡張部（広場側）の開園

議案第101号 関係資料		
総	務	部
令和7年9月18日		

柴又川甚まちなみ館什器等の買入れについて

契約管財課

1 買入れの目的

柴又川甚まちなみ館の開館に伴い、什器等を買い入れるもの

2 買い入れる物品及び数量

柴又川甚まちなみ館の開館に伴う什器等

(1)	会議用等椅子	256脚
(2)	会議用等テーブル	83台
(3)	ベンチ	24台
(4)	展示台及び商品ディスプレイ	26台
(5)	棚	14台
(6)	収納庫	9台
(7)	ロッカー	3台
(8)	玄関マット及び床マット	11枚
(9)	その他什器等	170点
合計		596点

3 納期

令和8年2月13日

(柴又川甚まちなみ館什器等の買入れ)

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002303
件名	柴又川甚まちなみ館什器等の買入れ
納入場所	葛飾区指定の場所
納入期限	令和8年2月13日
入札方法	制限付一般競争入札
資料配付日	令和7年8月21日
開札日時	令和7年8月29日 13時30分 電子入札
落札者名	エビヌマ株式会社 代表取締役社長 海老沼 優文 東京都葛飾区東堀切二丁目16番2号
落札金額	58,335,374 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	エビヌマ株式会社	58,335,374				落札
2	株式会社小林平和堂	58,924,440				
3	株式会社釜亀商店	59,519,700				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	59,830,972 円
------	--------------

令和7年度都区財政調整区別算定結果について

財政課

1 葛飾区の算定状況

(単位：百万円、%)

	令和7年度算定額 A	令和6年度算定額 B	差引増減額 C = A - B	増減率 C / B
基準財政収入額 a	49,375	(46,813) 46,813	(2,562) 2,562	(5.5) 5.5
基準財政需要額 b	141,052	(134,831) 131,078	(6,222) 9,975	(4.6) 7.6
差引交付金 b - a	91,678	(88,018) 84,265	(3,660) 7,413	(4.2) 8.8

2 23区の算定状況

(単位：百万円、%)

	令和7年度算定額 A	令和6年度算定額 B	差引増減額 C = A - B	増減率 C / B
基準財政収入額 a	1,509,674	(1,382,196) 1,382,196	(127,478) 127,478	(9.2) 9.2
基準財政需要額 b	2,690,319	(2,562,810) 2,489,102	(127,510) 201,218	(5.0) 8.1
差引 b - a	1,180,645	(1,180,613) 1,106,906	(32) 73,740	(0.0) 6.7
うち財源不足額	1,213,974	(1,195,966) 1,125,820	(18,008) 88,154	(1.5) 7.8
うち財源超過額 (*)	33,329	(15,352) 18,915	(17,977) 14,414	(117.1) 76.2
交付金交付額	1,213,974	(1,195,966) 1,125,820	(18,008) 88,154	(1.5) 7.8

(注) 1 計数については表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

2 増減率は表内計数により計算しています。

3 令和6年度算定額の()内数値は再調整算定額(令和6年度確定額)です。

(*) 財源超過区・・・港区、渋谷区

令和7年度 都区財政調整区別算定結果（当初算定）

（単位：千円）

区名	基準財政収入額	基準財政需要額	内 訳		普通交付金
			経常的経費	投資的経費	
千代田区	33,098,902	35,469,770	26,760,915	8,708,855	2,370,868
中央区	45,631,466	66,073,476	52,272,253	13,801,223	20,442,010
港区	110,135,347	81,788,215	65,519,814	16,268,401	0※
新宿区	66,708,592	95,331,617	78,460,462	16,871,155	28,623,025
文京区	45,687,643	70,992,211	55,761,599	15,230,612	25,304,568
台東区	32,920,407	63,646,863	51,261,509	12,385,354	30,726,456
墨田区	36,708,809	83,428,190	66,378,180	17,050,010	46,719,381
江東区	76,060,673	148,102,038	117,103,648	30,998,390	72,041,365
品川区	69,830,092	117,600,630	93,641,136	23,959,494	47,770,538
目黒区	57,205,353	75,663,353	60,093,521	15,569,832	18,458,000
大田区	102,337,223	187,074,889	150,503,133	36,571,756	84,737,666
世田谷区	157,007,476	222,802,084	179,001,701	43,800,383	65,794,608
渋谷区	71,435,284	66,453,411	53,690,504	12,762,907	0※
中野区	47,294,406	91,395,112	74,272,884	17,122,228	44,100,706
杉並区	85,704,454	140,396,625	112,493,871	27,902,754	54,692,171
豊島区	44,763,606	81,947,481	65,937,486	16,009,995	37,183,875
北区	42,820,467	106,718,055	85,908,625	20,809,430	63,897,588
荒川区	25,599,185	73,083,719	58,590,419	14,493,300	47,484,534
板橋区	66,474,113	155,735,450	125,477,145	30,258,305	89,261,337
練馬区	91,715,430	198,783,842	157,682,658	41,101,184	107,068,412
足立区	73,451,369	191,679,461	152,761,143	38,918,318	118,228,092
葛飾区	49,374,591	141,052,441	112,367,328	28,685,113	91,677,850
江戸川区	77,709,487	195,100,478	155,350,379	39,750,099	117,390,991
合 計	1,509,674,375	2,690,319,411	2,151,290,313	539,029,098	1,213,974,041

※ 財源不足額が生じていないため不交付となる。

令和7年度 都 区 財 政 調 整 （ 前年度当初算定対比 ）

（単位：千円、％）

区 分			令和 7 年 度 当初算定ア	令和 6 年 度 当初算定イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ	備考	
交付金 の 総額	調整等	固定資産税	1,515,905,067	1,476,991,106	38,913,961	2.6		
		市町村民税法人分	697,860,862	622,256,671	75,604,191	12.2		
		特別土地保有税	10,000	10,000	0	0.0		
		法人事業税交付対象額	97,720,077	89,980,665	7,739,412	8.6		
		固定資産税減収補填特別交付金	36,591	128,350	△ 91,759	△ 71.5		
		計	2,311,532,597	2,189,366,792	122,165,805	5.6		
	条例で定める割合		56%	55.1%				
	当年度分		1,294,458,254	1,206,341,102	88,117,152	7.3		
	精算分		3,822,172	9,667,697	△ 5,845,525	－		
	計 A		1,298,280,426	1,216,008,799	82,271,627	6.8		
	内訳	普通交付金分 A × 94%	1,220,383,600	95% 1,155,208,359	65,175,241	5.6		
		特別交付金分 A × 6%	77,896,826	5% 60,800,440	17,096,386	28.1		
基準財政収入額 B			1,509,674,375	1,382,196,238	127,478,137	9.2		
特別 区 税	特別 区 民 税	特別区民税	1,078,925,949	951,890,220	127,035,729	13.3		
		軽自動車税	環境性能割	278,588	223,794	54,794		24.5
			種別割	3,754,882	3,671,785	83,097		2.3
	特別区たばこ税	65,541,298	74,139,006	△ 8,597,708	△ 11.6			
	鉱産税	0	0	0				
小計		1,148,500,717	1,029,924,805	118,575,912	11.5			
利子割交付金		12,082,487	3,618,311	8,464,176	233.9			
配当割交付金		29,495,587	21,388,137	8,107,450	37.9			
株式等譲渡所得割交付金		35,910,887	22,104,880	13,806,007	62.5			
地方消費税交付金		251,965,247	232,347,700	19,617,547	8.4			
ゴルフ場利用税交付金		41,510	37,026	4,484	12.1			
環境性能割交付金		4,778,181	3,685,597	1,092,584	29.6			
地方特例交付金		4,947,690	45,764,225	△ 40,816,535	△ 89.2			
計		1,487,722,306	1,358,870,681	128,851,625	9.5			
地方揮発油譲与税		3,236,106	3,269,786	△ 33,680	△ 1.0			
自動車重量譲与税		10,563,407	10,325,171	238,236	2.3			
航空機燃料譲与税		835,293	827,947	7,346	0.9			
森林環境譲与税		1,256,840	1,169,280	87,560	7.5			
交通安全対策特別交付金		953,439	939,276	14,163	1.5			
合計		1,504,567,391	1,375,402,141	129,165,250	9.4			
特別区民税特例加減算額		△ 18,019,549	△ 14,531,847	△ 3,487,702	－			
地方消費税交付金特例加算額		23,126,533	21,325,944	1,800,589	8.4			
基準財政需要額 C			2,690,319,411	2,489,101,759	201,217,652	8.1		
経常的経費		2,151,290,313	1,874,839,162	276,451,151	14.7			
投資的経費		539,029,098	614,262,597	△ 75,233,499	△ 12.2			
差引 C－B			1,180,645,036	1,106,905,521	73,739,515	6.7		
	財源不足額		1,213,974,041	1,125,820,118	88,153,923	7.8		
	財源超過額		33,329,005	18,914,597	14,414,408	76.2		
交付額	普通交付金		1,213,974,041	1,125,820,118	88,153,923	7.8		
	特別交付金		77,896,826	60,800,440	17,096,386	28.1		
	計		1,291,870,867	1,186,620,558	105,250,309	8.9		

庶務報告	N o . 1	
総	務	部
令和7年9月18日		

葛飾区公文書等管理条例の施行について

総務課

1 概要

本年10月1日の葛飾区公文書等管理条例（以下「条例」という。）の全面施行にあたり、取組状況や今後の予定を報告するもの

2 取組状況

令和7年3月 条例公布

4月 条例一部施行（葛飾区公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）及び準備行為の規定）

6月 委員会委員5名（弁護士、大学教授、国立公文書館職員、行政書士及び公募委員）を委嘱

7月 第1回委員会にて、条例に基1づく公文書管理規程等の制定又は改正について諮問・審議

8月 管理職向けの研修会「公文書管理条例時代の葛飾」を開催
第2回委員会にて、諮問内容を引き続き審議

9月 委員会から、諮問内容について答申

3 今後の予定

令和7年9月 一般職員向けの公文書等管理研修及び文書整理説明会を開催
条例に基づく公文書管理規程等を公布

10月 条例全面施行及び条例に基づく公文書管理規程等が施行
条例に基づく文書整理を開始

令和8年4月～ 令和8年3月31日に保存期間が満了する公文書ファイルの、歴史的公文書に該当するものの区長への移管や廃棄等を実施

庶務報告 No. 2
総務部
令和7年9月18日

専決処分（訴えの提起）の報告について

総務課

1 専決処分事項

訴えの提起

2 裁判所事件番号及び事件名

東京地方裁判所 [redacted] 建物明渡等請求事件

3 当事者

(1) 原告 葛飾区

(2) 被告

- ア [redacted]
- イ [redacted]
- ウ [redacted]

4 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、柴又二丁目アパート（以下「本件建物」という。）の1号棟105号室（以下「本件住宅」という。）を明け渡せ
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して、金207万1,620円及び令和7年7月1日から本件住宅の明渡済みまで1か月当たり6万570円を支払え
- (3) 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

5 事案の概要

東京都は、[redacted]に対し、昭和56年2月16日、本件住宅の使用を許可し、賃貸借契約を締結した。原告は、本件建物について、東京都から平成15年3月1日付

けで贈与を受け、その日以降、区営住宅として設置・管理している。当該贈与を受け、原告は、[REDACTED]に対する賃貸人たる地位を承継したが、[REDACTED]は令和3年3月30日頃に死亡した。本件住宅については、使用承継し得る者が存在しなかったため、原告と[REDACTED]との賃貸借契約は終了した。

[REDACTED]の子である被告らは、[REDACTED]の相続人として、本件住宅の明渡義務を承継しているところ、被告[REDACTED]が原告に対し令和3年4月6日付け誓約書をもって同年9月30日までに本件住宅を明け渡すことを約したことから、原告は、同日まで本件住宅の明渡しを猶予したが、現在に至るも、被告らは本件住宅の明渡しをしていない。

当該猶予期間中の使用損害金を従前の使用料及び共益費の合計額としたところ、被告らにおいて全額納付がされた。当該猶予期間後の使用損害金を本件住宅の近傍同種の住宅の家賃及び共益費の合計額としたところ、令和3年10月から令和4年4月まで、同年6月及び同年7月については納付されたが、それ以外の月分の使用損害金の納付はこれまでになく、令和7年6月30日現在の使用損害金は合計207万1,620円である。

原告の再三の催告にもかかわらず、被告らからの応答がないため、本件訴えを提起し、本件住宅の明渡し及び使用損害金の支払を求める。

6 専決処分年月日

令和7年7月30日

庶務報告 N o . 3		
総	務	部
令和 7 年 9 月 1 8 日		

専決処分（損害賠償額の決定）の報告について

総務課

1 専決処分事項

損害賠償額の決定

2 契約件名

葛飾区産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）業務委託（単価契約）

3 損害賠償の相手方、遅延日数及び損害賠償額

相手方	内訳	遅延日数	損害賠償額
東京都葛飾区東金町二丁目24番12号 一般社団法人そらまめハウス	産後ケア (4月分)	33日	200円
そらまめ助産院 代表理事 保坂彩未	産後ケア (5月分)	18日	700円

4 事案の概要

令和7年度の葛飾区産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）業務委託（単価契約）において、契約代金の支払が期限内に完了しなかったことにより、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息が発生したため、その遅延利息の額を損害賠償として支払うもの

5 専決処分年月日

令和7年7月17日

庶務報告	No. 4
総務部	
令和7年9月18日	

専決処分（訴訟上の和解）の報告について

総務課

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり、訴訟上の和解を行ったので報告します。

1 専決処分事項

訴訟上の和解

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [redacted] 損害賠償等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 当事者

ア 原告

[redacted]

法定代理人（父）

[redacted]

イ 被告 葛飾区

(4) 原告の主張

原告は葛飾区立 [redacted] 中学校1年生の夏頃から、同級生らからの言葉によるいじめ被害に遭い、全日制の高校に進学できず、通信制高校に進学した現在も適応障害などの症状を抱え、中学時のフラッシュバックに悩まされているため、学校設置者である葛飾区に対して安全配慮義務違反による損害賠償を求める。

(5) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対して、金4,016,470円及び内金3,416,470円に対する訴状送達の日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 和解の概要

- (1) 被告は、原告に対し、原告が葛飾区立[]中学校に在学中、同級生からの行為により、精神的苦痛を受け、転校を余儀なくされたことに対し、遺憾の意を表する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 専決処分年月日

令和7年9月2日

5 事件の経過

- (1) 令和5年12月27日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年1月15日）
- (2) 令和6年3月11日 第1回弁論準備手続期日
- (3) 令和6年3月25日 第2回弁論準備手続期日
- (4) 令和6年5月7日 第3回弁論準備手続期日
- (5) 令和6年6月18日 第4回弁論準備手続期日
- (6) 令和6年8月21日 第5回弁論準備手続期日
- (7) 令和6年10月8日 第6回弁論準備手続期日
- (8) 令和6年12月10日 第7回弁論準備手続期日
- (9) 令和7年1月21日 第8回弁論準備手続期日
- (10) 令和7年3月10日 第9回弁論準備手続期日
- (11) 令和7年4月9日 第10回弁論準備手続期日
- (12) 令和7年5月14日 第11回弁論準備手続期日
- (13) 令和7年6月4日 第12回弁論準備手続期日
- (14) 令和7年6月24日 第13回弁論準備手続期日
- (15) 令和7年7月28日 第14回弁論準備手続期日
- (16) 令和7年9月2日 第15回弁論準備手続期日（和解）

庶務報告	No. 5
総務部	
令和7年9月18日	

不作為の違法確認請求事件について

総務課

次のとおり、不作為の違法確認請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

原告は、被告に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具として、電動ティルト機構を含む電動車椅子の支給の申請をしたところ、被告は、電動ティルト機構を含まない電動車椅子の支給決定を行った。当該支給決定には、電動ティルト機構に関する記載はなく、却下理由も付記されていなかったため、被告は電動ティルト機構について何ら応答しておらず、当該不作為は違法である。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 不作為の違法確認請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 原告がした令和7年1月29日付け補装具支給申請（電動ティルト機構に係る部分）に対し、不作為庁が何らの処分をしないことは違法であることを確認する。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

- (1) 令和7年7月12日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月18日）
- (2) 口頭弁論期日は、現時点で指定されていない。

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告	No. 6
総務部	
令和7年9月18日	

義務付け等請求事件について

総務課

次のとおり、義務付け等請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

本件トレーラーハウスの賃貸について、①本件トレーラーハウスが行政財産でありそもそも賃貸借契約が無効であること、②仮に本件トレーラーハウスが普通財産又は動産であるとしても、賃料が廉価に過ぎ、賃貸借契約は無効であること、又は③本件トレーラーハウスについての都の設置許可が無効であり、賃貸借契約も無効であることから、適正な賃料月額との差額分の損害が発生しているため、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告に対し、青木克徳、契約締結権者又は契約締結決裁権者及び契約相手方（賃借人）に対する、本件損害額及び遅延損害金相当額の損害賠償請求又は賠償命令の発令の権限の行使を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 義務付け等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区長

(5) 請求の趣旨

ア 被告は、青木克徳、中島俊一及び宮木亮に対し、連帯して金96万2,400円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。

イ 被告は、一般社団法人キッズチャレンジ未来に対し、金96万2,400円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。

ウ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年6月24日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年7月23日）

(2) 令和7年10月31日 第1回口頭弁論期日

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 N o . 7		
総	務	部
令和 7 年 9 月 1 8 日		

葛飾区保有個人情報開示取消処分取消請求事件について

総務課

次のとおり、葛飾区保有個人情報開示取消処分取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

処分行政庁である葛飾区長がした令和7年2月12日付け各葛飾区保有個人情報開示取消処分は、①聴聞の手続を欠くこと、②理由付記の不備があること、③不当に開示範囲を狭めるものであることから、当該各取消処分の取消し及び国家賠償を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 葛飾区保有個人情報開示取消処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 処分行政庁がした令和7年2月12日付け取消処分（6 葛福東第709号）を取り消す。

イ 処分行政庁がした令和7年2月12日付け取消処分（6 葛福東第710号）を取り消す。

ウ 処分行政庁がした令和7年2月12日付け取消処分（6 葛福東第711号）を取り

消す。

エ 被告は原告に対し、金30,000円及びこれに対する令和7年2月12日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

オ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年8月6日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 No. 8		
総	務	部
令和7年9月18日		

裁決取消請求控訴事件の判決について

総務課

次のとおり、裁決取消請求控訴事件の判決があったため、報告するもの

1 第一審における控訴人の主張

原告は、医師の診断に基づき眼鏡相当額の金員を遅滞なく支給せよ等という相当数の申請行為を行ったにもかかわらず、葛飾区福祉事務所長は申請に対して応答していない。原告は、令和5年5月12日付け及び同月21日付けで、葛飾区福祉事務所長の不作為に対して、審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を提起したが、審査庁である葛飾区長は原告の申請は法律上の利益がない又は法律による申請ではないとして、令和6年1月23日付け裁決書により本件各審査請求を却下した（以下「本件裁決」という。）。原告は、裁決理由に違法があると主張し、本件裁決の取消しを求めている。

2 第一審の判決

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 控訴の内容

- (1) 事件名 [REDACTED] 裁決取消請求控訴事件
- (2) 裁判所 東京高等裁判所
- (3) 控訴人 [REDACTED]
- (4) 被控訴人
葛飾区
- (5) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被告が原告に対してなした令和6年1月23日付け裁決を取り消す。

ウ 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

(6) 控訴審の判決の趣旨

ア 本件控訴を棄却する。

イ 訴訟費用は被控訴人の負担とする。

(7) 控訴審の判決の理由

本件各審査請求をいずれも不適法として却下した本件裁決は適法であり、控訴人の請求は理由がない。

4 事件の経過

(1) 令和6年5月11日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年6月6日）

(2) 令和6年10月16日 口頭弁論期日（弁論終結）

(3) 令和6年12月25日 判決言渡期日

(4) 令和7年1月6日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同年3月27日）

(5) 令和7年6月17日 控訴審口頭弁論期日（弁論終結）

(6) 令和7年7月17日 控訴審判決言渡期日

庶務報告 N o . 9		
総	務	部
令和 7 年 9 月 1 8 日		

特別障害者手当認定処分取消請求事件の判決について

総務課

次のとおり、特別障害者手当認定処分取消請求事件の判決があったため、報告するもの

1 原告の主張

葛飾区長は原告に対し、令和 6 年 3 月 28 日付けで特別障害者の受給資格を認定したが、期間を 2 年とする有期認定（以下「本件有期認定」という。）となっており、この認定は裁量を明らかに逸脱するもので違法である。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 特別障害者手当認定処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 葛飾区長が原告に対してした令和 6 年 3 月 28 日付け特別障害者手当認定処分（以下「本件認定処分」という。）を取消す

イ 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

(6) 判決の趣旨

ア 本件訴えを却下する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(7) 判決の理由

本件有期認定は、原告が特別障害者手当の受給資格を有する期間を2年に制限したり、2年間の経過によって、原告に対する特別障害者手当の支給を当然に終了させたりする法的効果を有するものではなく、また、将来の特定の時期における診断書等の提出をあらかじめ原告に義務付けるものでもないとするのが相当であり、原告が求めたとおりに特別障害者手当の受給資格を認定し、受給権を発生させる処分であると認められる。したがって、本件認定処分の取消しにより原告に回復すべき権利利益があるとはいえないから、本件訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

3 事件の経過

- (1) 令和6年12月6日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月9日）
- (2) 令和7年1月22日 進行協議期日
- (3) 令和7年4月15日 第1回弁論準備手続期日
- (4) 令和7年6月25日 第2回弁論準備手続期日・口頭弁論期日（弁論終結）
- (5) 令和7年8月6日 判決言渡期日

庶務報告 No. 10
総務部
令和7年9月18日

組合保留床の譲渡に関する協定等について

総合庁舎推進担当課

総合庁舎技術担当課

1 趣旨

立石駅北口地区に建設される東棟・西棟の建築工事請負契約について、立石駅北口地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）と特定業務代行者の協議が整ったため、以下のとおり報告する。

これにあわせて、令和5年2月に再開発組合と区で締結した「組合保留床の譲渡に関する協定書」の変更案についても協議が整ったため、以下のとおり報告する。

また、再開発組合から、新たな資金計画案が示されたため、以下のとおり報告する。

2 建築工事請負契約について

建築工事請負契約書案及び約款案

別添資料1のとおり

3 組合保留床の譲渡に関する協定について

協定書変更案

別添資料2のとおり

4 資金計画案について

別添資料3のとおり

5 今後のスケジュール

令和7年10月 再開発組合と特定業務代行者との間で東棟・西棟の建築工事請負
契約締結

区と再開発組合との間で変更協定の締結

令和7年11月 東棟・西棟の建築工事着手

令和12年3月 工事完了

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

工 事 請 負 契 約 書 (案)

発 注 者 立石駅北口地区市街地再開発組合 と

請 負 者 鹿島・三井住友特定建設工事共同企業体 とは

工 事 名 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業 施設建築物等新築工事（東西街区部分）

の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、実施設計図書等、内訳書にもとづいて、工事請負契約を締結する。

1. 工 事 場 所 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業施行区域内
東京都葛飾区立石四丁目1000番、七丁目1000番

2. 工 期 2025年(令和7年)11月1日から2030年(令和12年)3月29日まで
※各街区の予定工期
＜東街区：2025年(令和7年)11月1日～2030年(令和12年)3月29日＞
＜西街区：2025年(令和7年)11月1日～2030年(令和12年)3月29日＞

3. 引 渡 し 日 2030年（令和12年）3月29日

4. 請 負 代 金 額 金 円也

(内訳)

東街区 金 円也
うち 工事価格 金 円也
取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也

西街区 金 円也
うち 工事価格 金 円也
取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也

(注) 請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加えた額。

5. 請負代金の支払

(1) 施設建築物等新築工事

着 工 時：東街区 金 円（工事価格 円、消費税 円）
西街区 金 円（工事価格 円、消費税 円）

但し、年度末に出来高が上記金額に達しない場合は、その差額を2026年2月末までに返金する
第2回以降：各年度の3月の完了検査合格後、請負者の請求により10営業日以内に、
当該年度の出来高の100%を支払う
但し、最終回の支払いに関しては、竣工引渡し1か月後に前年度分以降の出来高の100%
を支払うものとする
各支払いはいずれも現金払いとする

6. その他

(1) 部分使用の有無(有・~~無~~)
(2) 部分引渡の有無(~~有~~・無)

(3) 瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定め
の有無(~~有~~・無)

(4) この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）
第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める
事項については、添付別紙のとおりとする。

(5) 工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無(有・~~無~~)（建設業法第19条第1項第4号）

(6) 本契約の履行において疑義が生じた場合は、下記文書の順位に則り、発注者と請負者は
互いに誠意をもって協議する。
1) 契約書
2) 工事請負契約約款
3) 見積条件書（改訂版）
4) 実施設計図書
5) 工種別内訳書

(7) 請負代金額に変更がある場合、工事請負契約約款第30条に基づき東街区および西街区を各々分
けて算出するものとし、変更後の工事内訳書および各種資料を提出する場合には、街区ごとに作
成するものとする。

(8) 発注者は、東街区を担当する請負者に対して、工事着工後、この工事内容の変更（VECD、施工方法を
含む）及び当該変更に伴う請負代金額の減額（一部項目の増額によって当該変更全体で工事費低減
が達成されるものを含む）の提案を求めるものとする。この場合、発注者及び請負者は、誠実に協議、
検討し、工事費低減を図るものとする。

(9) 請負者は国土交通省が定めた特定建設工事共同企業体協定書（乙型）を締結し、分担施工方式に
て工事を施工する。東街区の工事は鹿島建設株式会社、西街区は三井住友建設株式会社が担当す
る。

(10) 請負者は市街地再開発事業の施行区域内にある公共施設部の一部を施工ヤードとして使用でき
るものとし、期間・範囲については、協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作り、当事者が記名押印をして、それぞれ1通を保有する。

20 年 月 日

発 注 者 東京都葛飾区立石七丁目3番18号
立石駅北口地区市街地再開発組合
理事長 徳 田 昌 久

請 負 者 鹿島・三井住友建設立石駅北口地区特定業務代行共同企業体 内
鹿島・三井住友特定建設工事共同企業体

代表者
東京都港区赤坂六丁目5番11号
鹿島建設株式会社東京建築支店
専務執行役員支店長 吉岡 伸明

構成員
東京都中央区佃二丁目1番6号
三井住友建設株式会社東京建築支店
専務執行役員支店長 加茂 裕之

(施設建築物等新築工事)

立石駅北口地区第一種市街地再開発事業 施設建築物等新築工事

工事請負契約約款

第1条 目的

- (1) 発注者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、おのの対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、本契約ならびに添付の設計図および仕様書（以下これらを「設計図書」といい、現場説明書およびその質問回答書を含む。）にもとづいて、誠実に本契約（その内容を変更した場合を含む。以下同じ）を履行する。
- (2) 本契約に基づいて、乙は、工事を完成して本契約の目的物を甲に引渡すものとし、甲は、その請負代金の支払を完了する。
- (3) 監理者（以下「丙」という。）は、本契約が円滑に遂行されるように協力する。

第2条 注意義務等

- (1) 乙は、甲の利益を守るべく最善を尽くし、善良なる管理者としての注意を以て工事を施工し、完了させなければならない。
- (2)

ただし、天災等の不可抗力により生じるものは免責とする。

- (3) 乙は、工事により排出された廃棄物を、乙の責任と負担において、法令に従って、適切に処分しなければならない。

第3条 工事用地など

甲は、敷地および設計図書において甲が提供するものと定められた施工上必要な土地（以下両者をあわせて「工事用地」という。）などを、施工上必要と認められる日（設計図書に別段の定めがあるときはその定められた日）までに確保し、乙の使用に供する。

第4条 関連工事の調整

甲または甲の委任をうけた丙は、甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事が乙の施工する工事と密接に関連する場合において、必要があるときは、それらの施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲または丙の調整に従い、第三者の施工が円滑に進捗し、完成するよう協力しなければならない。

第5条 請負代金内訳書・工程表

- (1) 乙は、本契約を結んだのちすみやかに請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）および工程表を、丙に提出してその承認を受ける。
- (2) 乙は、請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第6条 一括下請負・一括委任の禁止

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

乙は、工事の全部、その主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせることまたは委任することはできない。

第7条 権利・義務の譲渡などの禁止

- (1) 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは承継させることはできない。
- (2) 乙は、本契約から生じる請負代金債権に質権を設定してはならない。
- (3) 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約の目的物、検査済の工事材料、建築設備の機器（製造工場などにある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡することもしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

第8条 特許権などの使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権など」という。）の対象となっている工事材料、建築設備の機器または施工方法などを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその工事材料、建築設備の機器または施工方法などを指定した場合において、設計図書に特許権などの対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第9条 監理者

- (1) 丙は、甲の委任を受けて、本契約に別段の定めのあるほか、次のことを行う。ただし、重要な事項については事前に甲の確認を得るものとする。

- a 設計意図を正確に伝えるため、乙と打ち合せ、必要に応じ説明図などを作成し、乙に交付すること。
- b 設計図書に基づいて作成した詳細図などを、工程表に基づき乙が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、乙に交付すること。
- c 乙の提出する施工計画を検討し、助言すること。
- d 乙の作成する施工図（現寸図、工作図などをいう。以下同じ。）、模型などを検討し、承認すること。
- e 設計図書の定めるところにより、施工について指示し、施工に立ち会い、工事材料、建築設備の機器および仕上見本などを検査または検討し、承認すること。
- f 工事の内容が、設計図、説明図、詳細図、施工図（以下これらを「図面」という。）、仕様書などを包括する本契約に合致していることを確認すること。
- g 乙の提出する出来高払または完成払の請求書を技術的に審査し、甲に提出すること。
- h 工事の内容・工期または請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査し、甲に提出すること。
- i 工事の完成を確認し、契約の目的物の引渡に立ち会うこと。
- j 第4条に定める関連工事の調整を行うこと。

- (2) 甲は、本条（1）と異なることを丙に委任したときは、書面をもって乙に通知する。
- (3) 乙が本契約に基づく指示、検査、試験、立会、確認、審査、承認、意見、協議などを求めたときは、丙は、すみやかにこれに応ずる。
- (4) 甲および乙は、本契約に定める事項を除き、工事について甲および乙間で通知または協議を行う場合は、原則として、通知は丙を通じて、協議は丙を参加させて行う。
- (5) 丙は、甲の承諾を得て全部または一部の監理業務を代理して行う監理者または現場常駐監理者をおくときは、書面をもってその氏名と担当業務を乙に通知する。
- (6) 丙の乙に対する指示、確認、承認などは原則として書面による。

第10条 現場代理人・監理技術者など

- (1) 乙は、現場代理人および工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者または主任技術者ならびに専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、書面をもってその氏名を甲に通知する。なお、建設業法第26条3項ただし書きに規定する、監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置く場合も同様とする。
- (2) 現場代理人は、工事現場における一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止または就業時間など工事現場の運営に関する重要な事項については、丙に通知する。
- (3) 現場代理人は、次に定める権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
 - a 請負代金額の変更
 - b 工期の変更
 - c 請負代金の請求および受領
 - d 第12条（1）の請求の受理
 - e 工事の中止、本契約の解除および損害賠償請求
- (4) 乙は、本条（3）の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- (5) 主任技術者（または監理技術者もしくは監理技術者補佐）、専門技術者および現場代理人は、これを兼ねることができる。

第11条 工事関係書類等の提出

- (1) 乙は、甲が別に定める様式の工事関係書類を毎月一回甲に提出する。
- (2) 乙は、本条（1）とは別に、甲が本契約の目的物につき所有者として表示登記を申請するのに必要な書類および乙から甲への契約の目的物の引渡に関して甲が指示する書類・図書等を、甲の指定する期日までに、甲に提出する。

第12条 工事関係者についての異議

- (1) 甲は、乙の現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者および従業員ならびに下請負者およびその作業員のうちに、工事の施工または管理について著しく適当でないと認めた者がいるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- (2) 乙は、丙の業務を代理して行う監理者または現場常駐監理者の処置が著しく適当でないと認めたときは、丙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- (3) 乙は、丙の処置が著しく適当でないと認められるときは、甲に対して異議を申し立てることができる。

第13条 工事材料・工事中機器など

- (1) 乙は、設計図書において丙の検査をうけて使用すべきものと指定された工事材料または建築設備の機器については、当該検査に合格したものをを用いるものとし、設計図書において試験することと定められたものについては、当該試験に合格したものを使用する。
- (2) 本条（1）の検査または試験に直接必要な費用は、乙の負担とする。

- (3) 検査または試験に合格しなかった工事材料または建築設備の機器は、乙の責任においてこれを引き取る。
- (4) 工事材料および建築設備の機器の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていないものがあるときは、中等の品質のものとする。
- (5) 乙は、工事現場に搬入した工事材料または建築設備の機器を持ち出すときは、丙の承認を受ける。
- (6) 丙は、工事中の機器について適当でないと認められるものがあるときは、乙に対してその交換を求めることができる。

第14条 指定材料・支給材料等

- (1) 甲が指定もしくは支給する工事材料、建築設備の機器（以下「支給材料」という。）または貸与品は、あらかじめ丙の検査または試験に合格したものとする。
- (2) 乙は、本条（1）の検査または試験の結果について疑義のあるときは、甲に対して、理由を付して、その再検査、再試験または支給材料の使用見直しを求めることができる。
- (3) 乙は、支給材料または貸与品の引渡を受けたのち、これを使用することが適当でないと認められる理由（本条（1）または（2）の検査または試験により発見することができないものおよびその発見が著しく困難であったものに限る。）のあるときは、ただちにその旨を丙に通知し、その指示を求める。
- (4) 支給材料または貸与品の受渡期日は工程表によるものとし、その受渡場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。
- (5) 乙は、支給材料または貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用する。
- (6) 支給材料の使用法または残材（有償支給材料の残材を除く。）の処置の方法は、設計図書に別段の定めのないときは、丙の指示による。
- (7) 不用となった支給材料（残材を含む。いずれも有償支給材料を除く。）または使用済の貸与品の返還場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。

第15条 丙の立会、工事記録の整備

- (1) 乙は、設計図書に丙の立会のうえ施工することを定めた工事を施工するときは、丙に通知する。
- (2) 本条（1）のほか、乙が工事材料の調合および水中・地中の工事等完成後外から見ることでできない工事を施工するときは、甲は丙に立会いを指示することができる。
- (3) 乙は、甲の指示があったときは、工事写真などの記録を整備して甲に対して提出することを条件に丙の立会いなく施工することができる。

第16条 設計の疑義・条件の変更

- (1) 次の各号の一にあたるときは、乙は、ただちに書面をもって丙に通知する。
 - a 図面もしくは仕様書の表示が明確でないとき、図面と仕様書の内容が一致しないとき、または図面もしくは仕様書に誤謬、脱漏もしくは不適切な納まり等があるとき。
 - b 図面もしくは仕様書または丙の指示について、乙がこれによって施工することが適当でないと認めたとき。
 - c 工事現場の状態、地質、湧水、施工上の制約などについて、設計図書に示された施工条件が実際と相違するとき。
 - d 工事現場において、施工の支障となる予期することができない事態が発生したとき。
- (2) 丙は、本条（1）の通知を受けたとき、または自ら本条（1）の各号の一にあたることを

発見したときは、ただちに甲の承諾を得たうえで、書面をもって乙に対して指示する。

- (3) 本条(2)の場合、甲または乙は、相手方に対し、必要と認められる工期の変更又は請負代金額の変更を求めることができる。

第17条 図面・仕様書に適合しない施工

- (1) 施工について、図面または仕様書に適合しない部分があるときは、丙の指示によって、乙は、その費用を負担してすみやかにこれを改造する。このために乙は、工期の延長を申し入れることはできない。
- (2) 丙は、図面または仕様書に適合しない疑いのある施工について、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を乙に通知のうえ、甲の書面による同意を得て、必要な範囲で破壊してその部分を検査することができる。
- (3) 本条(2)による破壊検査の結果、図面または仕様書に適合していない場合は、破壊検査に要する費用は乙の負担とする。また、図面および仕様書に適合している場合は、破壊検査およびその復旧に要する費用は甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。
- (4) 次の各号の一によって生じた図面または仕様書に適合しない施工については、乙は、その責を負わない。
- a 甲または丙の指示によるとき。
 - b 支給材料、貸与品、指定された工事材料もしくは建築設備の機器の性質、または指定された施工方法によるとき。
 - c 第13条(1)もしくは(2)の検査または試験に合格した工事材料または建築設備の機器によるとき。
 - d その他施工について甲または丙の責に帰すべき事由によるとき。
- (5) 本条(4)のときであっても、施工について乙の故意もしくは重大な過失によるとき、または乙がその適当でないことを知りながらあらかじめ丙に通知しなかったときは、乙は、その責を免れない。ただし、乙がその適当でないことを通知したにもかかわらず、丙が適切な指示をしなかったときはこの限りでない。
- (6) 乙は、丙から工事を設計図書および施工図のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、建設業法第23条の2の定めに従い、直ちにその理由を書面で甲に報告しなければならない。

第18条 損害の防止

- (1) 乙は、工事の完成および目的物の引渡しまで、自己の費用で、本契約の目的物、工事材料、建築設備の機器または本契約の目的物に近接する工作物もしくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書と関係法令に基づき、工事と環境に相応した必要な処置をする。
- (2) [REDACTED]
- (3) 乙は、災害防止などのため特に必要と認めたときは、あらかじめ甲および丙の意見を求めて臨機の処置を取る。ただし、急を要するときは、処置をしたのち甲および丙に通知する。
- (4) 甲または丙が必要と認めて本条(3)の臨機の処置を求めたときは、乙は、ただちにこれに応ずる。
- (5) [REDACTED]
- (6) 乙は、施工に関し事故が発生したときは、ただちに甲および丙に通知し、甲および丙の指示に従ってこれを処理し、解決する。

第19条 第三者損害

(1)

(2) 本条(1)の場合その他施工について第三者との間に紛争が生じたとき(ただし、甲の責に帰すべき事由によるものを除く。)は、乙がその処理解決にあたる。ただし、乙だけで解決し難いときは、甲は、乙に協力する。

(3) 万一、乙の負担に帰すべき債務を甲が第三者に対して支払った場合、乙は甲の求償に応じ、ただちにその金額を甲に支払う。なお、甲が第三者に対して乙の負担すべき債務を支払うにあたり、乙の承諾を経て当該第三者との交渉業務を弁護士に委託した場合、当該業務委託に要した費用(交渉、書面作成業務を含むがそれに限られない)も乙が負担する。ただし、乙は合理的な理由なく承諾を留保しないものとする。

(4) 本条(1)または(2)の場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を申し入れることができる。なお、工期の延長日数は、甲および乙が協議のうえ決定する。

第20条 施工一般の損害

(1) 工事の完成引渡までに、本契約の目的物、工事材料、建築設備の機器、支給材料、貸与品、その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とし、工期は延長しない。

(2) 本条(1)の損害のうち、次の各号の一の場合に生じたものは、甲の負担とし、乙は甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。

- a 甲の都合によって、着手期日までに工事に着手できなかったとき、または甲が工事を繰延べもしくは中止したとき。
- b 支給材料または貸与品の受渡が遅れたため、乙が工事の手待または中止をしたとき。
- c 前払または部分払が遅れたため、乙が工事に着手せずまたは工事を中止したとき。
- d その他甲または丙の責に帰すべき事由によるとき。

第21条 不可抗力による損害

(1) 天災その他自然的または人為的な事象であって、甲および乙のいずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という。)によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器(有償支給材料を含む。)もしくは工事に用いた機器について損害が生じたとき、または損害が生じるおそれがあるときは、乙は、すみやかにその状況を甲に通知する。

(2) 本条(1)の損害は乙が負担する。ただし、甲、乙および丙が協議した結果、損害の内容が重大であり、かつ、乙が善良な管理者としての注意を果たしたものと認められるものは、甲が負担する。

(3) 本条(2)の協議の結果、甲に損害についての負担が生じた場合、火災保険、建設工事保険その他損害を填補するもの(以下「保険金等」という。)があるときは、保険金等の合計額を甲の負担額から控除する。なお、甲乙双方が損害を負担する場合であって、保険金等の合計額が甲乙の負担額の合計に満たないときは、保険金額を甲の負担額に優先して充当する。

第22条 損害保険

(1) 乙は、工事の施工中、工事の出来形部分と工事現場に搬入した工事材料または建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを甲に提出する。設計図書

に定められたその他の損害保険についても同様とする。

- (2) 乙は、本契約の目的物、工事材料または建築設備の機器などに本条(1)の規定による保険以外の保険を付したときは、すみやかにその旨を甲に通知する。

第23条 完成・検査

- (1) 乙は、工事を完了したときは、設計図書に適合していることを確認して、丙に検査を求め、丙は、すみやかにこれに応じて乙の立会のもとに検査を行う。
- (2) 乙は、本条(1)の検査に合格したときは、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じて乙および丙の立会のもとに検査を行う。
- (3) 乙は、本条(1)または(2)の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定する期間内に、修補または改造して甲および丙の検査を受ける。
- (4) 乙は、甲の指定する期間内に、甲または丙の指示に従って仮設物の取払、あと片付などの処置を行う。
- (5) 本条(4)の処置が遅れている場合において、催告しても正当な理由がなくなお行われないうときは、甲(甲が本項の業務を丙に委託した場合は丙)は、乙に代ってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

第23条の2 法定検査

- (1) 第23条の規定にかかわらず、乙は、法定検査(建築基準法第7条から同法第7条の4までに定められる検査その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、甲が申請者となっているものをいう。以下同じ。)に先立つ適切な時期に、この工事の内容が設計図書のとおりに実施されていることを確認して、甲に対し、検査の実施を申し入れることができ、甲がこれを承諾した場合は、丙による検査を実施する。
- (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定する期間内に修補または改造して、甲および丙に対し、検査の実施を申し入れることができ、甲がこれを承諾した場合は、丙による検査を実施する。
- (3) 甲は、乙および丙の立会のもと、法定検査を受ける。この場合において、乙は、必要な協力をする。
- (4) 法定検査に合格しないときは、乙は、修補、改造その他必要な処置を行い、その後については、本条(1)、(2)および(3)の規定を準用する。
- (5) 本条(2)および(4)の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が乙の責めに帰すことのできない事由によるときは、必要な処置内容につき、甲、乙および丙が協議のうえ決定する。
- (6) 乙は、甲に対し、本条(5)の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長または請負代金額の変更を申し入れることができ、甲がこれを承諾した場合は、工期の延長または請負代金額を変更する。

第23条の3 その他の検査

- (1) 乙は、第23条、第23条の2および第25条に定めるほか、設計図書に甲または丙の検査を受けることが定められているときは、当該検査に先立って、工事の内容が設計図書のとおりに実施されていることを確認して、甲または丙に通知し、甲または丙は、すみやかに乙の立会のもとに検査を行う。
- (2) 本条(1)の検査に合格しないときは、乙は、すみやかに修補または改造して、甲および丙に対し、検査の実施を申し入れることができ、甲および丙がこれを承諾した場合は、丙による検査を実施する。

第24条 部分使用

- (1) 工事中に本契約の目的物の一部を甲が使用する場合（以下「部分使用」という。）、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、甲は、乙および丙の書面による同意を得たうえで、使用することができる。
- (2) 甲は、部分使用する場合、乙の指示に従って使用しなければならない。
- (3) 甲は、本条（2）の指示に違反し、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (4) [REDACTED]

第25条 部分引渡

- (1) 工事の完成に先立って甲が本契約の目的物の一部引渡をうける場合（以下、この場合の引渡を「部分引渡」といい、引渡をうける部分を「引渡部分」という。）については、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、甲は、乙および丙の書面による同意を得たうえで、部分引渡をうけることができる。
- (2) 乙は、引渡部分の工事が完了したとき、設計図書に適合していることを確認し、丙に検査を求め、丙は、すみやかにこれに応じ、乙の立会いのもとに検査を行う。
- (3) 乙は、本条（2）の検査に合格したときは、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じて乙および丙の立会いのもとに検査を行う。
- (4) 乙は、本条（2）または（3）の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定する期間内に、修補・改造して甲および丙の検査を受ける。
- (5) 引渡部分の工事が本条（3）または（4）の検査に合格したとき、乙は、甲の指示に従い甲に引渡部分を引き渡し、甲は、本契約の定めに基づき、乙に引渡部分に相当する請負代金額を支払う。
- (6) [REDACTED]

第26条 出来形部分の所有権の帰属

- (1) 工事の出来形部分（以下「出来形部分」という。）の所有権は、出来形部分の状態、工事の進捗、請負代金の支払いの有無にかかわらず、原始的に甲に帰属する。ただし、乙は、工事が完成し、本契約の目的物全体の引渡し完了するまでの間、本契約の規定に則り当然に出来形部分を善良なる管理者の注意をもって管理する責任を負う。
- (2) 本条（1）の出来形部分には、乙が工事現場に搬入した工事材料および建築設備の機器を含める。

第27条 請求・支払・引渡

- (1) 第23条（2）または（3）の検査に合格したときは、乙は、甲の指示に従い甲に本契約の目的物を引き渡し、甲は、本契約の定めに基づき、乙に請負代金を支払う。
- (2) 乙は、本契約に定めるところにより、工事の完成前に前払または部分払を請求することができる。
- (3) 乙が本条（2）の前払または部分払の支払を求めるときは、甲の指示する支払請求締切日までに甲に請求する。
- (4) 甲が本契約の目的物の引渡しを受けることを拒み、又は引渡しを受けることができない場合において、乙は、引渡しを申し出た時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じ注意をもって、この契約の目的物を保存すれば足りる。
- (5) 本条（4）の場合において、乙が自己の財産に対するのと同じ注意をもって管理したに

もかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とする。

第28条 契約不適合責任

(1) 本契約の目的物として種類または品質について本契約の内容に適合しないものが引き渡されたときは、甲は、乙に対して、その裁量により、目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完、請負代金の減額、損害の賠償の全部または一部を求めることができる。ただし、請負代金の減額は、甲が乙に対して相当の期間を定めて、書面をもって履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときに請求できるものとする。

(2)

ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失により知らなかったときは、当該期間の制限は適用しない。

(3) 甲は、本条(1)または(2)に規定する請求のうちいずれか一つを行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、他の請求をすることができる。

(4) 本条(1)ないし(3)の規定は、第17条(4)の各号によって本契約の目的物が本契約の内容に適合しないこととなった場合については適用しない。ただし、第17条(5)にあたるときおよび構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分(『住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」という。)」第94条により政令で定める部分)の瑕疵にあたるときはこの限りでない。

(5) 本契約の目的物が、品確法に定める住宅以外の場合でも、品確法第94条の規定を準用する。

第29条 工事の変更、工期の変更

(1) 甲は、必要によって、工事を追加または変更することができる。

(2) 甲は、必要によって、乙に工期の変更を求めることができる。

(3) 甲は、工期の変更をするときは、変更後の工期を工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

(4) 乙は、本契約に別段の定めのあるほか、工事の追加・変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができるものとし、延長日数は、甲・乙協議のうえ決定する。

第30条 請負代金額の変更

(1) 次の各号の一にあたるときは、甲および乙は、各相手方に対して、その理由を明示して、必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

a 工事の追加または変更があったとき。

b 工期の変更があったとき。

c 第4条の関連工事の調整に従ったために、請負代金額に増減が生じたとき。

d 支給材料または貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所または返還場所の変更があったとき。

e 契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃または経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

f 長期にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金などの変動によって、甲が乙より本請書を受領した時から1年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

- g 中止した工事または災害をうけた工事を続行する場合であつて、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- (2) 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については、丙の承認を受けた内訳書の単価により、増加部分については時価による。なお、工事の増加部分について、甲が乙に対し、合理的な範囲で乙が提示した時価に対して説明を求めた場合、乙は甲に対して合理的な範囲で当該時価の妥当性についての説明を行うものとする。

第30条の2 (東街区) 物価・賃金などの変動による請負代金額の変更

- (1) 前条(2)の規定に関わらず、同条(1)e又はfに掲げる場合における東街区に係る請負代金額の変更の算定は、国土交通省スライド条項マニュアル(国土交通省大臣官房技術調査課「工事請負契約書第25条第1項～第4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成25年9月)」、「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(令和4年7月)」及び「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成26年1月)」をいう。以下同じ。)に準拠して行う。
- (2) 本条(1)の場合において、国土交通省スライド条項マニュアル中「官積算額」とあるのは、甲が公共建築工事積算基準に準拠して作成し、国庫補助申請に関し国土交通省に提出した工種別内訳書の額、又は基準日において当該内訳書と同様の方法で算定する額のことをそれぞれ云うものとする。

第30条の3 (西街区) 物価・賃金などの変動による請負代金額の変更

西街区が第30条第1項「に該当する場合、甲および乙は、相手方に対して、その理由を明示するとともに、メーカーの価格改定通知や建設物価調査会の公表する指標等に基づき客観性、透明性をもって変動金額を算出し、必要と認められる請負代金の変更を求めることができる。

第31条 履行遅滞・違約金

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、引渡し期日までに本契約の目的物を引き渡すことが出来ないときは、別に特約のない限り、甲は、遅滞日数に応じて、請負代金額に対し年10%の割合で計算した額の違約金(ただし、工期内に第25条による部分引渡しがある場合において、当該部分引渡しの遅滞について違約金を請求するときは、当該部分引渡しを受ける部分に相応する請負代金額に対し年10%の割合で計算した額とし、その後は請負代金額から当該部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額について違約金を算出する。以下「違約金」という。)を請求することができる。

- (2) 甲が、その責に帰すべき事由により第25条(5)または第27条(1)の請負代金の支払いを支払期日までに完了しないときは、乙は、遅滞日数に応じて、請負代金額に対し年10%の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

- (3) 甲が前払または部分払を遅滞しているときは、本条(2)の規定を適用する。

第32条 甲の中止権・解除権

- (1) 甲は、必要によって、書面により乙に対して通知して工事を中止または本契約を解除することができる。甲は、これによって生じる乙の損害を賠償する。
- (2) 次の各号の一にあたるときは、甲は、書面により乙に対して通知して工事を中止または

本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に損害の賠償を求めることができる。

- a 乙が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - b 工事が工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - c 乙が第6条または第17条(1)の規定に違反したとき。
 - d 乙が正当な理由なく、第30条(2)に定める協議に応ぜず、甲が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないとき。
 - e 乙が建設業の許可を取り消されたときまたはその許可が効力を失ったとき。
 - f 乙が仮差押・仮処分・強制執行等の申立てを受けたこと、資金不足による手形・小切手の不渡りを出すこと、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあったことなどにより工事が遅延するおそれがあると認められるとき。
 - g 乙が第34条(1)または(4)の各号の一に規定する理由がないのに本契約の解除を申し出たとき。
 - h 乙が第7条(1)の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したときおよび同条(2)の規定に違反して、請負代金債権に質権を設定したとき。
 - i 乙が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - j 乙の債務の一部の履行が不能である場合または乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
 - k 本契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - l 本項aないしkのほか、乙が本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 甲は、書面をもって乙に通知して、本条(1)または(2)で中止された工事を再開させることができる。
- (4) 本条(1)により中止された工事が再開された場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を申し入れることができる。なお、工期の延長日数は、甲および乙が協議のうえ決定する。

第33条 反社会的勢力の排除

- (1) 甲および乙は、各相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- a 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - b 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
 - c 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 各相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて各相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
- (2) 乙は、本条(1)に加え、甲に対し、次の事項を確約する。
- a 本契約に基づく業務に係る乙の下請負人または再委託先が、反社会的勢力ではないこと(下請負人または再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。また、本契約に基づく業務に関連する乙と下請負人または再委託先との契約を以下「関連契約」という。)
- (3) 乙は、本契約に基づく業務の実施に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- a 本契約に基づく業務の実施場所および左記に付帯する現場事務所(以下「実施場所等」

- という。)を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- b 実施場所等の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - c 実施場所等を反社会的勢力に占有させ、または敷地および工事用地に反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- (4) 乙が本条(3)に違反した場合、甲または乙が次のいずれかに該当した場合、各相手方は、何らの通知・催告等することなく、本契約を解除することができる。
- a 本条(1)に反する事実が判明したとき。
 - b 本契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (5) 本条(2)に反する事実が判明した場合、甲は乙に対し関連契約の解除その他の必要な措置を要求することができる。当該要求にもかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否した場合には、甲はただちに本契約を解除することができる。
- (6) 本条(4)または(5)により本契約が解除された場合、本契約を解除した者は、解除により生じる損害についてその相手方に対し損害賠償責任を一切負わないこと、およびその相手方に対し損害の賠償を求めることができることを、甲および乙は予め異議なく承諾する。

第34条 乙の中止権・解除権

- (1) 次の各号の一にあたる時、乙は、甲に対し、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお正されるときは、工事を中止することができる。
- a 甲が前払または部分払を遅滞したとき。
 - b 甲が正当な理由なく第16条(3)による協議に応じないとき。
 - c 甲が第3条の工事用地等を乙の使用に供することができないため、また不可抗力などのため乙が施工できないとき。
 - d 本項a、bまたはcのほか、甲の責に帰すべき事由により工事が著しく遅延したとき。
- (2) 本条(1)における中止事由が解消したときは、乙は、工事を再開する。
- (3) 本条(2)により工事が再開された場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができるものとし、工期の延長日数は、甲および乙が協議のうえ決定する。
- (4) 次の各号の一にあたる時、乙は、書面をもって本契約を解除することができる。
- a 第32条(1)または本条(1)による工事の遅延または中止期間が、工期の1/4以上になったときまたは2ヶ月以上になったとき。
 - b 甲が工事を著しく減少したため、請負代金額が2/3以上減少したとき。
 - c 甲が本契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。
 - d 甲が強制執行の申立てを受けること、資金不足による手形・小切手の不渡りを出すこと、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあったこと等から、甲が請負代金の支払能力を欠くと認められるとき。
- (5) 本条(1)または(4)の場合、乙は甲に損害の賠償を請求することができる。

第35条 解除に伴う措置

- (1) 甲または乙が工事の完成前に本契約を解除したときは、乙は工事の出来形部分と検査済の工事材料および建築設備の機器(有償支給材料を含む。)ならびに施工図等の図面を、すみやかに甲に引き渡し、甲、乙および丙が協議して請負代金その他の費用を清算する。なお、乙は、工事の出来形部分に関して、契約不適合に関する責任を負い、工事の出来形部分と検査済の工事材料および建築設備の機器(有償支給材料を含む。)について、第三者から債権

債務上の異議申立てがなされた場合は、乙の責任と負担において解決するものとし、甲に対し一切迷惑をかけないものとする。

- (2) 甲が第32条(2)、第33条(4)もしくは(5)によって本契約を解除し、または、乙が破産法第53条、民事再生法第49条、会社更生法第61条もしくはこれらに準ずる法令によって本契約を解除し、清算の結果過払があるときは、乙は、過払額について、その支払を受けた日から法定利率による利息をつけて甲に返還する。
- (3) 甲または乙が本契約を解除したときは、甲、乙および丙が協議して甲または乙に属する物件について、期間を定めてその引取、あと片付などの処置を行う。
- (4) 本条(3)の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくなお行われなときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。
- (5) 乙は、本契約の解除後、甲と第三者間における新たな工事請負契約等の締結に関し、甲に全面的に協力する。

第36条 紛争の解決

本契約について紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第37条 製造物責任

本契約の目的物に関して、製造物責任に関する紛争が生じた場合、乙の責任と負担において解決するものとする。

第38条 解体工事に要する費用等

工事が『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)』第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、添付の別紙のとおりとし、当該別紙に記載の解体工事に要する費用および再資源化等に要する費用は、本契約に定める請負代金に含まれる。

第39条 発注者の検査

- (1) 乙は、甲の組合員および参加組合員が取得する住戸の購入者の検査により指摘された修補等の要求については、甲の指定する期間内に修補・改造して甲の検査を受ける。
- (2) 本条(1)の処置が遅れているとき、または催告しても正当な理由なくなお行われなときは、甲は、乙に代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

第40条 アフターサービス

- (1) 乙は、本契約の目的物引渡し後も、西街区の目的物について別添のアフターサービス規準に基づく検査および修補(以下「アフターサービス」という。)の責を負う。
- (2) 乙は本条(1)のアフターサービスの責を負う期間中、甲が必要と認めたときは現場に駐在しなければならない。
- (3) 乙によるアフターサービスの実施が遅れているとき、または催告しても正当な理由なくなお行われなときは、甲は、乙に代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。
- (4) 甲は、乙の施工に起因する契約不適合またはアフターサービスに係る紛争の解決に、生じた費用(甲の社員にかかる人件費、甲が乙の承諾を経て弁護士に紛争解決業務を委託した場合に生じた弁護士費用を含むがその限りではない)を乙に請求することができる。ただし、乙は合理的な理由なく承諾を留保しないものとする。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

第41条 契約不適合責任に関する請求権及びアフターサービスに基づく修補請求権の承継

- (1) 乙は、甲が都市再開発法第45条第1項三号により解散したときは、甲が同法第72条により定める権利変換計画又は甲が有する本契約の目的物の一部の所有権(以下「区分所有権」という。)に関する譲渡契約等に基づいて、本契約の目的物の区分所有権(共有であるときはその共有持分)を取得した者(以下「原始取得者等」という。)に対して、第28条第1項の本件契約不適合請求権および第40条第1項の本件アフターサービス規程に基づく修補請求権(以下あわせて「本件 修補請求権等」という。)を甲から原始取得者等に承継することを予め承諾する。ただし、乙が甲 に対して抗弁可能な事項については、原始取得者等に対しても抗弁できるものとする。
- (2) 乙は、建物の区分所有等に関する法律第3条の規定により原始取得者等が構成する区分所有者の団体(以下「管理組合」という。)が、原始取得者等に代わり、本契約の目的物の共用部に関して本件修補請求権等を行行使できることを予め承諾する。

第42条 連帯責任

- (1) 請負者は、本契約の履行に関し、連帯して責任を負う。
- (2) 請負者のうちいずれかが、工事途中において、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てをし、または申立てを受けた場合は、他の請負者が共同して工事を予定期日までに完成する責任を負う。
- (3) 甲による請負者のいずれかに対する履行の請求は、その他の請負者に対してもその効力を生ずるものとする。

第43条 守秘義務および個人情報保護

- (1) 乙および丙は、本契約の内容および本契約に関連して得られた情報(甲の顧客および近隣住民等に関するものを含むがこれに限られない。以下同じ。)を厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に漏洩し、または本契約に基づく業務の遂行以外の目的で使用してはならない。
- (2) 乙および丙は、本契約の内容および本契約に関連して得られた情報のうち個人情報に該当するものについて、別紙「個人情報の取り扱いに関する条項」記載の各条項を遵守するものとする。なお、同条項における委託者を甲、受託者を乙および丙とそれぞれ読み替えるものとする。
- (3) 乙および丙は、各々の従業員等および本契約に基づく業務を第三者に請負わせまたは委任する場合は当該第三者に対して、本条(1) および(2)と同様の義務を負わせるものとする。
- (4) 乙または丙が本条(1) ないし(3)に違反し、よって甲または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 本条の義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第44条 住宅に関する事項

- (1) 住宅に関する工事監理、施工内容等については下記の通りとすることを乙は承諾するものとする。
 - a 甲が有する区分所有権について甲と譲渡契約を締結し、住宅を取得する東京建物株式会社、旭化成ホームズ株式会社および一般財団法人首都圏不燃建築公社(以下総称して「住宅保留床取得者」という。)は乙に対して、住宅に係る工事の指導、確認及び住宅保留床取得者の指定する設計・施工基準等による品質の管理を行うものとする。
 - b 乙は引渡し日までに、住宅保留床取得者による検査・内覧会の指摘事項等の是正工事を完了させるものとする。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

c 乙は前項の是正工事を住宅保留床取得者が確認したときは、住宅保留床取得者の必要とする引渡し書類を提出するものとする。

d 乙は住宅保留床取得者が行う販売活動に協力するものとする。

(2)前項の規定と設計図書に齟齬がある場合は、前項の規定を優先する。

第45条 規定外事項

本契約に定めのない事項または本契約について疑義が生じたときは、甲・乙・丙は、信義誠実の原則に従って協議し決定する。

第46条 サステナブル調達基準の遵守

乙は、甲が定める別紙「サステナブル調達基準」に則り、本契約を履行するとともに、その事業活動において同調達基準を遵守するよう努める。

以 上

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

※第38条関係別紙

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および省令第7条に基づく書面

(建築工事に係る解体工事または新築工事の場合)

1. 分別解体等の方法

☐ 解体工事

工種ごとの作業内容および解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

☐ 新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

工種ごとの作業内容および解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積合計金額)

円(消費税および地方消費税込)

(解体工事を含まない工事については「なし」または「0円」と記入する)

3. 再資源化等をするための施設の名称および所在地(書ききれない場合は別紙に記載する)

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称 (該当なしの場合は「なし」と記入)	所在地
コンクリート		
コンクリートおよび鉄から成る建設資材		
木材		
アスファルト・コンクリート		

4. 再資源化等に要する費用(見積合計金額)

円(消費税および地方消費税込)

(再資源化等を含まない工事については「なし」または「0円」と記入する)

(注) 上記3および4は「特定建設資材廃棄物」のみとする。

※第43条関係別紙

個人情報の取扱いに関する条項

(定義)

第1条 各用語の定義は以下のとおりとする。

(1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人識別符号(旅券番号、運転免許証番号等であり個人情報保護法およびその他関連法令等(施行令・施行規則・個人情報保護委員会ガイドラインその他委託者および受託者の監督官庁が定めるガイドライン等、以下総称して「個人情報保護法等」という。)にて定められる。)を含むもの。
- 二 個人識別符号が含まれないものであつても、当該情報に含まれる氏名、生年月日、連絡先(住所・電話番号・メールアドレス等)、顔や全身の映像その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(会員番号、社員番号、不動産情報など、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)。

(2)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、コンピュータにより容易に検索できるよう体系的に構成したもの、または、紙面等情報であつて個人情報を五十音順、年月日順、勤務部署順などの一定の方式によって整理し容易に検索可能なものをいう。

(3)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(個人情報の取扱い)

第2条 受託者は、本契約の履行に伴い個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法等の内容を遵守しなければならない。

2. 受託者は、本契約の履行に伴い個人情報を取り扱う従業者を必要最小限に明確に特定しなければならない。委託者の事前の書面による承諾がない限り、受託業務にかかる個人データを受託者の事務所内の管理区域または取扱区域の外へ持ち出してはならない。管理区域とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバー等の重要な情報システムを管理する区域をいい、取扱区域とは、その他の個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。

3. 受託者は、本契約の履行に伴い取得した個人情報を本契約の履行の範囲を超えて加工・利用、複写・複製してはならない。

4. 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得たうえで個人情報保護法等上の要件を満たした場合を除き、本契約の履行に伴い取得した個人情報を第三者に開示・提供してはならない。

(個人情報の返還・廃棄)

第3条 受託者は、委託者から要求があったとき、または本契約が終了したときは、本契約の履行に伴い取得した個人情報(複製物等を含む。)を委託者に対し直ちに返却しなければならない。

2. 受託者は、委託者から指示がある場合、自己の責任と負担において、本契約の履行に伴い取得した個人情報(複製物等を含む。)をその内容が漏洩することがない状態にして廃棄するものとする。受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、当該廃棄を第三者に委託することができるものとするが、この場合、当該第三者が行なう廃棄の内容および手順等を委託者に対して書面により明示するとともに、その実施状況を定期的に確認し、必要に応じて委託者に書面により報告するものとする。

(個人情報の取扱いの再委託)

第4条 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合を除き、本契約の履行に伴う個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に再委託してはならない。

(個人データの安全管理措置)

第5条 受託者は、本契約の履行に伴い個人データを取り扱う場合、委託者が講ずる安全管理措置と同等水準の安全管理を行うものとし、漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人データの安

全管理として、次の各号に定める措置を個人情報保護法等に従い講じなければならない。その際、個人データの漏洩、滅失または毀損等が発生した場合に当該データに含まれる情報により特定される個人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質および個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(1) 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程や手順書等を整備運用し、その実施状況を確認することをいう。

(2) 人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業者に対する、個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行なうことをいう。

(3) 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、個人データを取り扱う場所の入退館（室）管理、個人データおよびそれを取り扱う機器・装置等の盗難・破壊・破損等の防止等を行なうことをいう。

(4) 技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等を行なうことをいう。

2. 受託者は、自らが講ずる安全管理措置が、委託者が講ずべき安全管理措置と同等であることを表明するため、本契約締結と同時に、別紙「回答書（個人情報の取扱いに関する安全管理措置チェックリスト）」（以下「回答書」という。）その他委託者が指定する書式（以下「回答書等」という。）により安全管理措置の状況について委託者へ報告する。

3. 受託者は、本契約締結後も、次の各号に従い、または委託者から要請があったときは、速やかに、第1項の定めを遵守していることを自ら確認し、その状況を、回答書等により委託者に報告しなければならない。

<工事発注時（住宅の場合）>

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 工事着工から購入者の検査前 | 最低6ヶ月に1回 |
| (2) 購入者の検査から引渡 | 最低2ヶ月に1回 |
| (3) 定期補修実施時 | 最低各1回 |

<工事発注時（住宅以外の場合）、工事発注時（補修）>

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 工期が6ヶ月以上の場合 | |
| 工事着工から引渡 | 最低6ヶ月に1回 |
| (2) (1) 以外の場合 | |
| 工事着工から引渡 | 引渡時に1回 |

4. 委託者の要請がある場合、受託者は、自らの費用負担で委託者が指定し、または認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、委託者の要求する基準を満たさなければならない。

5. 委託者は、受託者において第1項の定めが遵守されていることを確認するために、受託者の事務室等に立入り、必要な書類の閲覧・複写、受託者の役員・従業員への事情聴取その他必要な調査を行うことができ、受託者の個人情報の安全管理体制の改善が必要であると判断した場合、受託者に対し、その改善を要請することができる。

(漏洩時等の対応)

第6条 受託者は、受託者において本契約の履行に伴い取得した個人情報の漏洩、滅失または毀損等が発生した場合（以下「個人情報の漏洩等」という。）、そのおそれが生じた場合、または、第三者（委託者の役職員を含む。以下同様とする。）から損害賠償等の請求や苦情を受けた場合は、速やかに事実関係を調査のうえ委託者に報告し、委託者の指示に従って、自己の責任と負担において、対応策を実施しなければならない。

2. 受託者は、次の各号のいずれかに該当した場合、委託者の要請に従い、情報提供、資料提出その他の調査・解決等に必要な協力をし、委託者と共に行政機関に必要な報告を行わなければならない。

①委託者が個人情報の漏えい等に関し第三者から損害賠償等の請求を受けた場合

②委託者が個人情報保護委員会もしくは監督当局に対し個人情報の漏えい等またはそのおそれがある旨を報告しなければならない場合

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

③委託者が監督当局に対し義務の履行等（監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他監督当局に対する義務の履行等）を報告しなければならない場合

3. 本条の対応が受託者の責めに帰すべき事由に基づくものである場合は、受託者はその調査、報告および解決に要した委託者の費用の一切を負担する。

（損害賠償）

第7条 受託者は、本個人情報の取り扱いに関する条項に定める義務に違反した場合（第5条第2項または第3項の報告、前条第1項または第2項の報告もしくは調査結果が事実と反した場合を含む）、または、受託者において本契約の履行に伴い取得した個人情報の漏洩、滅失または毀損等が発生し、委託者に損害（第三者による請求、訴訟の結果によるものならびに漏洩等の有無および損害の範囲の確定にかかる調査費用、風評被害により被った損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。但し、委託者の損害が受託者の責に帰するものでないことを受託者が立証した場合は、この限りではない。

2. 前条および本条の定めは本契約終了後も有効とする。

以下余白

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

◆ 別紙

立石駅北口地区市街地再開発組合 御中

回 答 書

〔個人情報の取扱いに関する安全管理措置チェックリスト〕

弊社は、貴組合との令和〇年〇月〇日付工事請負契約書に基づき受託している貴組合保有の個人情報取扱いを含む購入者に係る検査およびアフターサービス業務につき、個人データの安全管理のため弊社において講じている「個人情報取扱いに関する安全管理措置」は、個人情報保護法およびその他関連法令等に基づき必要かつ適切なものであることを確認し、以下の通り回答いたします。

年 月 日

(回答者)

1. 基本方針の策定

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
① 個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を定めているか		
② 基本方針を公表しているか		

2. 個人データの取扱いにかかる規律に従った運用

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
① 個人情報の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しているか		
② 取扱規程等には、下記項番 3～6 の安全管理措置が織り込まれているか		

3. 組織的安全管理措置の概要

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
(1)安全管理措置を講ずるための組織体制として次の内容が整備されているか		
① 個人データの取扱いに関する責任者の設置および責任の明確化		
② 個人データを取り扱う従業員およびその役割の明確化		
③ ②の従業員が取り扱う個人データの範囲の明確化		
④ 個人データの取扱いにかかる規律(法・社内規程等)への違反ならびに漏洩等事案が発生している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制		
⑤ 個人データを複数部署で取り扱う場合の各部署の役割分担および責任の明確化		
確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
(2)個人データの取扱いにかかる規律に従った運用確認のため、次の事項が記録されているか		
① 個人情報データベース等の利用・出力状況		
② 個人データが記録等された書類・媒体等の持ち運びの状況		

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

③ 個人情報データベース等の廃棄の状況（委託した場合の廃棄証明記録を含む）		
④ 個人情報データベース等を情報システムにて取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績等）		
(3) 個人データの取扱状況確認手段として、次の事項が明確化されているか		
① 「個人情報データベース等の種類、名称」、「個人データの項目」、「責任者・取扱部署」、「利用目的」、「アクセス権者」		
(4) 情報漏洩等の事案発生時に次の事項を実施する体制が整備されているか		
① 事実関係の調査および原因の究明		
② 影響を受ける可能性のある本人への連絡		
③ 個人情報保護委員会への報告		
④ 再発防止策の検討および決定		
⑤ 事実関係および再発防止策の公表		
(5) 取扱状況の把握および安全管理措置の評価、見直しおよび改善が行われているか		
① 個人データの取扱状況について、定期的に自ら点検を行うほか、監査部門等あるいは外部主体による監査の実施		

4. 人的安全管理措置の概要

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
① 個人データの取扱いに関する留意事項についての従業者への定期的な研修等の実施		
② 個人データについての秘密保持に関する事項の就業規則等への記載		

5. 物理的安全管理措置の概要

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
(1) 個人データを取り扱う区域の管理がなされているか		
① 管理区域（個人情報データベース等を取り扱うサーバー等の重要な情報システムを管理する区域）における入退室管理および持ち込む機器等の制限		
② 取扱区域（その他の個人データを取り扱う事務を実施する区域）における壁または間仕切り等の設置、座席配置の工夫、覗き込みを防止する措置の実施等による非権限者の閲覧等防止		
(2) 機器、電子媒体および書類等の盗難等防止が図られているか		
① 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体・書類等の施錠可能キャビネット等への保管		
② 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定		
確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
(3) 機器、電子媒体および書類等を持ち出す場合の漏洩等の防止		
① 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行ったうえでの電子媒体への保存		
② 封緘、目隠シールの貼付、施錠可能な搬送容器の利用		
(4) 機器、電子媒体および書類等の廃棄		
① 個人データが記載された書類等を廃棄する際の、焼却・溶解・シュレッダー処理等の復元不可能な手段の採用		

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

② 個人データの削除による廃棄、または個人データが記録された機器・電子媒体等を廃棄する際の、専用のデータ削除ソフトウェア等の利用または物理的破壊等の手段の採用		
③ 個人データを削除により廃棄した場合、または個人データが記録された機器・電子媒体等を廃棄した場合は、当該廃棄記録を保存する体制の整備		
④ 廃棄作業を委託する場合に、委託先が確実に廃棄したことについて証明書等により確認する体制の整備		

6. 技術的安全管理措置の概要

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
(1) アクセス制御が行われているか		
① 個人情報データベース等を取り扱うことのできる情報システムの限定		
② 情報システムによってアクセスできる個人情報データベース等の限定		
③ ユーザーIDに付与するアクセス権による、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる従業員の限定		
(2) 情報システムを使用する者が正当なアクセス権者であることを識別した結果に基づき認証しているか		
① ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等により、拒当者を識別して認証しているか		
(3) 情報システムを外部からの不正なアクセスおよびソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しているか		
① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断しているか		
② 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入しているか		
③ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を常に最新状態としているか		
④ ログ等の定期的な分析により不正アクセス等を検知しているか		
(4) 標的型メール攻撃等による情報漏洩等の被害防止措置を講じているか		
① 不正アクセス等の被害に遭った場合の、被害を最小化する仕組み(ネットワークの遮断等)を導入・運用しているか		
② 個人情報データベース等を端末に保存する必要がある場合に、パスワードの設定または暗号化による秘匿措置を講じているか		
③ 情報漏洩等の事案の発生または兆候を把握した場合の迅速な情報連絡体制について確認・訓練を実施しているか		

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
(5) 情報システムの使用に伴う漏洩等の防止措置を講じているか		
① 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直しているか(情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策を含む)		
② 個人データを含む通信の経路または内容を暗号化しているか		
③ 移送する個人データについての、パスワード等による保護		

7. その他

確認項目	○ ×	備考(措置内容の詳細等)
(1) 外部委託先の管理を適切に実施しているか		
① 外部委託先の適切な選定手続の実施		

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

② 外部委託先の適正管理のための安全管理措置に関する委託契約等の締結		
③ 外部委託先における個人情報の取扱状況の把握		
④ 外部委託先の選定・管理の記録		

以 上

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

※第46条関係別紙

「サステナブル調達基準」

1. 法令等の遵守

- ・事業活動を行う国や地域における関係法令等（各国現地法及び国際法を含む。）を遵守する。

2. 人権の尊重

- ・人権に係る国際的な基準を遵守・尊重し、基本的人権を尊重した事業活動を行う。
- ・人種、国籍、信条、性別、性的指向、年齢、社会的地位または出身等によるいかなる差別やハラスメントも行わない。

3. 健全な労働慣行・労働環境の確保

- ・組合結成の自由及び団体交渉の権利を確保する。
- ・強制労働及び児童労働を排除し、防止する。
- ・人種、国籍、信条、性別、性的指向、年齢、社会的地位または出身等による労働条件の差別を行わない。
- ・最低賃金・残業代・福利厚生などに適用される法規制を遵守する。
- ・違法な長時間労働および過重労働をさせない。
- ・従業員にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境の整備に努める。

4. 公正な事業活動

- ・贈収賄等の腐敗行為を行わない。
- ・独占禁止法や下請法を遵守し、不公正・反競争的な取引を行わない。
- ・反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、不当な要求等には決して応じない。
- ・第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害しない。
- ・個人情報に係る法律を遵守し、適切に取り扱い、業務上知り得た機密事項が外部に漏洩しないよう適切に管理する。
- ・通報に係る情報の機密性、通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。

5. 安全性及び品質の確保・向上

- ・お客様へ提供する商品・サービスについて、適切な品質管理、品質保証体制を構築し、品質の確保と向上に努め、虚偽のない正しい情報を公開する。
- ・お客様の立場を第一に考え、提供する商品・サービスに対する要望や苦情に対して、誠実に対応する。

6. 環境への配慮

- ・省エネルギーを推進するとともに、温室効果ガスの排出削減に努める。
- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、水、原材料等の天然資源の有効活用を図り、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用に努める。
- ・大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、処理する。
- ・生物多様性の保全や生態系への負荷の低減に取り組む。
- ・原材料調達において、違法な手段を通じて採取・生産されたものの排除に努める。

7. 地域社会との共存

- ・地域社会との良好な関係の構築と維持・向上に努める。

※特定業務代行者との協議により内容が変更される場合があります。

- ・地域社会の文化や慣習を十分に理解・尊重し地域社会との共存共栄をはかる。

8. BCPの策定・構築

- ・災害や不測の事態に備え、BCP（事業継続計画）を策定し、その実行体制の構築に努める。

9. サプライチェーンにおける協働

- ・本調達基準を遵守した事業活動が推進されるよう、自らのサプライヤーに対しても、本調達基準の趣旨の理解や遵守、必要に応じた改善について働きかけを行う。

以上

協定書変更案
(再開発組合と葛飾区で締結している庁舎床の譲渡に関する協定の変更案)

組合保留床の譲渡に関する協定書 (案)

- 1 立石駅北口地区市街地再開発組合(以下「甲」という。)と葛飾区(以下「乙」という。)とは、甲が都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号以下「法」という。)に基づき施行する立石駅北口地区第一種市街地再開発事業(以下「本事業」という。)に係る権利変換計画(法第 72 条の規定により甲が作成する権利変換計画をいう。)において、法第 108 条第 1 項第 1 号により甲が乙に譲渡する予定の施設建築物の部分(以下「組合保留床」という。)に関して、次のとおり協定書を締結する。
- 2 令和 5 年 2 月 6 日付けで甲と乙が締結した「組合保留床の譲渡に関する協定書」は、廃止する。

(目的)

第 1 条 甲及び乙は、本事業により整備される組合保留床の概要及び甲から乙へ譲渡する予定の組合保留床に関する事項を確認するため本協定書を締結する。

(組合保留床の概要)

第 2 条 甲が乙に譲渡する予定の組合保留床の概要は、次の表のとおりとする。

組合保留床の概要				
	用途	構造	位置	専有部分面積
施設建築物 (東棟)の専有部分	庁舎、駐車場、 アンテナ機械室	鉄筋コンクリート造	地下 3 階から 地上 13 階までの 一部、 塔屋の一部	22,371.20 m ² 及び 2 階、 3 階 2,131.90 m ² のうち 213190 分の 79584
施設建築物 (東棟)の共用 部分の共有持分	庁舎共用部分(予定 面積 5,399.06 m ²) の共有持分	2 階及び 3 階 : 1000000 分の 99799 のうち持分 213190 分の 79584 4 階 : 1000000 分の 100951 5 階 : 1000000 分の 100694 6 階 : 1000000 分の 99432 8 階 : 1000000 分の 99432 9 階 : 1000000 分の 99432 10 階 : 1000000 分の 99432 11 階 : 1000000 分の 99432 12 階 : 1000000 分の 53312 13 階 : 1000000 分の 40096 アンテナ機械室 : 1000000 分の 1415		
	庁舎・施設共用部分 (予定面積 1,035.15 m ²) の共有持分	2 階及び 3 階 : 1000000 分の 94798 のうち持分 213190 分の 79584 4 階 : 1000000 分の 95892 5 階 : 1000000 分の 95648 6 階 : 1000000 分の 94450 8 階 : 1000000 分の 94450		

		9 階 : 1000000 分の 94450 10 階 : 1000000 分の 94450 11 階 : 1000000 分の 94450 12 階 : 1000000 分の 50640 13 階 : 1000000 分の 38087 アンテナ機械室 : 1000000 分の 1343
	全体共用部分（予定 面積 6,592.81 m ² ） の共有持分	2 階及び 3 階 : 1000000 分の 79965 のうち持分 213190 分の 79584 4 階 : 1000000 分の 80888 5 階 : 1000000 分の 80683 6 階 : 1000000 分の 79672 8 階 : 1000000 分の 79672 9 階 : 1000000 分の 79672 10 階 : 1000000 分の 79672 11 階 : 1000000 分の 79672 12 階 : 1000000 分の 42717 13 階 : 1000000 分の 32128 アンテナ機械室 : 1000000 分の 1133 駐車場 : 1000000 分の 156463
施設建築物(東棟)の敷地（4,660.17 m ² ）の共有持分		2 階及び 3 階 : 1000000 分の 84973 のうち持分 213190 分の 79584 4 階 : 1000000 分の 85953 5 階 : 1000000 分の 85735 6 階 : 1000000 分の 84661 8 階 : 1000000 分の 84661 9 階 : 1000000 分の 84661 10 階 : 1000000 分の 84661 11 階 : 1000000 分の 84661 12 階 : 1000000 分の 45392 13 階 : 1000000 分の 34139 アンテナ機械室 : 1000000 分の 362 駐車場 : 1000000 分の 80098

（組合保留床の用途、位置、専有面積及び譲渡予定価額）

第 3 条 組合保留床の用途、位置、専有面積及び譲渡予定価額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

2 甲及び乙は、立石駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事の請負契約に次の規定が定められ、当該規定に基づき請負契約の金額が変更される場合にあっては、変更後の金額を限度として、組合保留床の譲渡予定価額について協議し、協議が整ったときは、譲渡予定価額を変更する。

第 30 条 請負代金額の変更

(1) 次の各号の一にあたるときは、甲および乙は、各相手方に対して、その理由を明示して、必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- a 工事の追加または変更があったとき。
- b 工期の変更があったとき。
- c 第 4 条の関連工事の調整に従ったために、請負代金額に増減が生じたとき。
- d 支給材料または貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所または返還場所の変更があったとき。
- e 契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃または経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- f 長期にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金などの変動によって、甲が乙より本請書を受領した時から 1 年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。
- g 中止した工事または災害をうけた工事を続行する場合であって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

(2) 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については、丙の承認を受けた内訳書の単価により、増加部分については時価による。なお、工事の増加部分について、甲が乙に対し、合理的な範囲で乙が提示した時価に対して説明を求めた場合、乙は甲に対して合理的な範囲で当該時価の妥当性についての説明を行うものとする。

第 30 条の 2 (東街区) 物価・賃金などの変動による請負代金額の変更

(1) 前条(2)の規定に関わらず、同条(1) e 又は f に掲げる場合における東街区に係る請負代金額の変更の算定は、国土交通省スライド条項マニュアル(国土交通省大臣官房技術調査課「工事請負契約書第 25 条第 1 項～第 4 項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成 25 年 9 月)」、「工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(令和 4 年 7 月)」及び「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(平成 26 年 1 月)」をいう。以下同じ。)に準拠して行う。

(2) 本条(1)の場合において、国土交通省スライド条項マニュアル中「官積算額」とあるのは、甲が公共建築工事積算基準に準拠して作成し、国庫補助申請に関し国土交通省に提出した工種別内訳書の額、又は基準日において当該内訳書と同様の方法で算定する額のことをそれぞれ云うものとする。

3 乙は、必要があると認めるときは、甲に対して、立石駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事の請負契約に基づくスライド条項の適用を求めるものとする。

4 甲は、VECD により請負契約の金額が減額される場合にあつては、減額される額を組合保留床の譲渡予定価額から減額する。ただし、VECD により請負契約の金額が減額されることに伴い、甲が受給する補助金等が減額される場合にあつては、当該補助金等が減額される額については、組合保留床の譲渡予定価額から減額しないものとする。

5 甲は、乙が必要と認めるときは、建設関連資材又は工事費の変動等について、乙が必要と認める資料を乙に提供するものとする。

6 別表の組合保留床の譲渡予定価額に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、税率を 10%として算

定したものとし、本事業の施行期間中に消費税及び地方消費税率が変更となった場合には、当該税率を適用する場合の組合保留床の建物部分に関わる消費税及び地方消費税額の増減額を算定し、増減額分につき譲渡予定価額を増額又は減額調整するものとする。

(組合保留床譲渡契約)

第4条 甲及び乙は、本協定書に基づく組合保留床譲渡契約（以下「譲渡契約」という。）を法第100条に規定する工事完了公告の日までに締結するものとする。

2 本協定書において確認された事項の他、組合保留床の譲渡代金の支払条件、契約の目的物の引渡条件などの詳細は、甲乙間で別途協議の上、譲渡契約において定める。

3 譲渡契約の締結に当たっては、葛飾区議会の議決を得た上で手続きを進めるものとする。

(協議事項)

第5条 本協定書に定めのない事項が生じたとき、又は本協定書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は相互に誠意をもって協議し解決するものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲:東京都葛飾区立石七丁目3番18号
立石駅北口地区市街地再開発組合
理事長 徳田 昌久

乙:東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
葛飾区長 青木 克徳

別表（第3条関係）

用途	位置	専有面積（㎡）	譲渡予定価額	
			床予定価額 （千円）	追加仕様費 等予定価額 （千円）
庁舎	3階、エスカレーター、 2階エスカレーター乗り場 含む	2,131.90のうち 持分 213190 分の 79584	1,338,926	2,352,724
庁舎	4階	2,156.51	3,628,124	
庁舎	5階	2,151.03	3,618,904	
庁舎	6階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	8階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	9階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	10階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	11階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	12階	1,138.85	1,916,007	
庁舎	13階	856.53	1,441,031	
アンテナ 機械室	塔屋1階	30.22	15,346	
駐車場	1階・地下2階 ・地下3階	5,417.66	3,096,714	
合計		22,371.20 及び 2,131.90 のうち 持分 213190 分の 79584	32,922,867	2,352,724

再開発組合の資金計画案の内訳

支出金

項目	項目内訳		金額 (令和4年12月)	金額 (令和6年4月)	金額 (令和6年11月)	金額 (令和7年2月)	金額 (令和7年8月)	増減 (令和7年2月と令和7年8月の差)
調査設計計画費	事業計画作成費		6.21 億円	6.45 億円	6.45 億円	6.45 億円	6.45 億円	0 億円
	地盤調査費		0.23 億円	0.29 億円	0.29 億円	0.29 億円	0.29 億円	0 億円
	建築設計費		34.49 億円	29.10 億円	29.10 億円	29.10 億円	29.10 億円	0 億円
	権利変換計画作成費		5.79 億円	6.64 億円	6.64 億円	6.64 億円	6.64 億円	0 億円
土地整備費	除却費		19.40 億円	48.80 億円	54.22 億円	54.22 億円	54.22 億円	0 億円
	整地費		0.63 億円	0.63 億円	0.63 億円	0.63 億円	0.63 億円	0 億円
補償費	用地補償費		12.70 億円	13.99 億円	13.99 億円	13.99 億円	13.99 億円	0 億円
	建物補償費		4.13 億円	4.56 億円	4.56 億円	4.56 億円	4.56 億円	0 億円
	その他補償費		99.93 億円	94.79 億円	94.79 億円	94.79 億円	94.79 億円	0 億円
工事費 (工事費計)	建築工事費	西棟	325.89 億円	437.80 億円	447.15 億円	447.15 億円	465.30 億円	18.15 億円
		東棟	246.19 億円	376.24 億円	452.87 億円	452.87 億円	471.42 億円	18.55 億円
	公共施設工事費		63.54 億円	81.29 億円	89.43 億円	89.43 億円	95.70 億円	6.27 億円
	その他工事費		60.43 億円	29.31 億円	15.16 億円	21.86 億円	8.07 億円	▲13.79 億円
			(696.05 億円)	(924.64 億円)	(1,004.61 億円)	(1,011.31 億円)	(1,040.49 億円)	(29.18 億円)
借入金利子			13.62 億円	13.62 億円	13.62 億円	13.62 億円	13.62 億円	0 億円
事務費			21.62 億円	24.53 億円	24.55 億円	24.55 億円	24.55 億円	0 億円
その他			17.90 億円	17.90 億円	19.90 億円	19.90 億円	17.94 億円	▲1.96 億円
合計			932.70 億円	1,185.94 億円	1,273.35 億円	1,280.05 億円	1,307.27 億円	27.22 億円

収入金

項目	項目内訳	金額 (令和４年 12月)	金額 (令和６年 ４月)	金額 (令和６年 11月)	金額 (令和７年 ２月)	金額 (令和７年 ８月)	増減 (令和７年２月 と令和７年８月 の差)
補助金	補助金（交付金）	245.38 億円	303.23 億円	328.79 億円	330.50 億円	341.43 億円	10.93 億円
	その他補助金（区補助金）	0.10 億円	0.10 億円	0.10 億円	0.10 億円	0.10 億円	0 億円
緊急促進補助金 (補助金合計)	政策課題対応タイプ（当初補助対象分）	10.45 億円	27.89 億円	36.62 億円	36.49 億円	38.05 億円	1.56 億円
	地域活性化タイプ （物価上昇対応分）	0 億円	45.42 億円	39.84 億円	51.76 億円	51.76 億円	0 億円
		(255.93 億円)	(376.64 億円)	(405.35 億円)	(418.85 億円)	(431.34 億円)	(12.49 億円)
公共施設管理者負担金		113.83 億円	152.39 億円	158.01 億円	158.01 億円	163.71 億円	5.70 億円
保留床処分金等 (保留床処分金等合計)	参加組合員負担金	244.11 億円	262.31 億円	269.11 億円	262.31 億円	271.34 億円	9.03 億円
	区 床取得	267.13 億円	294.29 億円	329.23 億円	329.23 億円	329.23 億円	0 億円
	区 床取得（仕様追加）	0 億円	17.87 億円	23.20 億円	23.20 億円	23.20 億円	0 億円
	都 床取得	28.99 億円	31.94 億円	35.76 億円	35.76 億円	35.76 億円	0 億円
	都 床取得（仕様追加）	0 億円	0.56 億円	0.75 億円	0.75 億円	0.75 億円	0 億円
	（区・都合計）	(296.12 億円)	(344.66 億円)	(388.94 億円)	(388.94 億円)	(388.94 億円)	(0 億円)
	その他増床・特定分譲	22.71 億円	20.43 億円	20.43 億円	20.43 億円	20.43 億円	0 億円
		(562.94 億円)	(627.40 億円)	(678.48 億円)	(671.68 億円)	(680.71 億円)	(9.03 億円)
その他収入		0 億円	29.51 億円	31.51 億円	31.51 億円	31.51 億円	0 億円
合計		932.70 億円	1,185.94 億円	1,273.35 億円	1,280.05 億円	1,307.27 億円	27.22 億円

庶務報告 No. 11
総務部
令和7年9月18日

専決処分（契約変更）の報告について

契約管財課

報告 番号	専決処分事項	契約の相手	変更内容
1	東金町一丁目西地区市街地再開発事業に係る自転車駐車場用土地及び建物の買入れの変更	東金町一丁目西地区市街地再開発組合	変更前契約金額 8億3,123万4,400円 変更後契約金額 8億3,271万1,700円
2	都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その2）工事請負契約の変更	尾花興業株式会社	変更前契約金額 2億3,980万円 変更後契約金額 2億5,029万9,500円
3	都市計画道路補助第284号線（東新小岩北）整備（その3）及び排水施設（その4）工事請負契約の変更	尾花興業株式会社	変更前契約金額 3億1,130万円 変更後契約金額 3億2,404万7,900円

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

東金町一丁目西地区市街地再開発事業に係る自転車駐車場用土地及び建物の買入れの変更

2 契約の相手

東京都葛飾区東金町一丁目17番2号

東金町一丁目西地区市街地再開発組合

理事長 坂本自動車株式会社 代表取締役 宮 下 敦 之

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

8 億3,123万4,400円

(2) 変更後契約金額

8 億3,271万1,700円

4 変更理由

自転車駐車場の空き状況が分かる表示灯の設置やシャッタースイッチの増設が必要となったため、買入れ金額が増額となった。

5 専決処分年月日

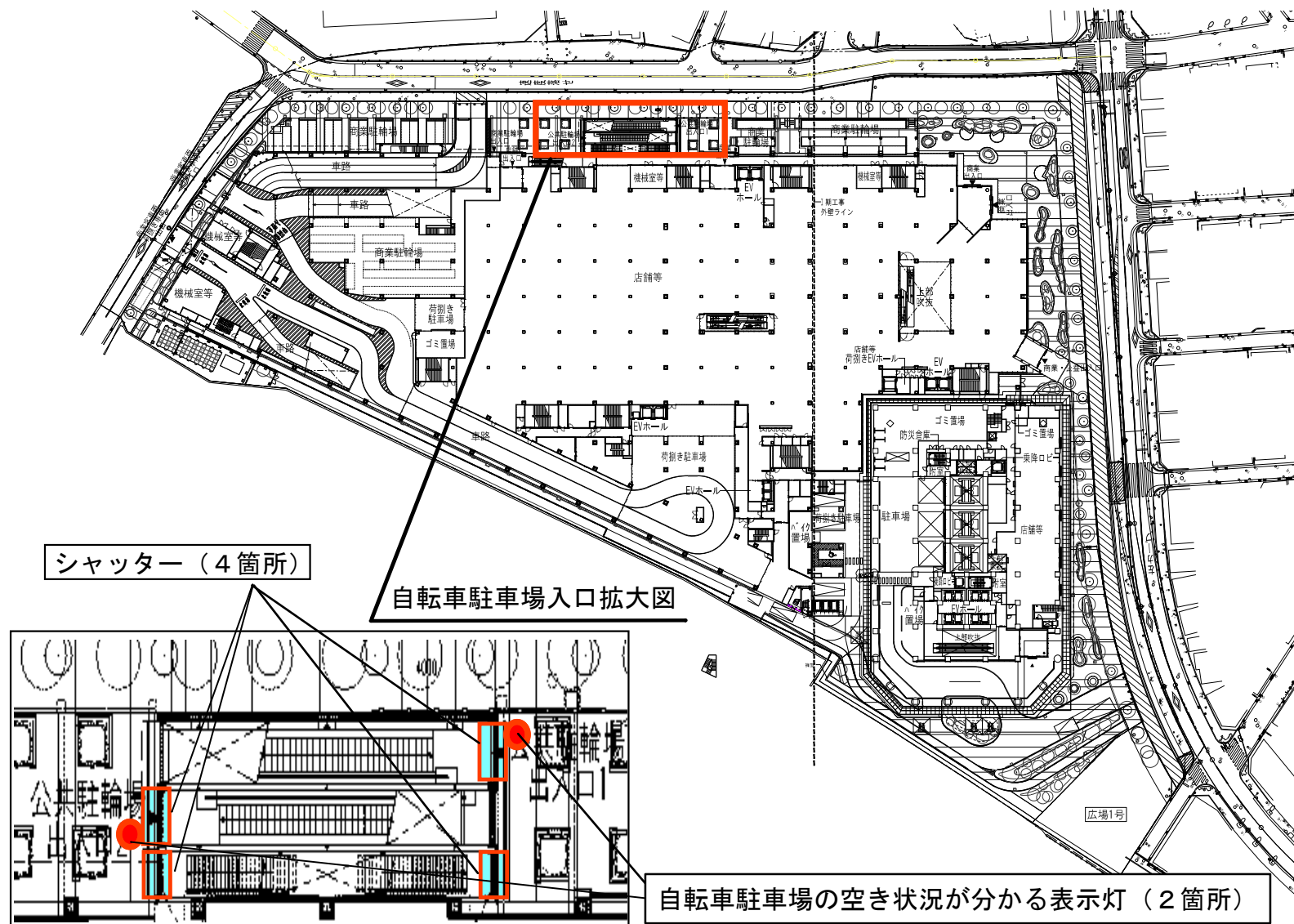
令和7年7月1日

案 内 図



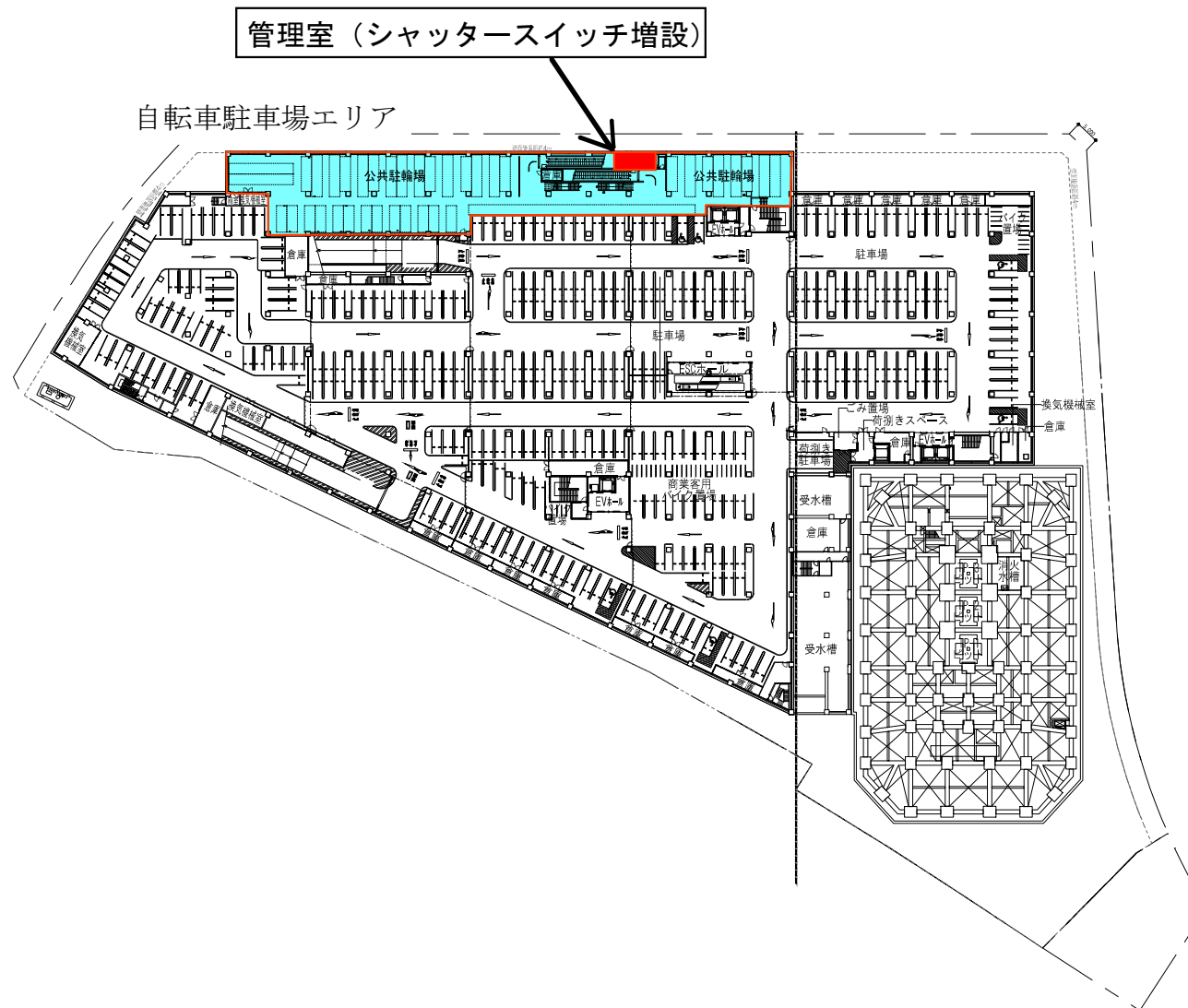
東金町一丁目西地区市街地再開発事業に係る
自転車駐車場用土地及び建物の買入れ

(1階平面図)



凡 例
縮尺 : 1 : 500 (A1)

(地下1階平面図)



凡 例
縮尺 : 1 : 500 (A1)

0m 20m 40m 60m 80m 100m 120m 140m 160m 180m 200m

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その2）工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号

尾花興業株式会社

代表取締役 尾 花 弘 行

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

2 億3,980万円

(2) 変更後契約金額

2 億5,029万9,500円

4 変更理由

(1) 令和6年度公共工事設計労務単価に係る特例措置を適用した。

(2) 土質試験の結果を受け、舗装下の地盤強度を高める必要があったため、固化材添加量を増量した。

(3) 沿道の利用形態の変更に合わせ、車両の乗り入れに対応できるよう一部の歩道舗装構造を見直した。

5 専決処分年月日

令和7年7月18日

案内図



工事箇所：高砂二丁目29番先から細田三丁目35番先まで

都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その2）工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

都市計画道路補助第284号線（東新小岩北）整備（その3）及び排水施設（その4）
工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号

尾花興業株式会社

代表取締役 尾 花 弘 行

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

3 億1,130万円

(2) 変更後契約金額

3 億2,404万7,900円

4 変更理由

- (1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項を適用した。
- (2) 地中に鉄くずやコンクリートガラ等が大量に混在し、分別することが困難であったため、混合廃棄物として処分を行った。
- (3) 施工帯と車道を分離する移動型ガードレールの一部について、区が保有しているものを使用することとした。

5 専決処分年月日

令和7年8月12日

案内図



都市計画道路補助第284号線（東新小岩北）整備（その3）及び排水施設（その4）工事

庶務報告 No. 12
総 務 部
令和7年9月18日

工事契約について

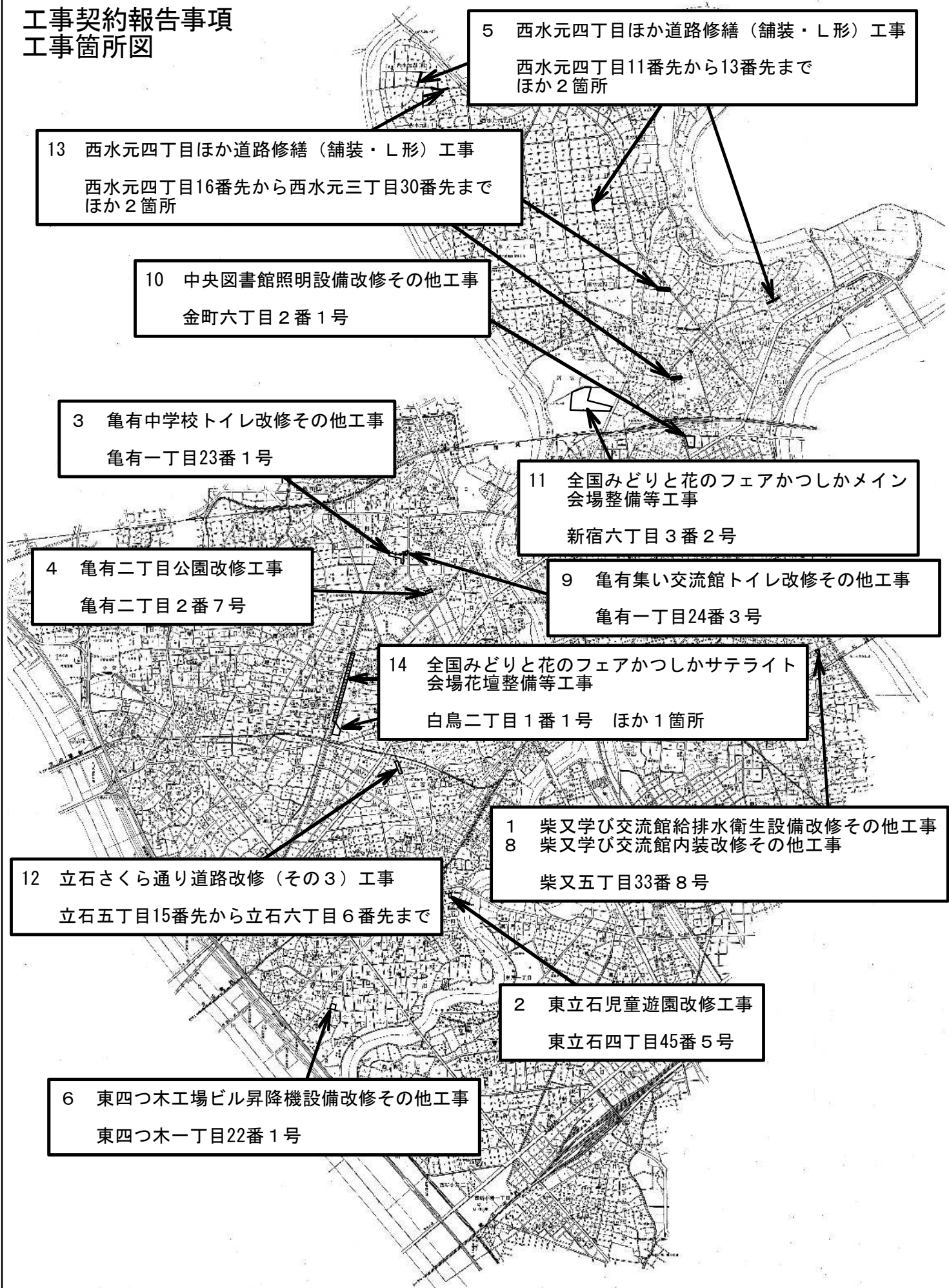
契約管財課

報告 番号	工 事 件 名 (工 事 簡 所)	工 事 概 要	契約の方法 契約金額 (円)	契 約 の 相 手	契 約 年 月 日 期 工 期
1	柴又学び交流館給排水衛生 設備改修その他工事 (柴又五丁目33番8号)	衛生器具設備工事 給水設備工事 給湯設備工事 排水設備工事	施工能力審査 型総合評価一 般競争入札 125,378,000	葛飾区東水元 一丁目18番15号 株式会社松崎工業 代表取締役 松崎 健一	令和7年6月27日 令和8年6月30日
2	東立石児童遊園改修工事 (東立石四丁目45番5号)	工事面積：414.61㎡ 土留：32.20m 複合遊具 1基 分電盤 1面	施工能力審査 型総合評価一 般競争入札 77,495,000	葛飾区亀有 三丁目3番11号 東洋グリーン産業株式会 社 代表取締役 竹嶋 功雄	令和7年6月27日 令和8年3月6日
3	亀有中学校トイレ改修その 他工事 (亀有一丁目23番1号)	校舎棟東側トイレ全 面改修工事 校舎棟西側トイレ洋 式化工事	施工能力審査 型総合評価一 般競争入札 101,046,000	葛飾区新小岩 四丁目24番11号 株式会社佐藤工務店 代表取締役 佐藤 正則	令和7年7月3日 令和8年1月30日
4	亀有二丁目公園改修工事 (亀有二丁目2番7号)	工事面積：1,225.00 ㎡ 木製複合遊具 1基 L形擁壁基礎：98.70 m 擬石縁石：104.00m	施工能力審査 型総合評価一 般競争入札 132,550,000	葛飾区青戸 八丁目5番16号 株式会社山溪緑地 代表取締役 松田 太郎	令和7年7月17日 令和8年3月12日

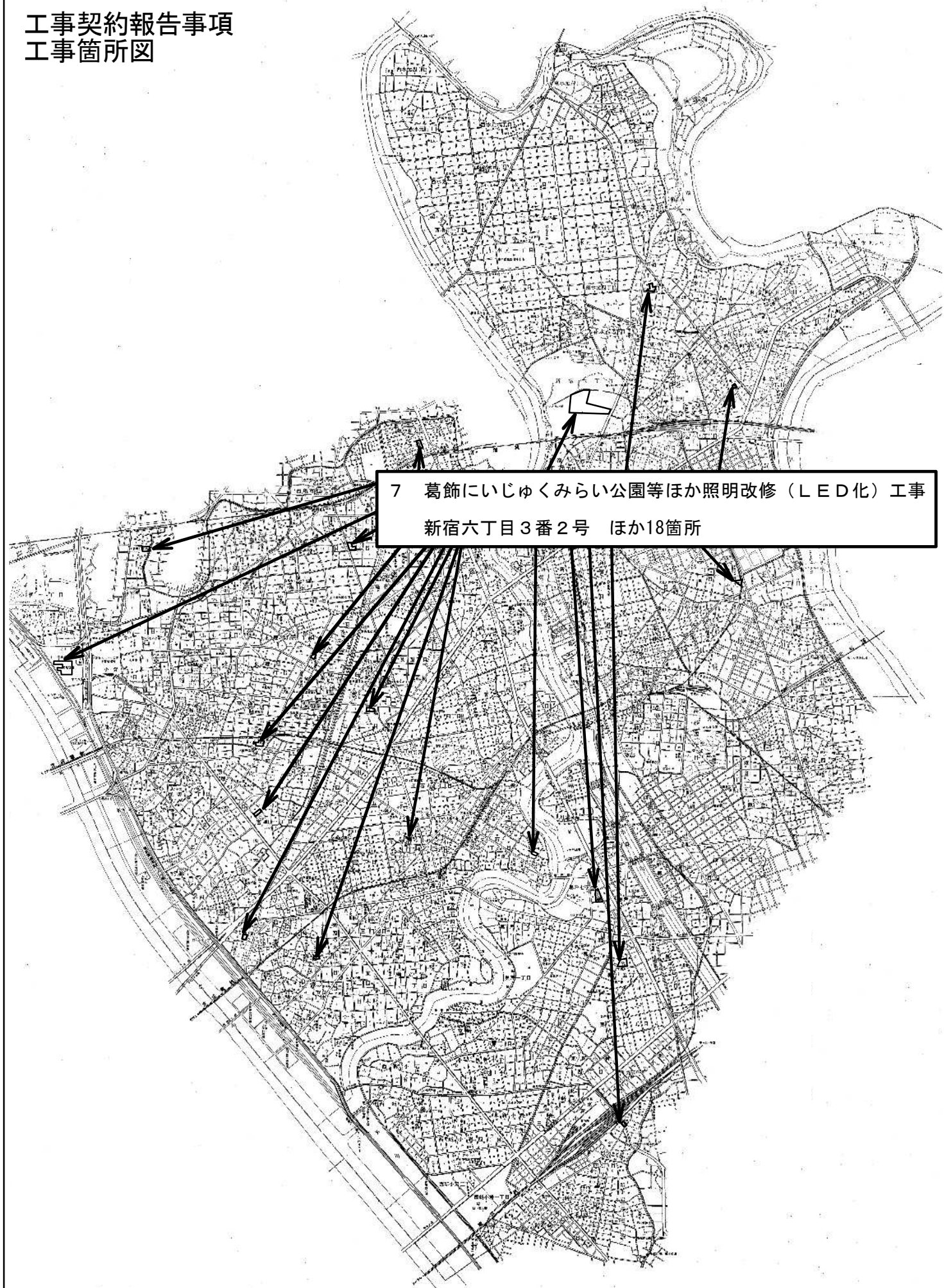
報告 番号	件 名 (履 行 場 所)	概 要	契約の方法 契約金額 (円)	契 約 の 相 手	契 約 年 月 日 工 期
5	西水元四丁目ほか道路修繕 (舗装・L形) 工事 (西水元四丁目11番先から 13番先まで ほか2箇所)	車道舗装工事 面積: 1,766.00m ²	公募型指名競争入札 62,150,000	葛飾区水元 三丁目9番14号 有限会社丸和建设工業 代表取締役 町田 裕司	令和7年7月23日 令和8年2月16日
6	東四つ木工場ビル昇降機設備改修その他工事 (東四つ木一丁目22番1号)	昇降機の制御リニューアル工事 既存不適格解消工事	随意契約 67,617,000	港区白金 一丁目17番3号 フジテック株式会社 首都圏統括本部 執行役員首都圏統括本部長 向井 晴昭	令和7年7月24日 令和8年9月30日
7	葛飾にいじゅくみらい公園等ほか照明改修(LED化)工事 (新宿六丁目3番2号 ほか18箇所)	公園灯LED化改修工事 灯数 103基	公募型指名競争入札 135,811,720	葛飾区四つ木 四丁目20番7号 国弘電設株式会社 代表取締役 國府田 進	令和7年7月25日 令和8年3月12日
8	柴又学び交流館内装改修その他工事 (柴又五丁目33番8号)	内装改修工事	施工能力審査型総合評価一般競争入札 128,965,000	葛飾区西水元 二丁目11番11号 株式会社大和建设 代表取締役 小川 和男	令和7年7月25日 令和8年6月30日
9	亀有集い交流館トイレ改修その他工事 (亀有一丁目24番3号)	トイレ改修工事	公募型指名競争入札 44,748,000	葛飾区東金町 五丁目36番6号 JBS株式会社 代表取締役 玉山 和治	令和7年7月28日 令和8年2月25日

報告 番号	件 名 (履 行 場 所)	概 要	契約の方法 契約金額 (円)	契 約 の 相 手	契 約 年 月 日 工 期
10	中央図書館照明設備改修その他工事 (金町六丁目2番1号)	電灯設備工事	施工能力審査 型総合評価一 般競争入札 102,850,000	葛飾区東立石 四丁目45番5号 工藤電業株式会社 代表取締役 工藤 賢作	令和7年8月1日 令和8年3月13日
11	全国みどりと花のフェアかつしかメイン会場整備等工事 (新宿六丁目3番2号)	工事面積：8,015.00 ㎡ 張芝：8,015.00㎡ 注意板 6基 ろ過機整備 1箇所	公募型指名競争入札 66,000,000	葛飾区宝町 二丁目35番18号 葛飾エクステリア株式会社 代表取締役 小鹿 昭	令和7年8月6日 令和8年3月17日
12	立石さくら通り道路改修(その3)工事 (立石五丁目15番先から立石六丁目6番先まで)	車道舗装工事 面積：1,039.00㎡ 歩道舗装工事 面積：728.00㎡	施工能力審査 型総合評価一 般競争入札 105,380,000	葛飾区東新小岩 七丁目24番12号 尾花興業株式会社 代表取締役 尾花 弘行	令和7年8月19日 令和8年3月6日
13	西水元四丁目ほか道路修繕(舗装・L形)工事 (西水元四丁目16番先から西水元三丁目30番先までほか2箇所)	車道舗装工事 面積：1427.00㎡ 歩道舗装工事 面積：336.00㎡	公募型指名競争入札 62,768,200	葛飾区南水元 一丁目6番1号 株式会社英組 代表取締役 高橋 英樹	令和7年8月26日 令和8年3月13日
14	全国みどりと花のフェアかつしかサテライト会場花壇整備等工事 (白鳥二丁目1番1号ほか1箇所)	工事面積：1,085.30 ㎡ 掲示板 13基 花壇：63.60㎡ 張芝：966.00㎡	公募型指名競争入札 42,570,000	葛飾区堀切 八丁目22番7号 株式会社相川造園 代表取締役 相川 正吾	令和7年9月1日 令和8年2月18日

工事契約報告事項 工事箇所図



工事契約報告事項
工事箇所図



令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000001930
件 名	柴又学び交流館給排水衛生設備改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区柴又五丁目33番 8 号
工 期	令和 7 年 6 月30日から令和 8 年 6 月30日まで 242日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 6 月 9 日
開札日時	令和 7 年 6 月26日 14時00分 電子入札
落札者名	株式会社松崎工業 代表取締役 松崎 健一 東京都葛飾区東水元一丁目18番15号
落札金額	125,378,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	有限会社木村工業所					辞退
2	株式会社東和エンジニアリング					辞退
3	株式会社松崎工業	125,378,000	0.0	17.0	17.0	落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	125,510,000 円
------	---------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000001948
件 名	東立石児童遊園改修工事
履行場所	東京都葛飾区東立石四丁目45番 5 号
工 期	令和 7 年 6 月30日から令和 8 年 3 月 6 日まで 160日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 6 月 9 日
開札日時	令和 7 年 6 月26日 13時30分 電子入札
落札者名	東洋グリーン産業株式会社 代表取締役 竹嶋 功雄 東京都葛飾区亀有三丁目 3 番11号
落札金額	77,495,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社相川造園					辞退
2	葛飾エクステリア株式会社					辞退
3	株式会社桂造園					辞退
4	株式会社山溪緑地					辞退
5	東洋グリーン産業株式会社	77,495,000	0.1	21.5	21.6	落札
6	株式会社優造園	77,649,000	0.0	19.5	19.5	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	77,655,600 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000001981
件 名	亀有中学校トイレ改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区亀有一丁目23番1号
工 期	令和7年7月7日から令和8年1月30日まで 137日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年6月16日
開札日時	令和7年7月3日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社佐藤工務店 代表取締役 佐藤 正則 東京都葛飾区新小岩四丁目24番11号
落札金額	101,046,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社金子工務店					辞退
2	小金建工株式会社					辞退
3	株式会社佐藤工務店	101,046,000	5.8	22.0	27.8	落札
4	株式会社大和建設					辞退
5	株式会社トクエイ	100,800,700	6.0	18.0	24.0	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	108,059,600 円
------	---------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002042
件 名	亀有二丁目公園改修工事
履行場所	東京都葛飾区亀有二丁目 2 番 7 号
工 期	令和 7 年 7 月 18 日から令和 8 年 3 月 12 日まで 150 日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 6 月 27 日
開札日時	令和 7 年 7 月 16 日 13 時 30 分 電子入札
落札者名	株式会社山溪緑地 代表取締役 松田 太郎 東京都葛飾区青戸八丁目 5 番 16 号
落札金額	132,550,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社相川造園	132,781,000	0.0	22.5	22.5	
2	株式会社桂造園					辞退
3	株式会社山溪緑地	132,550,000	0.2	24.0	24.2	落札
4	東洋グリーン産業株式会社					辞退
5	株式会社優造園					辞退
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	132,897,600 円
------	---------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002059
件 名	西水元四丁目ほか道路修繕（舗装・L形）工事
履行場所	東京都葛飾区西水元四丁目11番先から13番先まで ほか2箇所
工 期	令和7年7月24日から令和8年2月16日まで 130日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和7年7月8日
開札日時	令和7年7月22日 13時30分 電子入札
落札者名	有限会社丸和建设工業 代表取締役 町田 裕司 東京都葛飾区水元三丁目9番14号
落札金額	62,150,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	有限会社小針土木					辞退
2	宗明建設株式会社					最低制限価格割れ
3	有限会社丸和建设工業	62,150,000				落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	68,413,400 円
------	--------------

令和 7 年度

見積経過調書

案件番号	0000002160
件 名	東四つ木工場ビル昇降機設備改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区東四つ木一丁目22番 1 号
工 期	令和 7 年 7 月25日から令和 8 年 9 月30日まで 285日間
契約方法	随意契約
資料配付日	令和 7 年 7 月17日
見積書提出期限・提出先	令和 7 年 7 月23日 16時00分 葛飾区役所 7 階契約管財課
決定者名	フジテック株式会社 首都圏統括本部 執行役員首都圏統括本部長 向井 晴昭 東京都港区白金一丁目17番 3 号
決定金額	67,617,000 円

項番	企業名	第1回目 見積価格（円）	第2回目 見積価格（円）	第3回目 見積価格（円）	第4回目 見積価格（円）	備考
1	フジテック株式会社 首都圏統括本部	67,617,000				決定
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	67,617,000 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002051
件 名	葛飾にいじゅくみらい公園等ほか照明改修（ＬＥＤ化）工事
履行場所	東京都葛飾区新宿六丁目 3 番 2 号 ほか18箇所
工 期	令和 7 年 7 月28日から令和 8 年 3 月12日まで 145日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和 7 年 7 月 7 日
開札日時	令和 7 年 7 月24日 13時30分 電子入札
落札者名	国弘電設株式会社 代表取締役 國府田 進 東京都葛飾区四つ木四丁目20番 7 号
落札金額	135,811,720 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社オプテック 東京営業所					最低制限価格割れ
2	共栄電設工業株式会社					辞退
3	工藤電業株式会社					辞退
4	国弘電設株式会社	135,811,720				落札
5	有限会社KHYテクノ					辞退
6	大豊電設株式会社					辞退
7	株式会社大洋電設					辞退
8	高野電気工業株式会社					辞退
9	株式会社テクノサイジング					辞退
10	有限会社中村電気					辞退
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	135,811,720 円
------	---------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002067
件 名	柴又学び交流館内装改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区柴又五丁目33番 8 号
工 期	令和 7 年 7 月28日から令和 8 年 6 月30日まで 223日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 7 月 4 日
開札日時	令和 7 年 7 月24日 13時30分
落札者名	株式会社大和建设 代表取締役 小川 和男 東京都葛飾区西水元二丁目11番11号
落札金額	128,965,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社金子工務店	138,050,000	0.9	22.0	22.9	
2	J B S 株式会社					辞退
3	株式会社大和建设	128,965,000	6.8	21.5	28.3	落札
4	株式会社トクエイ	130,020,000	6.1	16.5	22.6	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	139,527,410 円
------	---------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002120
件 名	亀有集い交流館トイレ改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区亀有一丁目24番 3 号
工 期	令和 7 年 7 月29日から令和 8 年 2 月25日まで 138日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和 7 年 7 月11日
開札日時	令和 7 年 7 月25日 13時30分 電子入札
落札者名	J B S 株式会社 代表取締役 玉山 和治 東京都葛飾区東金町五丁目36番 6 号
落札金額	44,748,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	小金建工株式会社					辞退
2	J B S 株式会社	44,748,000				落札
3	株式会社東葛長谷工務店	44,869,000				
4	株式会社トクエイ	47,960,000				
5	有限会社ヤジマ装芸					辞退
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	48,966,500 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002110
件 名	中央図書館照明設備改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区金町六丁目 2 番 1 号
工 期	令和 7 年 8 月 4 日から令和 8 年 3 月13日まで 146日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 7 月11日
開札日時	令和 7 年 7 月31日 13時30分
落札者名	工藤電業株式会社 代表取締役 工藤 賢作 東京都葛飾区東立石四丁目45番 5 号
落札金額	102,850,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	共栄電設工業株式会社					辞退
2	工藤電業株式会社	102,850,000	0.0	22.5	22.5	落札
3	有限会社KHYテクノ	95,713,926	6.3	15.0	21.3	
4	大豊電設株式会社					辞退
5	株式会社大洋電設					辞退
6	高野電気工業株式会社					辞退
7	株式会社テクノサイジング					辞退
8	有限会社中村電気					辞退
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	102,918,200 円
------	---------------

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002146
件名	全国みどりと花のフェアかつしかメイン会場整備等工事
履行場所	東京都葛飾区新宿六丁目3番2号
工期	令和7年8月7日から令和8年3月17日まで 140日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和7年7月18日
開札日時	令和7年8月5日 14時00分 電子入札
落札者名	葛飾エクステリア株式会社 代表取締役 小鹿 昭 東京都葛飾区宝町二丁目35番18号
落札金額	66,000,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	葛飾エクステリア株式会社	66,000,000				落札
2	株式会社桂造園					辞退
3	株式会社山溪緑地					辞退
4	東洋グリーン産業株式会社	66,055,000				
5	株式会社優造園					辞退
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	66,116,600 円
------	--------------

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002140
件名	立石さくら通り道路改修（その3）工事
履行場所	東京都葛飾区立石五丁目15番先から立石六丁目6番先まで
工期	令和7年8月20日から令和8年3月6日まで 130日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年7月22日
開札日時	令和7年8月18日 13時30分 電子入札
落札者名	尾花興業株式会社 代表取締役 尾花 弘行 東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号
落札金額	105,380,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	尾花興業株式会社	105,380,000	5.4	21.0	26.4	落札
2	有限会社小針土木					辞退
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	112,209,900 円
------	---------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002247
件 名	西水元四丁目ほか道路修繕（舗装・L形）工事
履行場所	東京都葛飾区西水元四丁目16番先から西水元三丁目30番先まで ほか2箇所
工 期	令和7年8月27日から令和8年3月13日まで 130日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和7年8月4日
開札日時	令和7年8月25日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社英組 代表取締役 高橋 英樹 東京都葛飾区南水元一丁目6番1号
落札金額	62,768,200 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	尾花興業株式会社					辞退
2	宗明建設株式会社	62,920,000				
3	株式会社英組	62,768,200				落札
4	株式会社ワイオリ	66,000,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	69,436,400 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002280
件 名	全国みどりと花のフェアかつしかサテライト会場花壇整備等工事
履行場所	東京都葛飾区白鳥二丁目 1 番 1 号ほか 1 箇所
工 期	令和 7 年 9 月 2 日から令和 8 年 2 月 18 日まで 110 日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和 7 年 8 月 18 日
開札日時	令和 7 年 8 月 29 日 14 時 30 分 電子入札
落札者名	株式会社相川造園 代表取締役 相川 正吾 東京都葛飾区堀切八丁目 22 番 7 号
落札金額	42,570,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社相川造園	42,570,000				落札
2	株式会社桂造園					辞退
3	株式会社山溪緑地	42,680,000				
4	株式会社優造園	42,790,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	42,842,800 円
------	--------------

庶務報告　No. 13		
総	務	部
令和7年9月18日		

令和 6 年度特別区税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の不納欠損について

収納対策課

1 概要

令和 6 年度調定の特別区税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料について、納税者又は納付義務者の無財産などにより徴収できなかったもの及び時効により徴収権が消滅したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

2 不納欠損の事由

(1) 執行停止（3 年）・・・地方税法第 15 条の 7 第 4 項

以下の理由により、滞納処分の執行を停止した場合で、その期間が 3 年間継続したとき。

ア 滞納処分できる財産がないとき。

イ 滞納処分により生活が著しく困窮する恐れがあるとき。

ウ 所在・財産が不明なとき。

(2) 執行停止（即時）・・・地方税法第 15 条の 7 第 5 項

無財産で、生活保護受給、相続人皆無など徴収金を徴収できないことが明らか
なとき。

(3) 消滅時効

ア 特別区税・・・地方税法第 18 条

法定納期限の翌日から起算して、5 年を経過したとき。

イ 国民健康保険料・・・国民健康保険法第 110 条

法定納期限の翌日から起算して、2 年を経過したとき。

ウ 後期高齢者医療保険料・・・高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条

法定納期限の翌日から起算して、2 年を経過したとき。

3 不納欠損額

(1) 特別区税	81,583千円 (4,069件)
ア 特別区民税	79,505千円 (3,512件)
イ 軽自動車税	2,078千円 (557件)
ウ 特別区たばこ税	0千円 (0件)
エ 入湯税	0千円 (0件)
(2) 国民健康保険料	904,225千円 (68,669件)
(3) 後期高齢者医療保険料	16,218千円 (1,795件)
内訳は別紙のとおり	

4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

1 不納欠損事由別内訳

区分		執行停止						消滅時効		合計	
		第4項（3年）		第5項（即時）		計					
		金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
（1）特別区税	無財産	1,858	80	48,602	1,727	50,460	1,807	30,015	2,200	81,583	4,069
	生活困窮	444	13			444	13				
	所在・財産不明	664	49			664	49				
	合計	2,966	142	48,602	1,727	51,568	1,869				
（2）国民健康保険料	無財産	0	0	25,535	1,765	25,535	1,765	878,690	66,904	904,225	68,669
	生活困窮	0	0			0	0				
	所在・財産不明	0	0			0	0				
	合計	0	0	25,535	1,765	25,535	1,765				
（3）後期高齢者医療 保険料	無財産	0	0	1,101	42	1,101	42	15,117	1,753	16,218	1,795
	生活困窮	0	0			0	0				
	所在・財産不明	0	0			0	0				
	合計	0	0	1,101	42	1,101	42				

2 前年度との比較

区分		執行停止						消滅時効		合計	
		第4項（3年）		第5項（即時）		計					
		金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
（1）特別区税	令和6年度	2,966	142	48,602	1,727	51,568	1,869	30,015	2,200	81,583	4,069
	令和5年度	11,684	544	99,190	6,127	110,874	6,671	24,892	2,123	135,766	8,794
	増減	△ 8,718	△ 402	△ 50,588	△ 4,400	△ 59,306	△ 4,802	5,123	77	△ 54,183	△ 4,725
	増減率(%)	△ 74.6	△ 73.9	△ 51.0	△ 71.8	△ 53.5	△ 72.0	20.6	3.6	△ 39.9	△ 53.7
（2）国民健康保険料	令和6年度	0	0	25,535	1,765	25,535	1,765	878,690	66,904	904,225	68,669
	令和5年度	0	0	174,199	10,180	174,199	10,180	407,776	30,608	581,975	40,788
	増減	0	0	△ 148,664	△ 8,415	△ 148,664	△ 8,415	470,914	36,296	322,250	27,881
	増減率(%)	－	－	△ 85.3	△ 82.7	△ 85.3	△ 82.7	115.5	118.6	55.4	68.4
（3）後期高齢者医療 保険料	令和6年度	0	0	1,101	42	1,101	42	15,117	1,753	16,218	1,795
	令和5年度	0	0	5,958	391	5,958	391	10,303	1,520	16,261	1,911
	増減	0	0	△ 4,857	△ 349	△ 4,857	△ 349	4,814	233	△ 43	△ 116
	増減率(%)	－	－	△ 81.5	△ 89.3	△ 81.5	△ 89.3	46.7	15.3	△ 0.3	△ 6.1

庶務報告	No. 14
総務部	
令和7年9月18日	

差押債権取立請求事件に係る訴えの取下げについて

収納対策課

令和7年第1回区議会定例会において専決処分の報告をした差押債権取立請求事件について、次のとおり訴えを取り下げたため、報告するもの

1 訴訟の内容

(1) 事件名 [redacted] 差押債権取立請求事件

(2) 裁判所 東京簡易裁判所

(3) 訴訟物の価額 金126万0000円

(4) 当事者

ア 原告 葛飾区

イ 被告 [redacted]

(5) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、金126万0000円及びこれに対する訴状送達日の翌日から
支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに前号について仮執行宣言を求める。

2 取下げの理由

被告が令和7年6月11日に訴訟物の価額である126万0000円、令和7年6月20日に
遅延損害金1万2117円を区に支払ったため

3 経過

(1) 令和7年1月29日 訴えの提起

(2) 令和7年4月17日 第1回口頭弁論

(3) 令和7年6月5日 第2回口頭弁論

(4) 令和7年6月11日 請求額のうち訴訟物の価額である126万0000円支払

- (5) 令和7年6月20日 遅延損害金1万2117円支払
- (6) 令和7年6月23日 被告代理人へ取下書送付
- (7) 令和7年6月26日 被告代理人から取下書の押印版受領
- (8) 令和7年6月26日 東京簡易裁判所に取下書提出

庶務報告 No. 15		
総	務	部
令和7年9月18日		

Web口座振替受付サービスについて

収納対策課

1 概要

現在、本区の特別区民税・都民税・森林環境税や国民健康保険料等の口座振替手続きは、窓口と郵送で行うことができるが、新たにパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して手続きができる、Web口座振替受付サービスを導入するもの

2 対象の債権

特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収）

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(普通徴収)

保育園保育料（公立延長料）、学童保育クラブ使用料（公立）

3 対象金融機関（予定）

90行（都市銀行5行、地方銀行22行、その他銀行4行、労働金庫1行、信用金庫28行、信用組合15行、農業協同組合15行）

4 開始時期

令和7年10月1日（水）

5 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、各種SNS、案内ポスター、電光掲示板（2階区民ホール）により周知する。

庶務報告 No. 16		
総	務	部
令和7年9月18日		

令和6年度都民税及び森林環境税過少払込みに係る精算措置 及びシステム事業者への対応について

税務課

1 都民税・森林環境税の払込み

(1) 概要

令和6年度の特別区民税等歳入調定事務において、システム上の処理誤り及びその後の確認不足により、本来、令和6年度の都民税・森林環境税として東京都に払い込むべき57,581,629円が、特別区民税に多く収入した状態となっている。このため、当該払込額を東京都に払い込む必要がある。

(2) 対応方針

この払込額は、令和6年度の特別区民税として歳入しており、令和6年度決算額として確定している。このため、東京都に払い込むための歳出予算を令和7年度の第二次補正予算（案）に計上し、東京都に当該払込額を払い込むこととする。

(3) 予算措置

57,582千円

令和7年度第二次補正予算（案）に計上

(4) 今後の予定

本年10月に東京都への払込みを予定している。

2 システム事業者への対応

(1) 概要

今回の事務処理誤りの契機となったのは、日本電気株式会社（以下「システム事業者」という。）が提示した処理手順に誤りがあったことである。システム事業者からの報告によって経緯を確認し、庁内においてシステム事業者への対応につ

いて協議した。本件は、区政に対する信頼を損ないかねない重大な事案と改めて認識し、システム事業者に対し、令和7年8月27日付で再発防止策を求める申入書を送付した。

(2) 今後の対応方針

この申入書に基づき、再発防止策について具体的に協議を進める。今後の対応については、システム事業者からの回答や今後の対応状況を踏まえ、慎重に検討していく。また、システム事業者との日常的なコミュニケーションを一層強化し、情報共有の密度を高め、重要な処理手順については書面での相互確認を徹底する。

庶務報告 No. 17		
総	務	部
令和7年9月18日		

定額減税補足給付金（不足額給付）の給付金総額の補正について

税務課

1 理由

定額減税補足給付金（不足額給付）（以下、「不足額給付」という。）の給付金額については、内閣府から令和6年12月17日に示された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下、「内閣府要綱」という。）に基づき、給付対象者数及び給付金単価から算出し、令和7年度当初予算に計上したところである。

しかし、事務処理基準日である令和7年6月10日時点において、デジタル庁が提供する「不足額給付のための算定ツール（以下、「算定ツール」という。）」を用いて給付金額を算出した結果、対象者数及び給付金単価が増加したことにより給付金総額及び事務費が不足する見込みとなった。

そのため、令和7年度の第二次補正予算（案）への計上を行う。

内閣府要綱及び算定ツールによる給付金額算出結果

項目	内閣府要綱	算定ツール	差
給付対象者総数 (扶養親族含む)	50,019人	78,500人	28,481人
給付金単価	17,190円	20,767円	3,577円
給付金総額	859,835千円 (当初予算)	1,630,220千円	<u>770,385千円</u> (補正予算)

事務費

項目	当初予算	算出結果	差
振込手数料	4,416千円 (当初予算)	6,384千円	<u>1,968千円</u> (補正予算)

2 予算措置

772,353千円（給付金770,385千円、事務費1,968千円）

令和7年度第二次補正予算（案）に計上

庶務報告 No. 18		
総	務	部
令和7年9月18日		

税務業務における窓口サービス向上及び業務効率化の取組について

税務課

1 概要

窓口サービス向上と業務効率化を図るため、税務業務窓口において、以下の2つの取組を開始する。

(1) 申請書作成サービス

来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書）に記載された氏名、住所等の情報を特別区民税・都民税申告書及び特別区民税・都民税・森林環境税証明交付申請書に自動で印字するサービスを導入する。

手書きによる記入負担や記入ミスを減らすことで、再提出の手間をなくし、利便性と満足度を向上させる。また、職員の業務負担を軽減し、相談業務等に注力できる環境を整備することで、窓口業務の効率化を図る。

(2) 申告事前予約サービス

住民税申告期間中の窓口混雑を緩和するため、申告手続きの事前予約サービスを導入する。

待ち時間を短縮し、区民が都合に合わせて計画的に手続きを進めることで、利便性と満足度を向上させる。また、申告対応時間を事前に把握することで、適切な人員配置が可能となり、円滑な窓口運営を通じて職員の負担軽減を図る。

2 導入開始時期

令和7年10月1日（水）

3 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、各種SNSにより周知する。

庶務報告 N o . 1
地 域 振 興 部
令和 7 年 9 月 1 8 日

金町区民事務所における納付済み各種保険料等の消失について

戸籍住民課

令和7年7月8日の総務委員会において庶務報告を行った本件について、その後の進捗を報告するもの

1 本件に係る納付済みと認めた方への対応

個別に文書を郵送し、顛末について報告を行った。

2 財務会計上の手続き

令和7年7月29日付けで被害額が収納された歳入科目から各債権へ充当を行った。

3 職員の処分

令和7年7月29日付けで懲戒免職の処分を行った。

4 遅延損害金

被害元金に対する民法第709条に基づく不法行為による遅延損害金として35,861円を請求した。

5 防犯カメラの設置

令和7年9月14日に金町区民事務所に防犯カメラの設置を完了した。なお、他の区民事務所についても9月中に設置を完了する見込みである。

庶務報告 N o . 1
産 業 観 光 部
令和 7 年 9 月 1 8 日

亀有地域における観光バス駐車場整備の進捗について

観光課

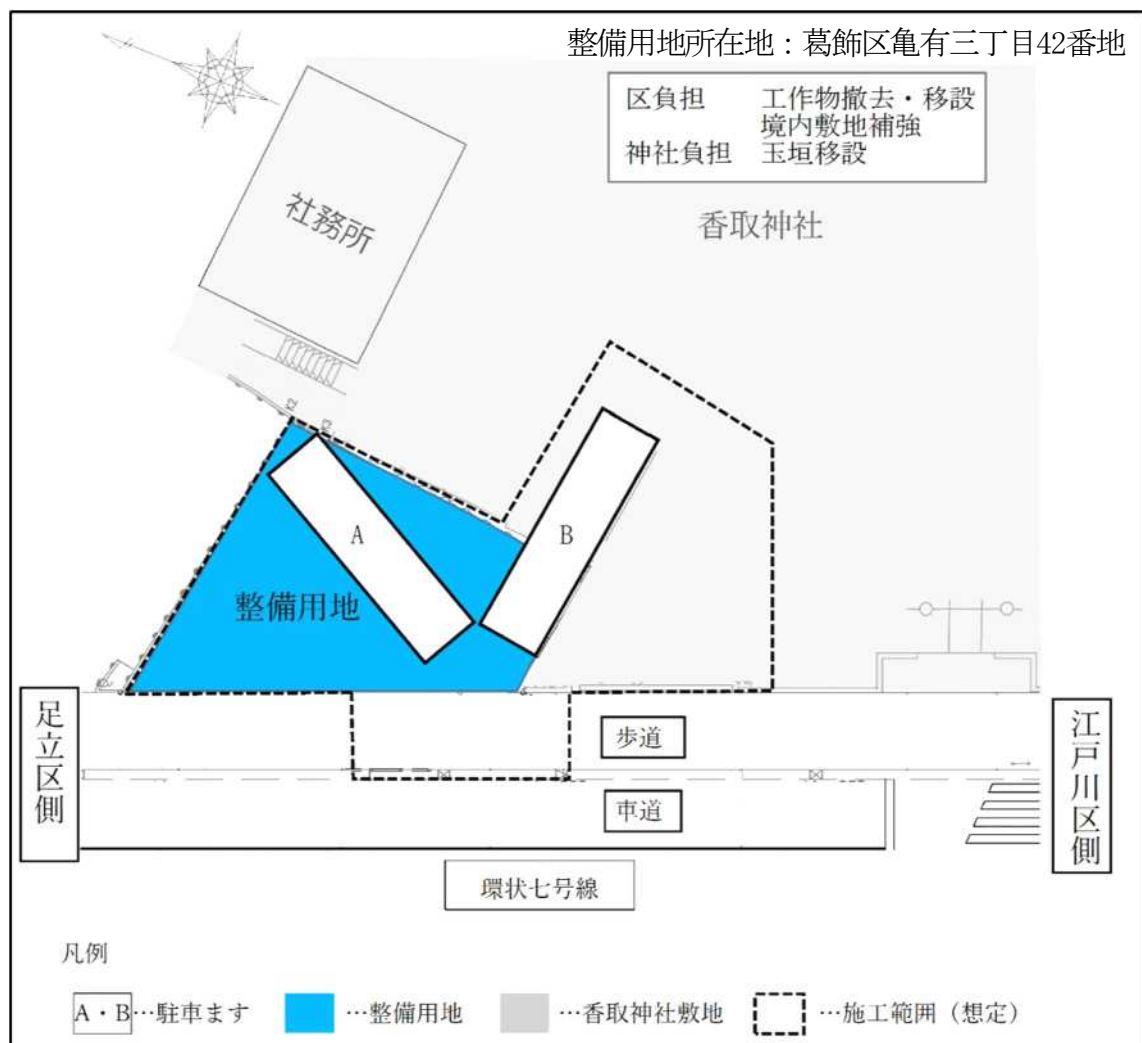
1 趣旨

亀有地域における観光バス駐車場の整備について、関係機関や亀有香取神社との協議を踏まえて、整備等の概要案及び今後のスケジュールがまとまったことから、報告するもの

2 整備等の概要（案）

整備用地及び境内の一部を使用し、観光バス用駐車ます 2 台分の整備を予定

【整備図面案（平面図）】



3 今後のスケジュール（予定）

設計協議先が東京都第五建設事務所、亀有警察署及び東京電力など多岐にわたるため、令和8年8月の完了を目途に設計を行う。

令和7年11月～ 設計業務

令和8年度 整備工事着工

※工事時期については、催事等を踏まえ神社と調整のうえ決定していく。

4 予算措置

令和7年度当初予算	5,590千円
-----------	---------

令和7年度第二次補正予算（案）	△3,990千円
-----------------	----------

令和7年度	1,600千円
-------	---------

令和8年度	3,990千円（債務負担行為設定）
-------	-------------------

総額	5,590千円
----	---------

参考 これまでの主な経過

令和6年10月 東京都から整備用地の取得（219.37㎡）

令和7年3月 車両軌跡の検討及び測量の実施

9月 亀有香取神社との協定締結

投票所の移転について

選挙管理委員会事務局

1 概要

第8投票所だった旧木根川小学校は、渋江小学校との学校統合による既存校舎解体工事により使用できないため、令和7年4月の選挙以降、中川中学校に投票所の移転を行った。しかしながら、前投票所の旧木根川小学校近くの公共施設であり、第8投票区域のほぼ中心に位置する東四つ木地区センターに投票所を設置する要望も地域からあったが、5月から9月まで全面改修工事があり、投票所の設営は困難な状況であった。

そしてこのたび、全面改修工事が終了する見込みがたち、投票所の設営が可能となったことから、有権者の利便性向上を図るため、東四つ木地区センターに第8投票所を移転するもの

2 投票所の移転先

- (1) 移転先 東四つ木地区センター
- (2) 所在地 東四つ木一丁目20番4号



3 移転時期

令和7年10月以降の選挙から移転する。

4 周知について

令和7年 9月 総務委員会にて庶務報告

東四つ木地区連合町会に個別説明

10月以降 該当投票区域の約3,000世帯に対し周知チラシを全戸配布

総務部 幹部職員名簿

令和7年9月16日

No.	職 名		氏 名	備 考
1	総務部長		今 井 直 紀	
2	総合庁舎整備担当部長		泉 山 省 吾	
3	総務部	総務課長	佐 藤 秀 夫	総務部参事
4	〃	総合庁舎推進担当課長	五十嵐 徹	
5	〃	総合庁舎技術担当課長	寺 崎 諭	
6	〃	秘書課長	小野塚 正 浩	
7	〃	広報課長 兼務 すぐやる課長	宅 間 大 介	
8	〃	人権推進課長	笥 美 紀	
9	〃	人事課長	竹 田 信	
10	〃	契約管財課長	疋 田 博 之	
11	〃	収納対策課長	伊 東 由 希	
12	〃	税務課長	浅 野 和 成	
13	〃	副参事（法規担当）	金 子 宰 慶	